

第百十三回 参議院税制問題等に関する調査特別委員会会議録第十号

昭和六十三年十二月十三日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
十二月十三日

辞任

太田 淳夫君
柳澤 鍊造君
秋山 肇君

補欠選任

片上 公人君
小西 博行君
野末 陳平君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

梶木 又三君

委員

井上 吉夫君
井上 孝君
板垣 正君
岩本 政光君
大河原太一郎君
大木 浩君
岡部 三郎君
加藤 武徳君
久世 公堯君
後藤 正夫君
斎藤栄三郎君

国務大臣

内閣総理大臣 大蔵大臣 文部大臣 外務大臣 農林水産大臣 通商産業大臣 運輸大臣 郵政大臣
竹下 登君 林田修紀夫君 宇野 宗佑君 中島源太郎君 藤本 孝雄君 佐藤 隆君 田村 元君 石原慎太郎君 中山 正暉君

政府委員

内閣官房副長官 内閣法制局長官 内閣法制局第三部長 人事院総裁 人事院事務局長 職員局長 公正取引委員会委員長 公正取引委員会事務局官房審議官 総務庁長官官房審議官 兼内閣審議官
小沢 一郎君 味村 治君 津野 修君 内海 倫君 川崎 正道君 梅澤 節男君 糸田 省吾君 紀 嘉一郎君

総務庁長官官房審議官 兼内閣審議官 増島 俊之君
総務庁人事局長 勝又 博明君
総務庁人事局次長 服藤 収君
兼内閣審議官 小野寺龍二君
防衛庁参事官 村田 直昭君
防衛庁参事官 長谷川 宏君
防衛庁教育訓練局長 田原 敬造君
防衛施設庁建設部長 吉住 慎吾君
防衛施設庁防務部長 勝村 坦郎君
防衛施設庁防務部長 根来 泰周君
防衛施設庁防務部長 佐藤 嘉恭君
防衛施設庁防務部長 齊藤 邦彦君
防衛施設庁防務部長 篠沢 恭助君
防衛施設庁防務部長 水野 勝君
防衛施設庁防務部長 角谷 正彦君
防衛施設庁防務部長 平澤 貞昭君
防衛施設庁防務部長 伊藤 博行君
防衛施設庁防務部長 加戸 守行君
防衛施設庁防務部長 古村 澄一君
防衛施設庁防務部長 倉地 克次君
防衛施設庁防務部長 坂元 弘直君
防衛施設庁防務部長 末次 彬君
防衛施設庁防務部長 多田 宏君
防衛施設庁防務部長 仲村 英一君
防衛施設庁防務部長 北川 定謙君

厚生省社会局長	小林 功典君
厚生省児童家庭局長	長尾 立子君
厚生省保険局長	坂本 龍彦君
厚生省年金局長	水田 努君
社会保険庁運営部長	土井 豊君
兼内閣審議官	
農林水産省経済局長	塩飽 二郎君
通商産業大臣官官商務流通審議官	高橋 達直君
通商産業省産業政策局長	児玉 幸治君
資源エネルギー庁長官	鎌田 吉郎君
運輸大臣官房審議官	金田 好生君
兼内閣審議官	
運輸省地域交通局長	阿部 雅昭君
郵政省郵務局長	田代 功君
郵政省電気通信局長	塩谷 稔君
郵政省放送行政局長	成川 富彦君
労働大臣官房長	清水 傳雄君
労働大臣官房政策調査部長	甘粕 啓介君
労働省労働基準局長	野見山眞之君
労働省婦人局長	佐藤ギン子君
労働省職業安定局長・障害者対策部長	竹村 毅君
建設大臣官房総務審議官	木内 啓介君
建設省道路局長	鈴木 道雄君
建設省住宅局長	伊藤 茂史君
自治省行政局長	浅野大三郎君
自治省財政局長	津田 正君
自治省税務局長	湯浅 利夫君

事務局側

常任委員会専門員	竹村 晨君
常任委員会専門員	片岡 定彦君
常任委員会専門員	保家 茂彰君

本日の会議に付した案件

- 税制改革法案(内閣提出、衆議院送付)
- 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 消費税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 消費税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 消費税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(堀木又三君) ただいまから税制問題等に関する調査特別委員会を開会いたします。

税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、これより堀出啓典君の質疑を行います。堀出君。

○堀出啓典君 最初に、政治姿勢の問題について総理にお尋ねしたいと思います。

総理も御存じのように、最近の世論調査、朝日、毎日、読売、時事、各紙が調査をしておるわけでございますが、竹下内閣の支持率が急速に低下をしております。もう一八％、二九％、支持率。不支持の方がはるかにふえてきておるわけでありまして、ちょうど中曽根内閣が売上税を強行したときにも同じように支持率が下がった、それよりもっと下がっている面もあるわけでございしますが、私は今回消費税法案を国民の反対を押し切って強引にやる、こういうところからこういう結果が出ておるんじゃないか、そういう意味で本国会の成立をあきらめるべきではないか、総理は

どのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 御指摘がありましたように、各紙世論調査等、今、委員御指摘のとおりでございます。挙げて世論調査というのは私自身の不徳のいたすところといつもそのように思っております。ところでございしますが、世論調査というものはこれに固執するというわけではないにしても、政権を担担しておりますと全く気にかからないものでは断じてございせん。

したがって、国会でこのようにして整々と議論を重ねる中に、国民のお方もまた私どもの政治の姿勢に対しての理解を深めていただけたら、誠心誠意国会に対して忠実にお務めを果たしたい、このように思っております。

○堀出啓典君 だんだん理解が高まって支持がふえるならいいんですけども、だんだん下がっているわけですね。やはり国民が支持しないこともやらねばならない場合もあるかもしれません、増税などというのはいかにも好まないわけですから。しかし、少なくとも大方の人が理解と支持を得られるまで努力をしていかなくちゃいけないと思えます。竹下総理はつじ立ちをやっても理解を求め、このように言いましたけれども、私の見る限り、それは一部業界のトップに対しては根回しをしてはいるかもしれないけれども、我々地方においてはそういう努力が感ぜられない。総理もわざわざ広島まで来られたわけですが、あのときは仲間だけを集めて、そうして本通りということをやったと通っただけで街頭演説の一つもしていない。また今回は政府税調が二十回も各地で公聴会をやった、そのように言っておりますが、これはまだ税法が、どういう法案を出すかということが全然決まってい段階にやっただけでありまして、そういう意味では国民に対する理解を求める努力が余りされてないんじゃないか、その点はどのようにお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) 確かにつじ立ちという言葉を使いました。これは私どもの先輩がよくお使

いになっておった言葉でございますが、私自身ただ節度を考えなきゃなりませんのは、このようにして国会というものが整々と機能しておりますときに、例えば一例として街頭演説というふうなことがなくなった場合、ある意味において議会制民主主義が機能しておるにもかかわらず、直接民主主義に訴えてという方法は避けるべきではなからうかと。今おっしゃいましたように、何だか身内を集めて話しているのじゃないか、そういう感なきにしもあらずと思っております。しかしながら、皆さん方とお会いしてたびを重ねることに、少なくとも最大公約数として税制改革そのものは必要だということ、国民の皆さん方のある種のコンセンサスになりつつあるではなからうかというふうに私は感じておるところでございます。

したがって、きょうのようにブラウ管を通じて国民の皆様方が一つ一つの税の仕組みとかあるいは基本的な考え方とかを堀出委員との問答の中で理解を深めていただきますならば、私は税法というものの大方の理解もできて、そしてこれが非常に正常な形で機能していくようになりましてならば、いつも申し上げる言葉でございますが、新税もまたいづれ良税と評価されるであろうというのを信じながら、一生懸命お答えをしております。

○堀出啓典君 税制改革が必要だということは総理も言われるように世論になりつつあるし、私たち公明党もそのように思っています。

問題は内容でございますが、今回の消費税法について私も広島県内の商店街の皆さんにいろいろアンケート調査をして、この法案に対する理解をいろいろお聞きしたわけでございますが、よく理解しているという人が七％。けれども、これも恐らく、細かい法案の政令、省令等がまだ決まってい段階ですから、本当にわかっているとも言えないんじゃないか。賛成はわずか二％。恐らくこの法案の内容がわからないために反対している人もいるのじゃないかと思うんです。

私は、竹下さんはどちらかというと、鳴くまで

ような努力をこれからも続けていかなければならないというふうに思っておりますのでござい

ます。

○増出啓典君 今回の税制改正にはシャープ税制以来四十年に近い期間を経ての大改正であります。それだけに、税法というものはそう朝令暮改するわけにはいかない。そういう意味で慎重にやらなければいけないと思っておりますが、なぜこのように急ぐのか。一部には、自由民主党が衆議院で三百議席のある間にやらないとできないという

ような声も聞かれますが、もしそうであるならば、私は余りにも三百議席を持つ自由民主党としては情けない。そういうことではないと思

うんですけれども、三百議席を持つ責任政党であるならば、選挙のときにやらないと言つて途中でまた変更するんじゃないに、堂々とやはり筋を通

して私はやってもいい。

今回の消費税は、先ほど申しましたように、昨年に比べていろいろな情報があるから地方に流れてきていない。一部の業界はいろいろ流れてきて

おりますが、そういう意味で、私どももわざと

ろんな情報を地方へ流さないんじゃないか、こ

ういうように勘ぐりたくなるぐらいであります。あ

る人は、このような国民に細かい点を知らせないままに消費税を通すことは火事場泥棒だ、こ

うように細かいところまで税金を取ろうとしてい

る。そういう一方でこういう不当な利益には税金

がかららない。これは額に汗して働いている大半

のまじめな納税者から見れば到底私は許せないこ

とではないかと思ふのであります。そういう庶

民の怒りというものを総理はどのようにお考えで

しょうか。

○国務大臣(竹下登君) いわば消費税の持つ性格

というものは、これは消費の段階で薄く広くち

うだいたいということでございますから、税理

論としては消費税というものはそういうものだ

という御理解をいただければわかつていくのではな

かろうかと私は思います。

ただ、今も御指摘がありましたように、切手の

問題、封書の問題等々が出てまいりますと、言

つてみれば情緒的なそういう不公平感、表現は必ず

しも適切な言葉とは思いませんが、そういうもの

がやはり消費税というものを導入する際には、こ

れはどの国にも見られますような形で存在する

ことを私も否定するものではございません。にも

かわらず、一方言つてみれば、株式の譲渡所得課

税というようにものに対する問題がなおざりにさ

れていふようなものという、国民の皆様方の今

怒りという言葉をお使いになりましたが、そうい

う感情は私も否定するものではございません。

これについて私なりに考えてみますと、確かに

シャープ税制で昭和二十五年改正のときにこれは

原則課税であつたことは事実でございます。恐ら

く申告の際に難所として乗つてくるというやうな

ことではなかったかと思ふのでございますが、今

の株式の発展状態とは大変違つてございま

す。が、昭和二十八年にこれが原則非課税にな

つたというところに私は一つの問題があつたと思

ふんであります。

そのとき原則非課税になつた理論をひもとい

てみますと、これはいわゆる株式市場というものを

日本経済の資金調達の場として活性化しようとい

う政策的配慮も働いておつたと思ふます。いま一

つは、非常に捕捉しがたいという問題からして生

じた点もあるであらうと思ふのであります。その

うちに今度は、五十回、二十万株以下でございま

すか、そうした形のが行われてまいりました

が、いつも申しますように、例えば創業者利益等

の議論をしますときには、私も若くは若くは

はり松下幸之助先生とか石橋正二郎先生とか、そ

ういうような方が土台になつて創業者利得等の

議論をいたしまして、したがつてそういうものの

実態より以上の株式市場の発達というものが、い

ろんな誘惑を生ずる穴をとめることがそれにつ

いていけなかつたんじゃないか、こんな感じがする

わけでございます。

そこで、種々国会等でも御議論をいただいて今

度提案をいたしましたのが原則非課税から原則課

税にしよう、そういうことで御議論を賜つたわけ

でございます。さらに、さういふからばそれを將

来総合課税というところへ志向する努力をすべき

だということももとより修正等の議論の際にあつ

たわけでございますから、今素朴な感情あるいは

怒りとしてありますものに对应してそれを改めよ

うという努力が今の段階でもお続けされておる

というふうに考えておる次第でございます。

○増出啓典君 それで、これは先般、当委員会

で同僚議員の和田委員も質問したわけですが、今

回のリクルートコスモス株の譲渡は、まあ全部が

さうだというわけではありせんけれども、融資の

サービスつき、しかも利子も払つてない人もい

る、売る時期もお任せ、本人は債券も見たことが

ない、払い込まれたのは差額の利益のみだ、こ

ういうことは正常な経済取引とは言えない。した

がつて、これは最高裁の判例等に照らしても、私

は贈与とみなして取るべきものは取る、政治資金

に当たるものは政治資金とみなしてこれはやはり

ちゃんと届けさせる、こういうことを大蔵省とし

ても法務省としても厳正にやはりやつてもらいた

い。

○国税庁は、税を取り立てるに当たつては、法律

をうんと拡大解釈をして少しでも多く税金を取ろ

うといつても頑張つておるわけで、それが一概に悪

いというわけじゃありませんけれども、やっぱり

弱い庶民に対しては、もっと社会的地位

にある人こそ私はより厳しい倫理が求められるん

じゃないか。そういう意味で国税当局あるいは法

務当局としても厳正にやつていただきたい。この

点はどうでしょうか。

○政府委員(伊藤博行君) 先般来御議論になつて

おりますリクルートコスモス社の株式の各種の関

係で、先生御指摘の、場合によつては贈与税とし

て取るべきではないかという御指摘でございま

す。一般的な法律関係は先般来申し上げておりま

すので繰り返しませんけれども、私どもの基本的

なスタンスといたしまして常々各種の資料、情報

の収集に努めております。そして、そういう資料

と提出されております申告書等々との対比にお

いて、課税上問題がある場合には必要に応じて調

査をするなど、しかるべく適正に対処してきてお

るつもりでございますが、今後ともそういった方

針で対処してまいりたいと思ひます。

○政府委員(根来泰周君) 先般来御説明いたして

おりますように、東京地検におきましてはいわゆる

リクルートコスモスの非公開株の譲渡関係につ

いて事実関係の解明に努力しているところでござ

います。

したがいまして、ただいまお尋ねの点につきま

して事実関係に即して申し上げることは困難で

ございますけれども、全く一般論で申し上げます

と、例えばお金を貸したという事実がございま

しても、よく調べてみますとそれが贈与に当たる場

合もございます。したがいまして、そういう御指

摘のような場合、例えば株式の譲渡と申しまして

もいろいろ客観的な事実あるいは当事者の意思を

総合しました場合に、それが贈与に当たる場合も

あらうかと思ひます。これは全く一般論でござ

いますけれども、そういうことも念頭に置きまして

検察庁では事実関係の解明に努力するものと考え

ております。

○増出啓典君 ぜひ厳正にやつていただきたい、

そのことを心から要望いたします。

それから次に、国家公務員の綱紀肅正の問題でございまして、今回の一連の事件から政府は綱紀肅正策をつくり次の閣議で決定をする。未公開株を国家公務員は取引してはならないとか、あるいはパーティー券のあつせんをやめるとか、このようなことをやるやに聞いておるわけでありまして、どういふ内容でやるのか、総理にお尋ねをいたします。

○国務大臣(竹下登君) 実はけさの閣議で私から発言をいたしまして、具体的には次の閣議ということになるかと思いますが、一連の綱紀肅正の問題についての通達等について作業を始めてもらいたいという趣旨の発言を私から申しました。

発言する私自身の気持ちを素直に申し上げますと、それは例えば総理府の広報関係の問題でございまして、その他いろいろ一連の問題が起つております。これが国民の奉仕者たる公務員としてあり得べからざることであるという筋のものとございまして、私自身にとりて申し上げますならば、今も御質問がありましたように、それこそ私を含む政治家あるいは高級公務員等に対する批判の音が大きくなっておるといふことは私自身が一番よく知っております。したがって、私なりに幾ばくかうつるものを感じながら公務員の綱紀問題について申し述べますと同時に、私としてはこれは政治改革全体の問題になるだろうと。したがって、各方面とも相談していざ具体的ことを私も指示したいと思うので各閣僚におかれて御協力を賜りたいという発言を重ねていたところでございます。

したがって、公務員の綱紀肅正問題についての具体的な通達案というものを今必ずしもすらすらと申し述べる用意は私にはございませんけれども、従来もたびたび出してあります。その中で確かに非公開株式に関するなどという言葉は入っております。初めての例でございましてからそういうものを入れないかぬなと思っておりますが、それは公務員に対する綱紀肅正の通達であつて、それ以上の問題が政治的責任として

我々が対応しなきゃならぬ問題があるということでは十分心しておるつもりでございます。

○山田昭範君 閣下。

○委員(長根木又三君) 関連質疑を許します。山田君。

○山田昭範君 リクルート疑惑の問題につきましましてはまだまだ説明はこれからはいいか、ほんの入り口のところで差ししかつただけであります。先般、我が委員会におきまして証人の喚問をいたしました。特に江副証人の発言の中にはまだまだ偽証とかあるいは証言拒否にわたる部分等がたゞさんあります。また、きょうの新聞報道によりまして、コスモス社の役員に還流をいたしました。株がさらに政治家関係者のところへ渡つていく、そういうふうな報道もあるわけでありまして、先ほどからいろいろございまして、このリクルート疑惑、これをどうしても解明しなきゃならない。また、このリクルート疑惑を契機に、今日ほど政治倫理の確立、そして綱紀肅正等政治改革が特に要請されている時期はないと私は思っております。特に、最近の世論調査の支持率の低下、こういうような問題も全く無関係ではない、こう思います。また、政治改革というものは、もとも私も政治家自身の自覚、そしてモラルが大前提であらう、私はこういうふうに思っております。総理は、最近政治改革という言葉をたびたび口にされておられるわけでございますが、政治改革を口にされる意図、これは実はリクルート隠しじゃないのかとか、あるいは政権維持戦略の一つではないか、こういうようなことがさやかれて

しているわけでありまして、そういうような中にありまして、このリクルート疑惑を解明することについての総理の決意とそれから政治改革に取り組む決意、この両点を初めにお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 少し話が長くなるかと思ひますが、このリクルート問題そのものを私なりに整理整とんをしてみまして、四つの問題から対応すべきだと思つております。

その一つは、いわゆる証取法上の問題でござい

ます。確かに証券市場がこのような発達いたしましたまいりまして、それが資本調達の大きな有益な場としての機能を果たしておりますが、その急速な発達にあるいはついていけなかったという感じもないわけではございません。したがって、これは証取法等にまずはお願ひをいたしまして、専門家の意見を聞いてこれに對して対応していただくことと具体案をつくつてまいりたいと思ひます。

第二番目は税法上の問題でございまして。これは先ほど来も議論をいたしておるところでございまして、原則有税であつたものが原則無税となり、そしてまた原則有税として国会に提案申し上げ、また御修正等もいたして今日に至つておるわけでございますが、さらにこれが総合課税への移行というふうなところまで行き着くまでにはなお時間がかかろうかと思ひますが、これについて直接リクルート問題とは別の問題といたしまして、例えは背番号制をも含めこれも税制調査会で御審議をいたして、きょう何か小委員会からの御報告が出るというところまで来たようでございますが、そういう問題で対応していかうと思つておるところでございまして。

三番目の問題は、これはまさに刑法上の問題でございまして。この刑法上の問題につきましては、信頼する検察当局が適切な対応をしておられるというふうには私は確信をいたしておるところでございます。

四番目の問題は、いわゆる私を含む政治家、その周辺のいわば道義的責任の問題であらうと思つております。

これには、政治家でございましてからとか情報集まりやすい場所にあることも事実でございまして、したがって、衆参両院ともにあられだけ議論をして決まらないうゆる政治倫理綱領というものを守るための環境を、自浄能力を高めるための環境を一層強めていく必要があると思ひます。そのことがすなわち私は、政治改革という言葉に

通ずる出発点ではなからうかというふうに思つておるところでございまして。

政治改革は、今おつしやいましたように、基本的には個々のモラルの問題でございまして。したがってこの問題につきましては、まず政治資金規正法の問題、公職選挙法の問題等が具体的な法制度の問題としてはございまして。あるいは国会内で議論をしていただくならば政治倫理審査会の機能の問題等もございまして、今山田委員が御指摘なさいましたように、当面の問題からは、それを法律の中に移していきまして、何か今の問題を隠すつもりじゃないか、こういうふうにとられてはならないというところをまず第一義に考えて進めるべきだと思ひます。やれることからやつていかなければならないと思つておるところでござい

ます。それでは、いま一つ御指摘のありました政権維持戦略というふうなものではございません。それこそ国会の御指名をいたして、普通の人が普通に通じうして指名をいただいたわけでございますから、政権維持に悉々とするなどという考えは、これは生まれてから今日まで持ったことがございません。

○山田昭範君 総理、いろいろおつしやっておりますけれども、そういうふうに分類して言われると何となく白けてくるわけでありまして、このリクルート問題は、特に資料の要求あるいは証人の喚問あるいは参考人等々皆さんの要望が出ておるわけ。ところがその一つ一つがなかなか解決しないわけ。これはやっぱり総理の強烈な指導力によってこの問題を解決する以外にない、そう考へておるわけでございますが、総理のお考えはいかがでしようか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、内閣官房副長官、長官、長いことその仕事をしておりましたが、佐藤榮作先生に、国会で物を言うときには行政府としての立場を逸脱した言葉を言つてはならないということを教わつてまいりました。したがって、少し窮屈のように私自身が、これは国会そのもの

でお決めることでございますと、こう申してきておりますが、今の峯山委員の御質問に対して私なりに考えておることを申し上げるといたしますならば、まず一つは、これも白けてしまうといけません、幾ばくが区分してのお話になります。が、国政調査権というものが存在しておる。それに対しては行政当局というのは最大限の協力をするきやならぬ、そうなればそこにすぐ守秘義務の問題が生じてくるではないか、事実でございます。その国政調査権と守秘義務の調和をどこでとるかというのは、まさに国会そのもので御議論いただく問題だということに私は考えております。

申し上げ、その決定に従って我々としての身を
持していくべきものであるというふうに見えてお
るところでございます。

○**峯山昭範**君 総理、資料を出していただきたいとか証人喚問に御協力いただきたいというお話に戦前の話までさかのぼったんじやこれはなかなかこの話進めぬわけでございまして、もっと端的に御協力をいただきたいということだけ申し上げておきたいと思ひます。

具体的な問題といたしまして、高石前文部次官のパーティー券の売りさばきの問題でございます。これは報道機関の調べによりまして、また昨日の当委員会における質疑におきましても、いろいろ出てまいりましたが、文部省やパーティー主催事務局からの券の購入要請を受けた都道府県が全部で三十八都道府県の教育委員会、そのうち二十の教育委員会が券を購入している。またこのうち文部省から直接働きかけがあったのは確認できたものだけでも十の都道府県に上る、こういうふうな報道されているわけでございますが、文部省はこの実態を掌握していらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 事実関係でございますので現在調査中でございますが、現段階におきまして約二十の県教委の幹部が個人的に購入されたという状況でございます。そして文部省の職員から県教委の幹部が高石前次官のパーティーがあるという事実を何らかの形で聞いたという県が十県ございます。そのうちの数県は文部省職員からの依頼的なニュアンスあるいは口添え的な意味合いで理解したということでございますので、その辺の事実関係の詳細は判明いたしません、このような誤解を受けるような行為があったとしたしますれば、私ども大変恐縮に存じておる次第でございます。

○峯山昭範君 これはいろいろと問題があるわけ
であります。

まず、きょうは人事院総裁お見えになっていた
だいておりますが、総裁、先ほどの綱紀粛正の案

の中にも出てまいりましたが、いわゆる国家公務員がパーティー券のあつせんをすることについては自粛することとございましたが、同時に、それだけではなくて、公務員がパーティー券の購入をするということと自身が問題になるのではないかと私は思うんですが、この点いかがですか。

○政府委員（内海倫君） 国家公務員は、パーティー券の問題に限らず、在職しておる限りは厳正な中立の立場を維持しなければならないということが国家公務員法に定められておる趣旨でございます。

今のパーティー券の問題になりますと、私どもの人事院規則では、特定の政党その他の政治的団体を支持し、またはこれに反対する目的を持って賦課金等々、パーティー券を求め、もしくは受領し、またはそういうことを問わず、そういうことに關するような行為をしてはいけないということとを定めておるわけでございますから、具体的にパーティー券をあつせんするというふうなこと、

そのことを厳しく見ることによって、それが国家公務員法に違反する行為であるかどうかということとも分かれてくると思います。私どもはこういう問題はそれが法令にどう違反するかということとともに、やはり国家公務員としての中立を維持し、厳正公平でなければならぬという基本的な考え方を正しく守っていくということがさらに必要だろう、それにはそれぞれの各省庁における指揮監督という面からも十分考えてもらいたい、こういうふうに思っております。

○峯山昭範君、国家公務員法上からいきまして、
も、総理、今、総裁からもお話がございましたよ
うに、これは委員会での答弁でも正式なあれとし
てこういうような答弁があります。「一定の政党
あるいは政治的団体を支持する目的を持ちまして
金品を求め、あるいは受領し、あるいはこれに關
与する行為、これは政治的行為に該当すると思
います」という答弁がありますから、自分のプ
ラートのお金で購入すること自体もやはり政治活

動になるという発言が実際あるわけです。そういう点も頭に入れて、これからこの点の綱紀粛正の通達の中できちっと取り扱っていただきたいと思います。

そこで、これはパーティー券をいわゆる官僚機構に乘せてかういうものを売りさばかう、お願いしようと、そういうことをお願いするのは、これはほとんど政治家あるいは政治家にならうとする者であります。そういうように考えてみますと、しせん政治家が要請しなけりやそういうことは起きないわけであります。そういう点からいきますと、何といっても政治家自身が自贖をしなればいけない、私はそう思うんですけれども、この点についていかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 端的に申しますと同感でございます。いろいろ議論をいたしますと、公務員といえども思想、表現の自由があつて、公務員がみづからパーティー券を購入することを一律に制限するのは問題だ、こんな議論も確かにございました。が、今おっしゃった政治家が、なかなかその地位を利用して、それに対して指示あるいは依頼ということが一番自粛すべき基本ではなからうかなというふうに私も同感でございます。

○**峯山昭範君** 昭和六十二年度の政治資金収支報告書、これを拝見いたしますと、一晩で一億円以上の収入のあつたパーティー、これ全部で十八件あります。その筆頭が十一億二千万円の収入があつた総理のパーティーであります。本来こういうような資金集めのパーティーというのは、現在のいろいろな情勢から見てもやはり全廃する方向でこの問題、パーティー自粛に取り組んだ方がいいんじゃないか、こういうふうに考えているわけでございますが、総理のお考えはいかがでしようか。

○國務大臣(竹下登君) この各種のパーティーというのは資金集めだけを目的とするものではなく、慶弔とか記念とか、しのお会とか、そんなものがあることも事実でございますが、政治家のパーティーの場合、それが過度の資金集めに利用される、これが一番いけないことであろう。党に

おかれても、私が全部まだ見たわけじゃございませんが、いわゆる課税問題等が起るその以前の問題として、その地位にある者の自棄の基準をつくって、それを守らうじゃないかというので、例えばこれは私自身に関する問題であります、私が所属しておりますグループ、政界で俗に言う派閥でも申しましょうか、この年次パーティーも延期されたというふうに聞いておるところでございます。私も、そのように自棄が行われようという空気が出たというのは、課税問題とは別に、好ましいことではないかなというふうに思っております。

○峯山昭範君 関連でございますから、もう一点で終わります。

総理、もう一つは、かねがねから問題になっております高級公務員の退職後一定期間のいわゆる立候補制限という問題であります。

これは憲法上いろいろ問題があると思っておりますけれども、私もいろいろ研究したわけでありませんが、一定期間の立候補の制限は許されるんじゃないか。公務員のモラルの低下とかいろいろ問題がいっぱいありまして、これから議論をしなきゃなりませんけれども、これは重要な問題であると思ひますし、高級公務員の皆さん方が選挙に立候補するためにその地位を利用していろんなことをする。今回の場合もそうであります。そういうような意味で、こころの辺のところにやっぱりきちっとした対応をしていかなければこの問題は解決しないと思ひますが、総理のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) この問題は、御指摘のございましたような憲法上の問題が一つ、これは議論するときにその壁を越さなきゃいかぬ問題が確かに存在いたしますので、それを含めてお互い検討するにはやぶさかでございます。

○塩出啓典君 次に、今回の税制改正につきまして、総理は消費税に七つの懸念あるいは八つの懸念と申しますか、いろいろな懸念を表明されておるわけでありまして、そこで、きのうも総理は不公平と不公平と使い分けていらつしやるようであります。特に政府は、今日まで不公平を是正するのではなくしに不公平感を是正する、重税感を是正する、こういうことを言っておられるわけでございます。これは御存じのように消費税というのはいわゆる痛税感、税金を取られていくという痛みが余りない。先般、総理も、だから導入するときは反対であったが、なれてしまつたらもうそれまでだと、こういうようなことをおっしゃつたわけでございますが、そういう意味で消費税を導入することが重税感、不公平感をなくしてしまふ。これは言うならば麻薬注射ではないか、このように言われておるわけでございますが、総理は、やはり消費税導入の一番大きな目的がそこにあるのかどうか、これをお伺いしておきます。

○國務大臣(竹下登君) いいところで聞いていただきました。私も大蔵大臣会議等で税制の議論をして、ヨーロッパの大蔵大臣諸君と議論しますと、確かに、税制はなれてしまえばそれまでという表現は適切じゃございませんが、なれというところによって税制というものは機能するということとよく言われます。それは当然のこととして消費税というのを念頭に置いたヨーロッパの諸君の考え方であつたと思ひます。それに對して私は、そのなれというものは、制度そのものになれていくというのには非常にいいことだけれども、とかく間接税の持つ欠陥の一つとして言われる痛税感が伴わない、物の値段の中に入つておりますからそのことがイージーになりがちだと。ちょうど塩出委員がおっしゃつたようなことを私はヨーロッパの大蔵大臣に反駁しておつたわけでございます。

したがって、反駁しておつたぐらいでございますから、そのなれということが、いわば痛税感がないようにしてしまふというふうなつもりでないかということも立証していただけるんじゃないかなというふうに思ふわけでございます。やはり私は、納税の義務というものが、それを所得の段階で果たすのか、消費の段階で果たすのか、

その選択とそれのいわゆるシェアリングの問題ではないかと、こんな感じがいつもいたしておるところでございます。

○塩出啓典君 やはり税金を取られていくという痛税感というか、それがあつたからこその納税者は安易に政府には増税をさせない。そして、それだからこそ政府も国民の目を感じながら税金のむだ遣いもやらないように努力する、また行政改革も努力すると。そういう意味で、租税民主主義の立場から考えても私は痛税感が必要であると。

今、竹下さんは、大体それには賛成の意を示されたわけでございますが、中曽根前総理は、これは昭和六十年二月二十日の予算委員会、コルベールという、これはルイ十四世時代のフランスの政治家の言葉でございますが、これを引用して、羊が鳴かないようにして毛をむしる、これが税の極意である、こういうことを言われたわけでございますが、竹下総理は、この羊が鳴かないようにして毛をむしる、それが税の極意であるという、この言葉には反対ですね。

○國務大臣(竹下登君) 賛成か反対かと言われれば反対でございます。

○塩出啓典君 賛成ならば竹下さんを見損なつたと思つてもいいかもしれませんが、反対ということも理解をいたします。私は、やっぱり最高権力者が余り強い権力を持つてはいけない、安易に増税できる体制を持つてはいけない、そういう意味でこの消費税には反対をするわけでございますが、特に今回の税制改正でたくさんの手紙や電話を私もいただいたわけで、そういう中には本心に切々と國の将来を思ふ、そういう立場から今度の税制改正に対していろんな意見がございました。

きのうもいただいたあるお手紙、それは繊維関係の社長さんでございまして、総理の地元、島根県にもたくさん工場を持つていらっしゃる方でございまして、その人は消費税には反対でございますが、そういう中で特に消費税の導入が安易な増税につながり、それがやはり行政改革を粗末にするんじゃないか、今日まで自由民主党との

いろいろな会合で行政改革をどうするんだということをいろいろ言っているけれども自民党から返事が無い、そのように非常に怒つておりました。私はその気持ちはよくわかると思ひます。そういう意味で、ここの行政改革等を断じておろすかにはしてはならない。これは自由民主党だけではない、与野党あわせての責任だと思ひんでありますが、これをひとと今後さらに努力していく、こういう総理の御決意を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 行政改革、なかなか行政改革がなかなかおきらない、これは私が絶えず申し上げておるところでございます。私は、総定員法、それから行政組織法というようなものに若くは大変な興味を持っておりまして、これは行政改革の基本になるからでございます。しかし、それはなかなか勉強しても実行に移すことは難しい課題でありました。しかしながら、国会でそういう環境が熟してまいりまして、それらが基本としてまず四十年代にきてきたと思ふのであります。さらに大平行革というものが始まりました。そして、鈴木・中曽銀行革というものが始まって、それでやっぱり土光先生という方がこの衝につかれたがゆえに、行革は天の声である、こういう言葉が、これは産業経済新聞だけでなく全部の新聞に載るようになりました。

(委員長退席、理事平井卓志君着席)

残念ながら税制改革は天の声であるというところまで、まあもう少しでいかせていただけたかもしれませんが、いつておるとは思ひませんけれども、あの行革は天の声という背景があつたから國鉄の分割・民営にしても、N.T.T.の民営にいたしましたも、専売の民営にいたしましたも、私はできたんじゃないかと思つております。

そこで、これで何となく済んだというふうな印象を今国民の皆様方に与えるのが一番危険なことである、いま一度原点に返つて行政組織法なり総定員法なり、そういうところから考えて、そして行革等から絶えずうだいておられますとこ

ろの答申に基づいて、気を緩めることなくこれを行っていかねば、実際せっかく押し上げた荷車がまた坂をガラガラと音を立てて下ってくるようになってはならぬということをみずからの心に毎日言い聞かせておられることだと思います。

○増出啓典君　そこで、今回の消費税は三％物価に上乗せをして、これを払うのは最終消費者である。そうしてこれを税務署へ納めるのは事業者でございませう。ところが、ごらんのように大変な過当競争の激しい業界においては、果たしてその三％を値上げできるのかどうか、そういうことを非常に心配しているわけでございませう。もしこの三％を値上げできなかった場合は消費税は払わなくてはいいんでしょか。

○国務大臣(竹下登君)　消費税の性格からいいたしまして、いわゆる最終消費者が負担をするわけでございませうから、それは当然消費税の仕組みそのものがそうなるわけでございませう。したがって、事業者のお方がそれを納税されるということもまた仕組み上当然のことであると申し上げるべきであらうと思ひます。

○増出啓典君　値上げができなかった場合には、仕入れは三％上がってくるわけですから、結局、事業者が払わねばならぬ。そうするとこれが第二の事業税になるんじゃないかという、こういうことが一番大きな問題であります。したがって、非常に強いところは便乗値上げができる、弱いところは値上げができないという、こういう不公平が出てくる、そういう点を私たちは一番問題にしておるわけでございませう。

そこで、今回の法律は、この消費税三％分値上げをしやすいうに独占禁止法の適用除外、こういうことが明記をされておるわけでございませうが、ちゃんとこの適用除外によつてそういう適正な値上げができるのかどうか、この点お伺いをいたします。

○政府委員(梅澤節男君)　ただいま御指摘がございましたように、今、政府から提案されております消費税法案の附則に、一定の期間を限定いたし

まして、消費税の適正円滑な転嫁が行われるための共同行為として二つのタイプのものが認められておるわけでございませう。一つは、市場における価格形成力の弱い中小事業者のいわば市場における転嫁の力を補強するという観点からの共同行為と、もう一つは、これは全部の事業者が認められるわけでございませうけれども、いわば我が国における初めての経験でございませうので、消費税込みの取引に慣熟するという意味で、売り手の側も買い手の側もそういう取引の情報というものを、これは表示と言つておられますけれども、それを統一するといふ形での共同行為が認められておるわけでございませう。これは基本的には消費者にもその共同行為の仕組みを十分理解していただきますとともに、事業者の方もどういふ行為が許されるのかというのをよく御理解願つて、国会で通りますれば、せつかつく制度でございませうので、これを御活用になれば、共同行為に関する限りにおいてそれなりの効果が期待できるであらうというふうに考えております。

○増出啓典君　それから、やはり消費者の側から見ますと、そういう価格競争力の強い業界において便乗値上げをされるんじゃないかという、こういう心配も非常にあるわけでございませう。経企庁はこの監視を強めると言つておられますが、そういうことができるのかどうか、その内容をお尋ねしたいと思ひます。しかし、結論のところは、やっぱりどういふ品物が増税になり、どういふものが減税になるかという、消費者の皆さんに対する消費者教育というのか、そういうものをやつていかなければ、ただモニターをふやして一軒一軒店を歩いていっても、今は公定価格の時代じゃございませうから、それは余り効果はないんじゃないか、格好だけになるんじゃないかと、そのように心配するわけですが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(中尾栄一君)　御指摘のとおりでございまして、一番やはり大きな問題は、消費税導入に伴いますいわゆる便乗値上げと申しましようか、この問題が発生することが国民生活に對しま

しては好ましくない影響を与えるのではないかと、この点が私どもが常日ごろ一番關心をしておる問題でございませう。これを防止して、そして何といましようか、消費税に対する消費者の理解を深めるためにはどうしたらいいのかわかりませんが、ぜひとも、もうちょっと細かくやるべきことではないかという御指摘でございませうが、そのとおりでございまして、何はともあれ、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために必要な条件というものを私どもは解決していかなければならぬことは申すまでもございませう。そういう中で、消費税の導入に当たりまして便乗値上げが起ることのないように、また物品税などの廃止などがございませうし、調整に見合った分だけ、これと関連する価格の引き下げというものが適切に行われるようにするために、消費者等への積極的な情報提供が必要なこととは、先ほど先生の申されたとおりだと私もは考えております。

そのためには、既存のモニターをふやしても余り意味がないのではないかと申しますが、やはりこれをどうしても的確に把握するには、私も今考えておりますのは、モニターだけでも二千人ほど、あるいはまた既存の現在地方公共団体を通じました価格の動向調査、監視体制、これは予算が伴ふこととございませうから、現在の総理兼大蔵大臣、竹下総理にも御依頼しなければならぬこととございませうが、大体これを含めまして六万人程度を私どもは考えておるのでございませうが、このような中で、緻密に、非常に深くこの問題点を監視し続けていくという態度が必要ではないか。

先生の御指摘の意味はよくわかりますけれども、この対応においてしかるべく抜かりのないようにやつていくことが私どもの務めではないかなと、このように考えておる次第であることも申し添えておきたいと思ひます。

○増出啓典君　それから、非課税業者であっても三％程度までの値上げは認めると。そうしますと、これは細かいようであります。消費者から見れば、我々は三％分払つたのに税務署に行かな

いんじゃないかと、極端に言えばそういう意見もあるわけでありませうが、そのあたりの理論構成というのか、これをどのように考えていますか。

○政府委員(水野勝君)　免税業者でございませうと、その業者の方には納税義務はないわけでございます。しかし、免税業者でございませうと仕入れに付きましては仕入れ税額が含まれてくるわけでございませう。したがって、免税業者の場合におきまして、免税になる部分は厳密に言えばその方のいわばマージン部分でございませうので、価格の中の三％そのものよりはかなり小さいものでございませう。また、小さい業者でございませうと、その部分を転嫁をいたすためのいろいろな御努力やコストもかかるわけでございませう。価格を最終的に三％お上げになるのか、仕入れ税額分だけをお上げになるのか、それはその事業者の価格政策でございませうが、そういう事情を考えますと、そうした方が三％課税業者並みに価格引き上げを行つたとしても、それはあながち不当なことではないと私もは考えているわけでございませう。

○増出啓典君　それから、特に今回の税制改正で石油税に關係して大変不公平があるんじゃないか。全国五万九千店の石油スタンド業界というのは、御存じのように値引き競争が大変激しくて、なかなか価格アップが難しい、という業界でございませう。それに対しては通産省としていろいろ努力もされておることはよく承知しているんですが、けれども、ところが今回の税制改正で、今度の改正は御存じのように自動車とか宝石とか、いろいろそういう高い物品税、そういうものも全部廃止をして広く薄く三％の消費税をかける、こういうのが今回の税制改正の方向でございませう。また、お酒やたばこのように高い税率を負担している、こういう国家財政に寄与しているところは、逆に酒税とかたばこ消費税、そういうものを安くして、そして三％の消費税をかけても、今までよりは少なくとも増税にならないような配慮がなされておるわけでございませう。

いんじゃないかと、極端に言えばそういう意見もあるわけでありませうが、そのあたりの理論構成というのか、これをどのように考えていますか。

○政府委員(水野勝君)　免税業者でございませうと、その業者の方には納税義務はないわけでございます。しかし、免税業者でございませうと仕入れに付きましては仕入れ税額が含まれてくるわけでございませう。したがって、免税業者の場合におきまして、免税になる部分は厳密に言えばその方のいわばマージン部分でございませうので、価格の中の三％そのものよりはかなり小さいものでございませう。また、小さい業者でございませうと、その部分を転嫁をいたすためのいろいろな御努力やコストもかかるわけでございませう。価格を最終的に三％お上げになるのか、仕入れ税額分だけをお上げになるのか、それはその事業者の価格政策でございませうが、そういう事情を考えますと、そうした方が三％課税業者並みに価格引き上げを行つたとしても、それはあながち不当なことではないと私もは考えているわけでございませう。

○増出啓典君　それから、特に今回の税制改正で石油税に關係して大変不公平があるんじゃないか。全国五万九千店の石油スタンド業界というのは、御存じのように値引き競争が大変激しくて、なかなか価格アップが難しい、という業界でございませう。それに対しては通産省としていろいろ努力もされておることはよく承知しているんですが、けれども、ところが今回の税制改正で、今度の改正は御存じのように自動車とか宝石とか、いろいろそういう高い物品税、そういうものも全部廃止をして広く薄く三％の消費税をかける、こういうのが今回の税制改正の方向でございませう。また、お酒やたばこのように高い税率を負担している、こういう国家財政に寄与しているところは、逆に酒税とかたばこ消費税、そういうものを安くして、そして三％の消費税をかけても、今までよりは少なくとも増税にならないような配慮がなされておるわけでございませう。

いんじゃないかと、極端に言えばそういう意見もあるわけでありませうが、そのあたりの理論構成というのか、これをどのように考えていますか。

○政府委員(水野勝君)　免税業者でございませうと、その業者の方には納税義務はないわけでございます。しかし、免税業者でございませうと仕入れに付きましては仕入れ税額が含まれてくるわけでございませう。したがって、免税業者の場合におきまして、免税になる部分は厳密に言えばその方のいわばマージン部分でございませうので、価格の中の三％そのものよりはかなり小さいものでございませう。また、小さい業者でございませうと、その部分を転嫁をいたすためのいろいろな御努力やコストもかかるわけでございませう。価格を最終的に三％お上げになるのか、仕入れ税額分だけをお上げになるのか、それはその事業者の価格政策でございませうが、そういう事情を考えますと、そうした方が三％課税業者並みに価格引き上げを行つたとしても、それはあながち不当なことではないと私もは考えているわけでございませう。

○増出啓典君　それから、特に今回の税制改正で石油税に關係して大変不公平があるんじゃないか。全国五万九千店の石油スタンド業界というのは、御存じのように値引き競争が大変激しくて、なかなか価格アップが難しい、という業界でございませう。それに対しては通産省としていろいろ努力もされておることはよく承知しているんですが、けれども、ところが今回の税制改正で、今度の改正は御存じのように自動車とか宝石とか、いろいろそういう高い物品税、そういうものも全部廃止をして広く薄く三％の消費税をかける、こういうのが今回の税制改正の方向でございませう。また、お酒やたばこのように高い税率を負担している、こういう国家財政に寄与しているところは、逆に酒税とかたばこ消費税、そういうものを安くして、そして三％の消費税をかけても、今までよりは少なくとも増税にならないような配慮がなされておるわけでございませう。

ところが、石油のみは、現在既に五〇%近い税を払っておるわけでありますが、この税も、また石油の元の値段も含めて両方に三%の税金をかけている。こういうことは、大変価格を上げにくい今の状況にある中において、油だけが非常に過酷ではないかと思うのであります。そういう点で、この油の本体にかけるのは仕方がないにしても、石油諸税にかかっている三%、これはタックス・オン・タックスと言われているわけでありますが、これが約一千億でございますが、このタックスにまたタックスをかける、せめてこれはやはり除くようにすべきではないか。筋が通らない。どうお考えでしょうか。

○政府委員(水野勝君) タックスにタックスがかかるという関係は、個別消費税でございますと、今御指摘のお酒、たばこ、それぞれかなり高率な、たばこでございますと六割ぐらいの税がかかっているわけですが、その部分を含めたコストとしてのそうした価格、税金分を含めた売り値に対して税率をお願いしているということについては、ほかの酒、たばこ等と一緒にございまして、また、ヨーロッパ諸国の立法例でもそうしたことは一般的な仕組みになっているわけでございます。ただ問題は、今御指摘がございました、たばこでは売り値が変わらないように調整をした、酒でございましてむしろ減税をしたという御指摘でございます。もっとももう少しゆるやかにございまして、これは七割五分程度増税をお願いした税率の上にも三%お願いしたという例もございまして、けれども、一般的に申し上げて、酒税全体としては減税になっております。

ただ、石油の場合は、これがその税収の使途が道路財源、エネルギー対策等ということで特定されておる。したがって、その税率を調整いたしますと、特定財源としての方に響いてまいります。そういうことから、この夏にセトリいたされまして、そして現在御提案申し上げておる法制におきましては、まさにその分だけがネットの負担増になっておるわけでございます。このように、特定

財源ということに密接に絡んでおるところからの特典問題としていけば未解決になっておるわけでございます。全体をセトリいたしました夏の次の税制改正のときまでに何らか検討をするといういわば宿題として残されておるわけでございます。この点につきましては、衆議院の段階でもいろいろ御議論をいただいたところでございまして、そして、その際、関係者、与野党いろいろなお話し合いの中で、これは六十四年度税制改正、六十四年度予算編成の中で、たゞいまお話のございましたような規模のものを念頭に置いて適切に対処するというふうなお約束がされておるところでございます。私どももいたしまして、この趣旨に沿いまして積極的にその点の検討をいたしたい、予算編成、税制改正の中で結論を出したい、このように考えているところでございます。

○国務大臣(田村元君) たゞいま主税局長が申しましたように、通産省と大蔵省の間で鋭意詰めておるところでございます。

○塩出啓典君 これは大変不合理である。これはもう宮澤前大蔵大臣も、また衆議院においても政府は認めておるわけでありますが、けれどもそれがやはりほかの理由である。これはやはり私は、来年度予算編成というのではなしに税制改正の結果出てきた問題ですから、今度の税制改正の中にいってこれを解決するように努力をしてみたい。それは総理、検討していただけたらいい。

○国務大臣(竹下登君) いわゆるタックス・オン・タックス問題でございます。この問題については、今、水野局長からも田村大臣からお答えがありましたが、やはりこの今度の税制改正の中で解決しようというのには余りにも時間が過ぎる。幸い税制の面は年度改正というものがあ

るわけでございますから、その六十四年度改正の中でやるか、あるいは一千億の問題でございまして、歳出の方でやるかについては、それこそ両省が精力的に詰めるということで今日までお答えしておるところでございますので、おっしゃる意味

は本当にこれは十分わかりますが、その努力の結果をいまだ少し見てやっただきでございますようにお願いいたします。

○塩出啓典君 次に、今回の税制改正は、消費税の導入によりまして広く薄くすべての物品に三%課税をする、そして一方、高額の商品税を廃止する。こういうことで、そちらの方は物価は下がるわけでございますが、大蔵省は物価上昇を約一・二%と計算をしております。四年目以降は一・一%。ところが、日本経済新聞のNEDDSの試算では一・八%、また政策構想フォーラムの提言によりまして、いろいろな仮定がありますが、大体一・二九から一・九五%と、このように見ておるわけでございます。

私は、いろいろ内容を検討するときに、大蔵省の、あるいは経済企画庁の一・一あるいは一・二%の見通しは非常に故意に低められたデータではないか、このように思うわけでございますが、この違いはどこにあるのか、お考えをお聞かせいただけます。

○国務大臣(中尾栄一君) 私どもの一・一%という、既に打ち出しております問題は、御案内のとおり消費税の導入そのものが消費者の物価の水準というものと与える影響について、まず第一に、消費税の税額分が価格に完全に転嫁されるということが条件でございます。第二点は、税負担以外の要因による価格の変化はもう考慮しないことという前提条件に基づきまして、コスト面から計算をしまして消費者物価の水準を一・一%という程度に引き上げるといことが大体想定として見込まれるのではないかと、こう言っておるわけ

でございますが、先生も御案内のように民間機関やその他においては、八八年度の税制改革のシミュレーションの分析であるとか日本経済研究センターの消費者物価であるとか日本経済研究センターで打ち出している問題とか、多々違いがあると思ひます。

この点につきましては、私より担当の物価局長から答弁された方がよろしいかと思ひますから、

物価局長に願ひます。

○塩出啓典君 いろいろ答弁いただくようですが、時間もございませんで結構です。いずれにしても、経済企画庁の物価の見通しについてはいろいろ異論がございまして。

そこで、今回の改正で、政策構想フォーラムは、六割の世帯は減税になるが四割の世帯は増税である、そして特に増税になるのはいわゆる所得の低い人、特に年金生活者に非常に打撃がある、このような提言をしておりますが、これは認めますか、大蔵省は。

○政府委員(水野勝君) フォーラムがそのような報告をお出しになったということは承知いたしておりますが、ただ、その詳細につきましては必ずしも私どもも確認はしているわけではございませんが、いろいろ検討、勉強させていただいてる点におきましては、今御指摘のございました物価の見方がまず一つございまして。今御指摘のように一・三%あるいは一・九%ともろもろの試算をされておる。これは政府としての上昇率一・一%とかなり異なるところがございます。また、世帯の割合をとる際には五十九年の実態調査をもとにいたしております。その後収入の伸びがございまして、計算がそのとおりになるのかどうか、この点もやや私も疑問を感じておるところでございます。

また、そういう前提の違いがいろいろございまして、結論とされては、いわば逆の話ではございしますが、四割が増税となると言っているわけではなくて、六割以上の方が減税になるということをやっておられる。そしてまた、その点につきましては、これは静態的に見ればそういうことでござい

ますけれども、例えば独身時期、その方が壮年期に達する、そういう際にはそれは減税になる。そういう意味では、ライフサイクル的な視点に立てばそういう点が出てくるということも言われておりますので、これでもって四割の方が全部増税になるというふうに言っておられるわけでもないように受け取られるわけでございます。

しかし、この数字の前提につきましては、私どもいろいろ議論はあることは先ほど申し上げたところでございます。

○増出啓典君 総理、今回はトータルで二兆四千億、衆議院の修正を加えれば二兆六千億減税であります。ということは、国民一人当たり平均すれば二万円の減税ですね。四大家族ならば八万減税があつて、これは平均なんですよ、ところが、今大蔵省のお話のように、それは六割は減税だと、半分以上ですね。四割は増税だ。この見方は一・三割という物価上昇が大蔵省の一・一と違つて、例え自動車とか宝石とか、そういうものが一部下がつてもやっぱり一・一というのは余りにも低いというのは、これは庶民の感覚だと思ふんです。けれども、まあそれはそれとして、いずれにしても平均一人当たり二万円の減税であつても、かなりの世帯がやはり実質的には増税になる。

〔理事平井卓志君退席、委員長着席〕

中間所得層というのは今回かなり減税になるわけですから、第一、税金を払っていない世帯といふのは、減税の恩恵がないわけですから全部増税一本ですわね。そういうふうになりかねない人が増税になる。特に所得の低い人が増税になる。その点はお認めになりますか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる最終税負担者である消費者の持つ懸念というものが私は五つあると思ひましたが、まさに今そのことを御指摘なさつておることであらう。その五つの中で、中堅所得者の問題とそれから便乗値上げの問題、これは別として外しますと、低所得者の人、税金を少し払つてゐる人あるいは全く払わない人というふうなところの懸念というものを、まさにそのものずばりおつたことであると思ひます。

そこで、どうそれを中和するか、こういうことであらうと思ふのであります。それが歳出の面で、在宅福祉でございますとか、真に手を差し伸べなければならぬ方々に対する歳出の面の中

和措置と、いま一つは独身とでも申しましようか、そういう方々のいわゆる課税最低限の引き上げというふうなところでこれを中和していただくことに、その懸念の解消のために御説明を申し上げておるところでございます。

○増出啓典君 だから、総理はかなりの世帯が増税になることはお認めになったわけですから、このパンフレットは見られましたか、このパンフレット。大蔵省が出しているパンフレットですけれども、これ見られませんでしたか。

○国務大臣(竹下登君) 見たことございます。

○増出啓典君 このパンフレットを見ますと、これ大蔵大臣によく見ていただきたいと思ふのですけれども、これ見るだけでいいんだけれどもね。

(資料を手渡す)

これは日経新聞にもこういう大きな広告をして、各紙に載つておたつたわけでございますが、この表を見ますと、いわゆる二十四歳以下が負担増であつて、ほかはもう全部負担が軽くなる。そういう表になつておるわけでありまして、大蔵省といふのは何か今度の税制改正のいい面ばかりをPRして、そういう低所得者に非常に税がかかるというところは全然PRしてない。これはまさに悪徳商法によく似ているんじゃないか、こう言わざるを得ない。そのパンフレットを私は訂正すべきだと思ふのですけれども、その点どうですか、総理大臣兼大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) これは今度若い人の場合の考え方というのはいささかライフサイクル全体で考へてあげた方がいいと思ふのでございます。なるほど、たまたま日本は年齢給になつておりますが、年齢給でないのは国会議員、これは三十歳も九十歳も一緒でございます。が、職能給なんかもありまして、今は大抵年齢給になつております。そういうことを考へますと、本当はこれがメリットペイ、すなわち職能給などであつたら非常にわかりやすいことは、むしろ生涯設計をした場合には若いときにある種のを余計納めて、そう

して子供さんができてそれが控除されていって、そして働き盛りになるときはなおその控除が効いて、そして最終的には我々みんな完全消費者になつてしまふわけですから、稼働能力がなくなつてしまふわけですから、そういうふうな生涯設計から考へますと、私はこれはよくできた資料だと思つておるものでございます。決して悪徳商法ではなくして、ひとつ考えられた資料だ。やはりきのうも議論がありました、それはライフサイクルだけで税制議論するのが私は適切だと思ひませんが、今度の税制はまさにライフサイクルの中で説明した方が一番わかりやすい税制の構築になつておるなというところを感じておるわけでございます。

したがつて、また別の議論として、もっと所得税の拡大をして、いわゆる橋の下のこどもも税は納めるべきだという税理論というのがございまして、そういうところまで広げれば別として、大体これらの資料は現状におけるライフサイクルを中心とする議論からすると、悪徳商法じやなく、国民の皆様方によくわかつていただけた資料の一つじゃないかなと、少し手前みそでございますが、以上お答えいたします。

○増出啓典君 少しどころじゃない、全く大きな手前みそでございます。これはまた別の機会に論議したいと思ふんです。

だから、総理が言うように、一つのサイクルで、若いときには苦勞して年とってから豊かになる、やっぱ若いときの苦勞はできて年とってから苦勞はみじめですからね、それはわかるんです。けれども、私が今問題にしているのは、やっぱ低所得者といふのは若い人だけじゃない。お年寄りにも低所得者、年金生活者はお年寄りなんです。そういう点の対応がない。

私は島根県もよく参ります、総理の地元の島根県といふのは全国で一番お年寄りが多いんです。お年寄りの方々も、竹下さんが総理になつたというところを非常に誇りに思つていますよ、島根の方は。けれども、この法律の内容は、そうい

うお年寄りに、あるいは年金生活者に対して非常に厳しい。お年寄りの人がこの内容を知れば、やっぱりがっかりするんじゃないかと思ふと、本当に僕は残念なんですけれどもね。

今回そういうことで、衆議院の修正におきまして老後のためにという退職金減税、退職金は今まで一千万以上税金がかかつておりました。これを千五百万まで税金を減らさないようにしたわけですから、考へてみれば、一千万というのはリクルートコスモスの株のように一晩でもうけた一千万や二千万じゃないんです。二十年、三十年、管々として、そして最後にもらったのが一千万。そしてそういう人たちは、華麗なる転身で次の職のある人はいいます。そういう高級官僚のように次の職のある人はいいかもしれませんけれども、もう今はなかなかお年寄りは仕事がない。そうすると、この退職金一千万、一千万五百万、この退職金が今度は老後の足しになるわけですからね。そういう点で一千万から一千五百万、これも大きな改革、成果だと思ひますけれども、やっぱりちよつと考へて、本当はもうちよつとさらに優遇してもいいんじゃないかなという、私はそういう感じがするんですが、総理の感じはどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 塩出委員の議論は、今退職金に及びました。私は、今度原案を出した側からすれば修正されたということになります。が、それで大変自尊心を傷つけられたなどと思つておりません。やっぱり国会というところはいいところだな、あつて相談をされてちゃんとした修正をなさると。退職金については本当にそう思つております。

が、おのずから退職金の問題、所得税法上における所得の何番目に書いてあります。六番目に書いてあります。私は適切なことだ、だが塩出委員のもう一つおっしゃつてゐる退職金というよりも、そうでなく、そういう華麗な転身の先もない純粋な消費者になつておる年金生活者というよ

それから、これは広島県の調査ですが、去年の七月一日の調査では、全老人世帯のうち四五％が所得税を払っていないんですね。これは、先ほどの政策構想フォーラム、この結果も大体お年寄りの世帯の半数は税金を払っていないというその結果

特に年金生活者のことについて御言及がございましたが、現在四割の方が年金だけで生活をしていらっしやる、こういう時代でございますし、ま

○国務大臣(藤本孝雄君) 整理をいたしますと百九十八万円までの方々は生活保護世帯でございいますから、この方々については消費税の導入による影響は、生活保護の基準を改定する、適切に反映するということでこれは対応できるわけであります。

○国務大臣(竹下登君) 基本的な議論になってきたわけでございますが、私どもが消費税の導入ということを考えました。そのことは、租税はだれもが受けている公共サービスを支える財源であつて、この社会共通の費用を広く薄く公平に分ち合つていくことが二十一世紀に向けてより豊かな経済社会を築く上で重要であるというような考え方が基本にあつたわけであります。そして、我が国の課税最低限は国際的に見て一番高い水準にあります。それをさらに引き上げるわけでござい

すから、少なくとも所得税の分野、給与所得の分野においては課税ベースを広げるという考え方はないわけでございます。

そうすると、いつも言われますように、消費税そのものの持つ所得に対する逆進性、それこそなたがたばこをお買いになつてもたばこは一緒であるわけでございますから、したがつてそういうことに對する逆進性があることを否定する考え方はありませんから、その問題は、今の塩出委員の中心的な議題として申し上げますならば、真に手を差し伸べるべき人たちに對しては保護基準の適切な設定など財政面で配慮をやっていく。すなわち今度は課税最低限と生活保護の間の人はどうするかということについても、今厚生大臣からお答えがあつたわけでございます。

しかし、それはそれとして、政府原案ではなおということがございましたので、この高齢者について政府提案に老人配偶者、老人扶養親族の控除額引き上げを盛り込んでおりますが、さらに法案修正によつて七十歳以上のいわゆる寝たきり老人等に係る扶養控除等の引き上げ、退職所得控除の引き上げと、こういうことで貴院の提案によつて修正が行われたわけでございます。

したがつて、まださらに心配をいらつしやる問題は、その退職金にしても、退職金をもらへる者が対象になるわけですが、そして各種控除はみずから、あるいは他に所得者があるということが前提にあるわけですが、そうでない者がおるのではないかとこの介護手当の将来にわたつての構想などというものがいわゆる福祉の究極の原点とでも申しましょうか、ノーマライゼーションといふものを將來に描いた構想として存在をしておるものではなからうかなと、こういう感じを深くしたわけでございますので、それらのことを総合しながら、これを延期するという考え方はございません。

○塩出啓典君 ひとつぜひそういう今回の税制改正で打撃を受ける弱い立場におる人たちに手を伸べる、これが私は政治の責任ではあると思いま

す。自由民主党に政治献金をする大企業やそういう高所得者のことも考えてはいかぬとは言いませんけれども、それ以上にそういう人たちのことをより真剣に細かく考えていただきたい。どうも消費税を通すことばかりに真剣で、それ以外のことに余り真剣でない、そういうことではないかと思ひます。

そのことを強く要望いたしまして、午前中の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(堀本又三君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に委員会を再開することとし、これにて休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時開会

○委員長(堀本又三君) 税制問題等に関する調査特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、各案について質疑を行います。塩出君。

○塩出啓典君 それでは、午前中に引き続き、税制六法案について質問をいたします。

政府は、先進国がすべて付加価値税を導入してゐることを理由に今回消費税を導入したわけでございますが、例えばヨーロッパ各国の付加価値税といふものは、生活必需品、あるいはぜいたく品と、こういうように税率を変えております。例えばベルギーは一九％と六％、フランスは一八・六と七・五・五、西ドイツは一四と七、イギリスは一五％ですけれども、食糧、燃料、書籍など生活必需品はゼロ税率。これはやはり低所得者層に相対的に重くなる逆進性を少して緩和するとい

うますが、こういうために税率を変えておるわけでございますが、こういう逆進性への配慮は考えないのか、この点はどうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 確かに、特にヨーロッパ諸国におきましては複税率率ということが見られるわけでございますが、基本的な違いをいたしましては、例えばフランスでございますと標準税率

が一・八・六％、ドイツでございますと一四％、イギリスは一五％というようなことでございまして、おおむね一五％から二〇％の間に分布いたしておるわけでございます。それに対して、今回御提案を申し上げておりますのは三％という極めて低い税率のものでございます。例えばフランスは軽減税率がございしますが、軽減税率と申しますとも四％とか五・五％とかという水準でございまして、そうしたところからいいますと、三％というのはヨーロッパ諸国に比べて極めて低い税率でございます。こうした低い税率でございまして、さらにこれを区分いたしまして、これに軽減税率を設ける、複税率率を設けるということとはかえつて仕組みを複雑にするだけではないかというふうに考えられるわけでございます。薄く広くお願いをしております今回の消費税におきましては、簡素化という点も含めまして一律のもの規定させていただいてゐるわけでございます。

○塩出啓典君 政府はあくまでも四月一日ということ先ほどの御答弁でも強行しようとしてゐるわけでございますが、通産大臣は、各業界、特に小売業界等においては十分な対応がとれるのかどうか、また法律も決定はしてないわけでありませんが、もし決定した場合とれるのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(水野勝君) 御提案しておりますのは税率も三％という低いものでございます。また、その納付税額の計算方法も税率は一律であるとともに、また税額控除の方も帳簿方式ということと云々ということも御提案をしております。税額票その納付方法等につきましては極めて簡素でございます。四月一日に今お話しの一律の三％で転嫁をいただき、納付していただくということでございます。

また、その納付時期は、個人につきましては暦年をベースにいたしまして翌年の二月でございまして、納付いたいただくのは六十五年の二月という

こととなります。また、法人の場合圧倒的に多い十二月決算なり三月決算法人でございまして、六十五年二月あるいは六十五年の五月ということでございますので、私ども何とか対応をお願いできる中身ではないかと思つておるところでございます。

○國務大臣(田村元君) 今般のこの消費税法案におきましては、売上税をめぐる議論、我が国の生産、流通の実態等を十分に踏まえまして、記帳方式、簡易課税制度等の採用、免税点の設定、非課税取引の再検討を通じまして、消費税の仕組みの簡素化が図られておまして、事業者の納税事務負担は相当程度軽減されるものと考えております。

しかしながら、産業界におきましては、消費税の四月一日導入に伴ひまして混乱が生じるのではないかと懸念があることは確かでございます。今後、消費税法案の修正によりまして明示されました消費税の弾力的運営が検討されております中、このような産業界の懸念に對して十分配慮をいたしながら、何とか万遺憾なきを期したいと思ひまして、目下大蔵省と折衝中でございます。双方の意見は必ず一致するものと確信をいたしておる次第でございます。

○塩出啓典君 例えば内税か外税かという、品物の表示を税金を込みで表示するのか、あるいは税金を外に表示するのか。例えばレジのところへ行つて一〇三％掛けて計算をするようにするのか、そういう点は今回の法律ではどちらでもいい、あるいは外税で、ある店は内税という、そういうことでは非常に消費者も戸惑うし、また、いろいろな業界の縦の系列においても非常に混乱があると思ふんですが、そういう点の話し合いというのはまだできないわけでしょうか。

○國務大臣(田村元君) 大方の御意見は外税志向のようでございますけれども、御承知のように中小小売業者の中にはなお内論があるようでございます。何とかこれを調整していただくようにこれ

からも努力をしなければならぬと思っておりますが、大勢は外税というようにこのように我々は受けとめております。

○塩出啓典君 とういう問題について、午前中の質疑で、独禁法の適用を除外して、とういう業界において表示方法を、あるいは価格の転嫁の方法を話し合ひすることは、独禁法の適用除外とする、とういうお話もあつたわけでございますが、しかし、いすれにしても、法律がもし通つたとしても、この話し合ひができるのは年が明けてからと。とういうことになると、実際に四月までに相談ができるのかどうか。例えば表示方法等についてはやはりある程度大まかな原則を示すとか、とういう点は公正取引委員会としては考えていないのかどうか、この点をお伺いをいたします。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま仰せになりましたように、その表示の方法、内書きにするか、あるいは外書きにするか、あるいは店頭に掲げの時点でレジで消費税相当分を価格に上乗せするとうい表示をするか、これはもとより事業者相互の話し合ひで共同行為が行われるわけでありま

す。もちろん、公正取引委員会にお届けをいただかなきゃならぬわけでありまが、そのほかに、とういう共同行為に至らなくても事業者団体がその業界で内書きにするのか、あるいは外書きにするのかといふたういふ標準をつくりまして団体に示す。ただし、それが拘束力を持つてまいりますと、共同行為としての届け出をいただかなきゃならぬけれども、むしろひな形を見せに任せるといふことなら、とうい事業者団体の行為についてあえて独禁法上問接されることはない。とうい方法その業界に適用した方法で対応していただくことにならうかと思ひます。

○塩出啓典君 特に、これは通産大臣にお尋ねをいたしますが、例えば外税の課税業者の場合、レジのところに加算をする。とういう場合にこのレジもPOSレジとかメカレジとかいろいろ新しい

ものから古いものがございまして、非常に古いレジなどは、ともかく百円プラス百円プラス百円ではないと計算できない、とういうところは買いかえをしなくちゃならない。けれども、最近のレジはそれぞれ商売によつて違いがあり、ある意味では注文生産のような状況である。だからとうい簡単にはいかない。さらには、非常に進んでおるPOSレジの場合等はソフトを変えなくちゃいかぬ。自分の会社にソフトの専門家が居る場合は少ないわけでありまして、それぞれ専門家に頼む。とういう場合には物理的にも半年やそれ以上はかかる、とうい意見もあるわけでありまが、通産省はとうい実態はお調べになつておるんでしうか。

○國務大臣(田村元君) 詳しいことは事務方から御説明いたさせますが、私が受けております報告によりますと、小売店舗等の電子レジスター買いかえ需要と現行電子レジの生産規模とをあわせ考えますと、少なくとも初めての納税時点までには買いかえは行えるものと考へておると、とういこととでございませう。

通産省で推計いたしたものを申し上げますと、小売業のうち大型小売店舗におきましては電子レジが三万台程度導入されております。また、全国で四十四万店程度存在する売上高三千万円超の中小小売店舗の電子レジスターの普及状況は約五〇〇程度と考へられております。これらの小売店舗の電子レジスターの買いかえ需要が予想されるとういところでございませうが、とういことを考へまして、仮に中小小売店舗で一店舗一レジスターとすると二十二万台程度、一店舗で二つ要るとして四十四万台程度とういならば、少なくとも初めての納税時点までには買いかえは行えるものとういふううに推定をいたしてございませう。

○塩出啓典君 これ納税は年末締め切つて二か月以内ですから六十五年の二月が納期になるわけですけれども、これはもう四月一日が始まれば毎日それをつけなくちゃいけないわけですから、とうい

いう点で非常に見方が甘い。やっぱ業界の人の意見は、大蔵省は現場を知らない、とうい声が非常にあるとういことを私は申し上げておきたいと思ひます。とうい意味で、総理、よくまじめな納税者の声も聞いて、そして物事を進めてもらいたい、このことを要望しておきます。

それで、例えば具体的な問題でございませうが、タクシー料金の場合は、個人タクシーは非課税、法人タクシーでも大きいところは課税業者になるわけ、とうい場合はどうなのか。あるいは書店等もこれは店によつて値段が変わるといふことは、現在の再販問題がどうなるのかとういことが非常に心配されるわけでありまが、それについてはどうなるか方針で臨まれるのか。

○政府委員(阿部雅昭君) タクシー運賃の件についてお答えいたします。現在のタクシー運賃は、事業者間でコストにそれぞれば若干の差はありますが、利用者の利便を考慮いたしまして、同一地域同一運賃という原則を適用してきております。このような考え方は、消費税の導入に当たつても変更する必要はないものと私も考へておりまして、課税業者あるいは免税事業者も同一の運賃を認めるとういことを今後考へてまいりたい。そのようない取り扱ひも便乗値上げと言ふには当たらないものと、そのように考へております。

○政府委員(梅澤節男君) 独禁法で限定的に認められております再販商品、ただいま委員がおつしやいましたように書籍、新聞、雑誌等の著作物のほかに医薬品、一般医薬品でございませうが、それから一定額以下の化粧品、それぞれ品目が限定されております。これらのものにつきましては、メーカーなど、著作物でございませうと出版社、新聞社とういことになるかと思ひますが、どのような再販価格を設定するかは、もとより事業者の価格政策と申しますか、自由な判断とういことになるわけとでございませう。

公正取引委員会が問題にいたしますのは、とういつた価格づけが消費者の利益を不当に害して

ないかどうか、今の消費税の転嫁に即して申し上げれば、その再販価格の改定が消費税の相当額を上回つた価格設定がされて、それに合理的な理由がない場合にはこれは認められないわけでありまが、とうでない限りは再販価格をとういふううに設定するかとういことは事業者の自由でございませう。

また、その末端の小売業者が、ある小売店は免税業者であり、ある小売店は課税業者であるとういことであつた場合に、それじゃ、それぞれ別々に再販価格を決めななくやいかぬのかとういことがあるわけでありまが、これは現在でもそれぞれ小売店のマージン率は違ふわけとでございませうが、それぞれに、それでも統一の再販価格を認めておるといふのがこの再販制度でございませうので、先ほど申しましたように、消費者の利益を害するとうい不当な値上げでない限りは、これは統一の価格を設定するとういことは問題がないとういことになつてと思ひます。

○塩出啓典君 農水大臣にお尋ねをいたしますが、今農業は大豆御存じのように厳しい状況にあります。牛肉・オレンジの自由化、あるいは米の自由化圧力、とうい中で今回消費税が導入されますと、農機具、肥料、とうい農家あるいは漁民が購入するものはすべて三〇〇アップするわけでありまが、一方、農産物の価格とういものは、あるものは市場で決まる、またあるものは政府が決める。とういわけ、農家みずから三〇〇アップをするわけにはいかぬ。価格の決定権は農家以外にあるわけでありまして、とうい点で今回の消費税がただでさへ厳しい農業経営に非常な影響を及ぼすのではないかと、とうい点を憂慮するわけでありまが、農水省としてはとういような御見解か、お伺いをしておきます。

○國務大臣(佐藤隆雄君) 農林水産にかかわるものについて影響をお尋ねでございませうが、冒頭ちよつと免税事業者の占める割合、このことを先に申し上げておきたいと思ひます。数字はとうい新しいものではございませうけれども、農家四百三十

万戸のうち九・六％が免税である。森林所有者二百八十八万人のうち九・九％は免税である。漁業経営については、二百二十万七千経営体について九四・七％免税であるということになっております。

またさらに、お尋ねの消費税は、先ほど来お話が出ておりますように、基本的には消費者に転嫁することを予定した税であることから、消費税額の円滑な転嫁が行われれば農林水産業者がその負担をすることにはならないものと考えております。

しかし、おっしゃいますように、農産物には行政価格やあるいは卸売市場における競り取引の対象となるものが多いこと等の事情もございまして、その円滑な転嫁を図るために行政価格については、その対象となるものについて消費税の導入に伴う影響を織り込んで算定をするということにしなければならぬわけであります。また、競り取引につきましても、競り価格に税額三％を上乗せする方法を採用すること、これを考えておるところでございまして、そういうことで円滑な転嫁のための環境整備について適切に対処してまいりたい、こう考えておるところでございまして。

○増出啓典君 特に市場関係は、前回は非課税でございまして、売上税のときには、そういう意味で大変いろいろな中央からの指導、情報も届いていないようで、そういう点適切に対応するように努力をしていただきたいと思います。

それから、今回の消費税の導入に伴い国税庁の仕事量もふえるんじゃないか。昨年の売上税のときには、六百名増員を計画しておりました。今回は、将来にわたってどの程度の税務職員増加が必要なのか、そういう点は大蔵省は全く明かにしていない。全然ふやなくても今の体制でいけるのかどうか。課税業者、消費税を納めるのは、三千万以上の業者は全部納めなければいけないわけですから、そういう点どのようにお考えでしようか。

○政府委員(伊藤博行君) 消費税の執行に当たりましては、先生御案内のように既存の個別消費税が廃止されます。したがって、そういう廃止に伴う要員の活用あるいは税務事務全般にわたって効率化を図る。さらには電算処理を一段推進してまいりたいようなことで、可能な限り簡素な効率的な執行体制で臨んでまいりたいというふうな考えでおります。ただ、それは申しまして、消費税の導入に伴いまして事務量がかなり増加することを見込まれます。これに要する人員も相当程度になるかと思っております。先ほど申し上げましたような効率化を十分図っても、なお必要となります増員につきましては、その確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

具体的な数等につきましても、現在、私ども部内で所要事務量あるいは執行方法あるいは執行体制等鋭意検討中ではございますが、細部について、その辺が固まらないうちに、現段階において具体的な数等を申し上げるのは困難であるという点は御理解を賜りたいと思っております。今後、細部が詰まりました段階で、関係方面の御理解を得ながら所要の増員の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

○増出啓典君 総理も御存じのように、米国は一九八四年に付加価値税導入を検討した際、最終的には二万人の税務職員増員が必要との理由で採用を取りやめたわけでございまして、また先般のレーガン税制改革の最終報告書もそのことは書いておるようでございますが、やはり税制の改正は、ただ税法だけではないに、税法の及ぼす影響、税務職員をふやさなければならぬ、減らすことはできるのか、あるいは事業者の事務負担の問題、これも全然データはありません。そういう点をやはり含めて、総合的に検討して進むべきものであると思ひます。

レーガンの税制改革は、御存じのように、八四年一月二十五日に一般教書で方針を述べ、八四年十一月に財務省案、八五年五月二十八日に大統領

案、第二のアメリカ革命を目指してキャンペーンをして、そしてそういうすべてにわたって検討して、その結果、八七年一月から発効の税制が出ておるわけであります。私は、いやしくも税制の改革においては小さな部分だけを見るのではなく、総合的に検討していくべきであると思うのでございまして、その点、総理のお考えをお伺いしておきます。

○国務大臣(竹下登君) レーガン税制改正のこれまた手順についてお話がございました。確かに、あれの進め方につきましては私も参考になることがあったと思っておりますし、あるとも思っております。

ただ、このたびのこの新税であります消費税の問題については、何分十年間の議論がなされておりますので、これが手順につきましても、私は率直に言つて、先ほどお話がございましたが、三％の単一税率というふうなことで、またこれは理論的にいろいろ議論がございまして、いわゆる簡易納税方式とか帳簿方式とかというものの事業者に対する御説明、広報宣伝活動というのは、私は十分にこの期間でやり得るものであるという前提の上に立つておるわけでございまして。

(委員長退席、理事齋藤十朗君着席)
一方、今度は徴税事務が事業量が多くなつてまいります。このことにつきましては、これは増出委員、いわゆる税務職員全般の問題にも実際はなるわけでございまして。不公平の問題について、よく言われる徴税上の問題から、かかる不公平などというものはむしろ増員することによって実調率等を上げていけばいいんじゃないかというふうなこともたびたび本院等でも御議論をいただいたわけでございまして、何分、行政改革というもののから人員削減というものをやっておりますと、確かにその任に当たった場合そこに悩まがございまして。人員削減、行政改革ということに言ひながら、自分の所管、私も大蔵大臣でありましただけに、その増員ということになりますと、本当に機械化等をしなげらる、なお必ず必要となるのでやと国

会の議決等に基づいて二けたになりましたといつても、それが十一人であつたりした例もあるわけでございますが、必要なこの体制というものは、機械化、人員の確保等を含めてこれは確実なものにしていかなきゃならぬというふうに基本的に考えておるわけでございまして。そういう点については、また行革、人員削減とは若干反する傾向にございましてけれども、御声援のほどをお願いいたします。

○増出啓典君 今回は法人税一兆八千億の減税、それから所得税、住民税の三兆三千億の減税、その財源として広く薄く消費税になったわけでございます。私は今回の改正で中堅所得層の減税、これは評価できると思うのでありますが、高額所得者の大幅減税、また法人税を減税するということにはいささか異論があります。

政府は、今日までたびたび、日本の法人税は実効税率を比較して西ドイツの次に高い、そういう意味で高過ぎる、また所得税も税率は高い、これでは優秀な企業とか高所得者が外国へ逃げてしまふ、だから、国際化時代を迎えてそれを低くしなきゃならないという、そういうことを言つてきておるわけでございまして、実際に外国へ税金が高いために逃げたような例はあるんじゃないか。

○政府委員(水野勝君) 法人税率につきましても、昭和五〇年代半ばぐらいまではほとんどの水準が五〇％前後の実効税率でございました。それがこの数年に急速に下がってまいりまして、アメリカでは三四％になる、イギリスが三五％になる。これはこの一兩年と申しますか、兩三年のことでございます。これだけの差が出てまいりますと当然そういうことは考えられるところでございまして、最近におきまして急激に下がってきたという点を考慮いたしますと、今までこうした件数が何件あったかということもさることながら、これからの点につきましては、この点は十分配慮する必要がありますわけでございます。現実にも、最近の海外直接投資の動向、それから経営者の考え方につきましてもアンケート調査等々によります

と、そうした兆候は十分うかがえるところでございます。

○増出啓典君 答弁になつていないといふことのないようにひとつやっていたきたいと思ひます。

今、主税局長はアメリカが法人税を下げた。けれども、私が聞いているのは、法人税率は下がったけれども、法人税全体としては課税ベースを広げて増税である、このように聞いておりますが、主税局長どうなんですか。

○政府委員(水野勝君) おっしゃる事実はございます。法人税率を五二%から三五%に下げておりますが、増減収計算では一年間で平均二百億ドルぐらいの増収となつております。そうした数字を見ると御指摘のとおりでございますが、その大半は投資税額控除、この廃止によるものでございまして、これがアメリカ経済にむしろかなり産業別にも偏つた効果を与えておつたといふことからこうした措置がとられたものと聞いております。したがらしまして、こうした適用を受けている会社、法人につきましては、むしろそうした措置の廃止によりまして増収といひますか増税になつておりますが、一般的な会社につきましては、とにかく五二%が三五%に下げられたといふことは大きな変化であるかと思ひます。

○増出啓典君 これは大事な国会の答弁ですから、主税局長も正確に、非常に大蔵省にとつて有利な点だけを強調する答弁は改めてもらひたい。このことを要望しておきます。

総理、そういう海外へ逃げる危険性も、それはあるかもしれませんが、日本の国のよさは、貧富の差が少ない、そして工場へ行つても、工場長も社員も同じ食堂で飯を食つてゐる。そういう差がないといふことが日本企業の強さじゃないかと言われているわけでありまして。そういう意味で、今回の税制改革はさらに貧富の差を拡大するのではないか。海外へ逃げる心配のある人も考えなくちゃいけないけれども、海外へ逃げるにも逃げられない日本の産業を支えてきたやばり大衆

といふものを考えていかなければならないといふことを強く申し上げたいわけでございます。

さらに、法人税が非常に高い、そのように言われますが、確かに実効税率だけ見ますとそれはドイツに次いで高いかもしれませんが、日本は御存じのように土地の含み益、株の含み益、先般問題になつておりますリクルートコスモス株においても八百四万株は金融機関等のところへ行つておるわけでありまして、そういうのも売却しない限りは含み益になつて税金はかからない。日本証券研究所の試算によりますと、昭和六十年東証一部上場企業の土地含みは二百兆円である。そういう含み益を計算すると我が国の法人税は、税率はむしろ二四%という試算もあるわけでありまして、そういう意味で法人税も、やはりただ税率だけではない、全体を見て比較をしなければならぬ。今、金融機関の世界ベストテンを見ましても、我が国の金融機関がもうベストテンの五位、六位まで並んでゐる。ベストテンの七つから八つまでは日本の金融機関だ。こういう状況を見ると、法人税が高いと言つても私は国民は理解しないと思ひます。

それからまた個人の所得税も、いわゆる我が国はキャピタルゲインといふものが全然非課税である。アメリカ等はもう全部課税、そして証券取引も仮名や借名は禁止されてゐる。我が国はそういうものはまだきちつとしてゐない。そういうことで、ただ税制改革に都合のいい面のみを強調するのではなしに、そういう全体で見なければ、やっばりキャピタルゲイン課税も総合課税にする。そういうふうに総合課税にするならもつと下げてもいいんじゃないか。国際化時代と言ふけれども、都合のいいところだけ国際化で、都合の悪いところは、日本は全然外国と違つて、これでは話にならないと思ひます。

そういう意味で、今回の改正案は撤回をして、最初からもう一回そういう点も含めて出直すべきである、このように考えるわけですが、竹

下総理の御見解を承つておきます。

○国務大臣(竹下登君) 都合のいいところだけ取り上げてこれを喧伝する、これは政治家として最も慎むべきことだと私も思つております。したがらしまして、今同感と私が言ひたかつたことのつは、いわゆる企業が逃げていく、そういうことのないような国をつくるというのが私は本来あるべきことであると思ひます。その意味においては同感であります。

それ以上にもつと指摘されなきやならぬ問題は、むしろタックスヘイブンといふような問題における税の逃避地といふようなものの調整というやうなことが、やつぱりこの国会等で議論されて逐次是正されていく方向にあるといふことは、むしろ現実的な対応ではなからうかといふふうに思ひます。

我が国にはいいところがございます。今法人の問題についてお触れになりましたが、法人が経営者もそしてまた勤労者の方も一体となつて努力されるから、それが国の経済全体に裨益しておるわけでございます。また、金融機関の所得等が確かに日本の金融機関が高いといふことは、それだけ世界に冠たる貯蓄意欲のある国民の貯蓄を有利に運用しておるといふその努力とも受けとめられると思ひます。

そうした高次元のお話を聞きながら、そういうものを背景に、今次の税制が立派に今後機能していくように私も努力をいたしてまいりますので、御協力のほどを心からお願ひを申し上げます。

○理事(斎藤十朗君) 次に、近藤忠孝君の質疑を行います。近藤君。

○近藤忠孝君 総理、今、国民が強く求めておりますことはリクルート疑惑の全容解明とその責任を明らかにすることだと思ひます。そして、公約違反、国会決議違反の消費税法案の審議はもつてのほかだといふことであります。ところが、政府・自民党はこれを無視いたしまして、衆議院において強行採決を繰り返しました。参議院にお

ては、堀本委員長みずから参議院らしい審議をする、こういう言明をしておつたんですが、当委員会でもこういう国会のルールを踏みにじつて、十二月九日でありまして、公聴会開催を強行決定してしまつたわけでありまして。これは、法案の各党の質疑が一巡した上で決めるべき公聴会を、法案の審議日程の協議さえまだ確定してゐなかつたのです、あの時期は。その段階で我々の強い反対を押し切つて強行をしたことは、これは議会制民主主義に對する侵害であります。これは強く抗議をいたします。公聴会決定を白紙に戻すことを私は強く要求するものであります。これは委員長の方です。

それで、官澤辞任問題であります。この強行決定は、官澤大蔵大臣の辞任と引きかえに六法案強行成立の条件を固めよう、こうしたものであります。みずからの名義によるリクルートコスモス株疑惑と、たび重なるうその答弁で引責辞任に追い込まれた官澤さんの辞任をリクルート疑惑隠しと公約違反の消費税導入のために利用することは断じて許せない、これが私は国民の声だと思ひます。リクルート株ではもうけをした政治家には税制改革を語る資格がないと思ひます。我が党は、リクルート全容徹底解明のために従来からこの委員会及び理事会におきまして要求してきた証人の喚問、そして議院証言法による資料の提出を断固求めるものであります。まず委員長の見解をお願いしたいと思います。

○理事(斎藤十朗君) 先ほどの委員会の運営につきまして、各党代表の理事で協議の上行つておるものであります。それらの経緯については近藤委員十分御承知のとおりでありますので、御了解をいただきたいと思います。

それから、今の協議の点については理事会において協議中でございますから、引き続き協議をいたします。

○近藤忠孝君 この議院証言法による資料の提出とか証人喚問問題、理事会でうまく進んでいないから私この場で言つたんですよ。

まず、総理、宮澤問題につきましては、昨日の答弁によりますと、宮澤さん辞任の理由は、一つは秘書がリクルート事件に係り、国会における説明が適切でなかった。もう一つは、税制法案成立の障害になつてはならない。これが理由だと答弁されました。税制法案成立の障害になつてはならないと言ふんですが、ここで障害というのとは、あるいは邪魔だということ、これはリクルート疑惑追及のことだと私は思うんです。いつまでもこれをこで追及されておつたんじゃないかと審議が停滞して法案成立の邪魔になるということなんですね。要するにリクルート疑惑徹底説明という国民世論が消費税の前には邪魔者扱いされたということだと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 国会の場では、信頼する宮澤さんがお話しなされたこと、それは結果としてその訂正があつたにしても、うそをつかれたというふうには私は思つておりません。

○国務大臣(竹下登君) 信頼したということは今でも変わりません。その信頼したことがけしからぬとおっしゃれば、それは私はそれなりに受けとめて結構だと思ひます。人それぞれ考え方の自由はあろうかと思ひますから。

○近藤忠孝君 これ合理的な推定は、竹下さんが大蔵大臣時代に江副氏を政府税調特別委員に任命したことに対する謝礼、これは大変合理的な推定です。それから、贈られた時期が六十二年九月と云ふのはまた重大なことです。これは、ことし七月十八日の最高裁決定で、こういう内容ですね。間近に予定されている上場時にはその価格が確実に値上がりが見込まれるもの、第二に、これを取引することがこれらの会社と特別の関係がない一般人にとっては極めて困難であることという事実関係を認定いたしました。こういうものはわいりだと判断したわけでありまして、総理の一万二千株にもこれはずばりと当てはまるんじゃないでしょうか。

そこで総理、リクルート疑惑説明が本場に消費税成立のために邪魔なんですか。まずその見解をお聞かせたい。

○国務大臣(竹下登君) リクルート問題の説明が消費税の邪魔になるという断定の仕方を私もしたことはございません。今の近藤委員はそういう断定の上で私の所見を求められたわけでございますが、私はそのように断定をいたしておりません。

○国務大臣(竹下登君) 確かに信頼し任命した宮澤大臣が、正確に言えば閣議議長大臣でございます。自治大臣ともどもに。そしてそれを閣議決定して政府案になるわけでありまして。その政府案を今度は国会提出の閣議決定をするわけでありまして。それは内閣一体の責任であります。その主宰者は私でございます。したがって、その責任を私が、行政組織法第五条でございますが、によつてみずからその職に当たるということでもつて私なりに皆様方に姿勢を示そうと思つておるところでございます。

○近藤忠孝君 大蔵大臣を竹下さんみずからが兼務をしたということですが、私はあなたもそういうことを言える立場にないんだということを申し上げたいんです。ということは、総理自身もこれはリクルート疑惑の重要な一人であります。秘書青木伊平氏の二千株、縁戚関係の福田勝之氏名義の一万株で、これは宮澤さんよりも多いんです。総理、なぜこの株が総理関係者のところに來たと思ひますか。

○近藤忠孝君 しかし、国民はどうもそうとてゐるのが私は実際のところだと思ふんです。それから、国会における説明が的確でなかったと言ふんですが、問題は、現職の大蔵大臣宮澤喜一名義のインサイダー株取引があつたことが問題じゃないんですか。それから、宮澤さんが国会の場でうそをついたということこそが辞任の理由だつたんじゃないんですか、どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 自己の調査で過ちがあつたことに對して、これを正直に訂正をされたというふうには私は思つておるところでございます。

○近藤忠孝君 国民はそういううぐあひには受け取つていないんです。もともと作り事、宮澤さんが実際にこんなふうな経緯がこの委員会でも明らかになつてきたと思ふんです。これを信頼するということとかばい続け、しかも副総理・大蔵大臣という要職に据えてきた総理自身の責任も私は重大だと思ふんです。うそをついた御本人がやめるのはこ

○国務大臣(竹下登君) 言論の自由は大切にいたしますので、近藤さんが近藤さんの合理的推察として言われることにけしからぬなどという非礼なことを申し上げようとは私は思ひませんが、私自身がかかわつた問題ではございませんので、その前提となります。あるいは委員への任命でございますとか、あるいは株式上場の時期でございますとかというのを私自身のケースとして適用するということ考へ方にはノーと申し上げるべきであらうと思ひます。

○近藤忠孝君 国会の場であつたというふうには私は思つておりません。正確に申し上げましたように、国会での説明が的確でなかったということは私申し上げましたが、インサイダー取引の云々ということそれは申しません。

○近藤忠孝君 国会の場であつたというふうには私は思つておりません。正確に申し上げましたように、国会での説明が的確でなかったということは私申し上げましたが、インサイダー取引の云々ということそれは申しません。

○国務大臣(竹下登君) これは、もつて取り次がれた第三者の意思ということを推しはかることはなかなか難しいことだと思ひます。よしんば私なりに一つの想像を立てたといひましたしても、それは個人に関する問題でございますから非礼にも当たりますので、想像をたくましくした上の議論は差し控えるのが妥当だと思つております。

○近藤忠孝君 これ合理的な推定は、竹下さんが大蔵大臣時代に江副氏を政府税調特別委員に任命したことに対する謝礼、これは大変合理的な推定です。それから、贈られた時期が六十二年九月と云ふのはまた重大なことです。これは、ことし七月十八日の最高裁決定で、こういう内容ですね。間近に予定されている上場時にはその価格が確実に値上がりが見込まれるもの、第二に、これを取引することがこれらの会社と特別の関係がない一般人にとっては極めて困難であることという事実関係を認定いたしました。こういうものはわいりだと判断したわけでありまして、総理の一万二千株にもこれはずばりと当てはまるんじゃないでしょうか。

○近藤忠孝君 国会の場であつたというふうには私は思つておりません。正確に申し上げましたように、国会での説明が的確でなかったということは私申し上げましたが、インサイダー取引の云々ということそれは申しません。

○近藤忠孝君 国会の場であつたというふうには私は思つておりません。正確に申し上げましたように、国会での説明が的確でなかったということは私申し上げましたが、インサイダー取引の云々ということそれは申しません。

○国務大臣(竹下登君) 約定書は約定書でございます。ちゃんと約定書と書いてあつて、内容が書いてあつて、譲り渡し人と譲り受け人というも

○国務大臣(竹下登君) 約定書は約定書でございます。ちゃんと約定書と書いてあつて、内容が書いてあつて、譲り渡し人と譲り受け人というも

のが約定書でございます。それ以外何か特別に申し上げることはございません。

○近藤忠孝君　そういうのをとおけ答弁というんで、問題は具体的な内容、何月何日とか当事者の名前、これが必要なんです。これ国会に提出すべきですよ。提出できませんか。

○国務大臣(竹下登君)　国会へ提出すべきだということをお決定なさるのには国会であるといつも申し上げるわけでございます。ただ、私が申し上げますのは、いつでも人の名前が公の場所に出ましたり、そういうことをまあ徳とすべきものじゃないなという私自身の一つの考え方があるものでございますから、どうぞ国会でその辺も御勘案の上御相談いただければというふうに謹んで申し上げておるわけでございます。

○近藤忠孝君　これ当委員会に出てきた三人の証人も質問に対して、自分の関係の資料を出しますと答弁しています。民間人でさえ出すんですから、出せない理由はない。委員会で決めるとおっしゃるんだけれども、委員会、先ほど言ったとおり、竹下さんかばうかどうかわかりませんが、なかなかこれ進まないんですよ。

しかし委員長、きのう総理は、委員会が決めれば出すとおっしゃったんですから、これぜひお決めいただきたいと思ひます。

○委員長(堀木又三君)　理事会で協議をいたします。

○橋本教君　関連。

○委員長(堀木又三君)　関連質疑を許します。橋本君。

○橋本教君　総理が今のような態度をとられるから、国民の世論は竹下総理及び竹下内閣にはこのリクルート疑惑の徹底解明の真剣な誠意はない、こう見えているんじゃないか。

六分が疑惑は未解明だと、こう答えている。そしてそのコメントを見ますと、「未解明」とみる人は、社会、共産支持層とともに九三%と高く、次が大事です。「竹下内閣を支持する層や自民支持層でも、それぞれ八三%、八五%」だと、この厳しく批判しているんです。私は当然だと思ひます。この国民の真剣な声、本当に総理みずからは責任を持って真剣に受けとめられておられるのですか、まずこのことを聞きます。

○国務大臣(竹下登君)　世論調査は、私はいつの場合でもこれを真剣に受けとめておるところでございます。

橋本委員の考え方それ自身はそれとして、私の考えと違つておりまして、それは素直に受けとめるべきものであるといつもそのように思つております。

○橋本教君　それならば、みずからの責任で積極的に疑惑を解明するべきであります。

宮澤前蔵相の答弁がくるくる変わったというところで国会証言として大問題になりました。実は総理、あなたの国会での答弁もよく検討してみると変わつておるんです。

我が党が十月十一日に初めて、いわゆるドゥ・ベストという会社、ここに第三者割り当てで割り当てられた株式のこのドゥ・ベスト名義の株が青木伊平さんのところにも行つてゐるという事実を公表しました。それまでこの青木伊平氏の問題については、どこから買ひ受けたのかという問題については触れない、ある経済人だ、こう言つていました。我が党がこれを公表すると答弁が変わつて、これはドゥ・ベスト名義の株を譲り受けたというところになりました。そして、そのある経済人はリクルート関係者からだ、こう変わりました。この事実は間違いないですね。

○国務大臣(竹下登君)　事実の経過は否定いたしません、一つ申しますならば、私は約定書を持つてまいりましたので、貴党が御調査なさつたので、それを後追ひをして申し上げたというつもりはございません。

それから、ある経済人がリクルート社の関係者ということも、経済人であることは事実でございますから、うそをついたという考えは持つておりません。

○橋本教君　何か底が見えているような答弁に思ひますね。

そこで、総理、まだあるんです。このある経済人とはだれか明らかにすべきだと言つたことに對して、総理は、それは迷惑がかかるから(言えない、時にはそれを言わないのが私の生きざまだとまああなたはおっしゃつた。しかしその後、生きざまだという答弁は訂正された。そして、それがだれかということと言えないということから変わつて、慎重にしなきゃならぬというように変わりました。

我が党の松本議員の質問に對してあなたはどうか答えられたかといふと、その問題について、これは慎重に間違いないように答えなきゃならぬので、青木に對してよく記憶を思い出すようにと言つておるのでございます、こうなりまして、明らかに変わつておるんです。そして、変わった結果、いいですか、次から次へと事実が明らかになつたら変わつてくるわけですが、その結果、青木氏によく思ひ出すようにと指示されたんですから、リクルート関係者というのはだれなのか、思い出したかどうか明確にお答えください。

○国務大臣(竹下登君)　私は生きざまだということに訂正したわけじゃないんですが、人様の名前に關することを国会の場で人様の名前を出すなどということは私の生きざまだには合いません、こう申したことはございます。

くるくる変わつたとおっしゃつておりますが、別に私は変わつたとは思つておりません。第三者の名前を出すときには確かに迷惑がかかることとございますから、それは慎重であらねばならぬと今でも思つております。そして、率直に言つて、だれであつたかということになりました場合、複数の人が連想されますが、もしその人が間違つておつたというような場合にこそ大変な御迷

惑がかかることになるというので、確定するところまでいっていいという報告を受けております。

○橋本教君　記憶を呼び起しても確定しないといふことは何人かと思ひ浮かぶといふことでしよう。江副氏は証人としてここに出席をして、宮澤前蔵相の服部秘書官のところへ江副氏の指示で人をやつた。それは間官常務かまたは小野室長だと、これははっきり証言しました。隠してないんです、贈つた側が。いいですか。だから、間官常務か小野室長か、こういう名前まで出てゐるんですから、そういう名前も含めて今思い出しつゝあると、こういう意味ですか。

○国務大臣(竹下登君)　それは今のお二方のうちであつたといひましたも、だつたと思ひますなどといふことは、やはり私は国会議員として申し上げるべきことではないと思つております。確定できないというのが現在の状況でございます。

○橋本教君　それなら、もう一度江副氏あるいは青木氏を証人喚問するしかないです。それがはっきりしないなどということは常識に反する。

そこで総理、あなたの關係について言うなら、この二千株にとどまらず、あなたの御親戚の株式会社福田組の關係者である福田勝之さんのところにビッグウェイという会社名義の株が一万株行つてゐる事実が明らかになりました。これもこの事実が公にされてから初めてこのことを認められるということになったんですが、公になるまでにあなは知つていたのじゃないか。

○国務大臣(竹下登君)　この問題は先ほどの問題とは違ひます。

○橋本教君　違つたかどうか。

○国務大臣(竹下登君)　いや、私にも少し発言をさせていただきたいと思ひますが、この問題は日本社会党の資料の発表がございまして、それを見て、その後青木君から私のところへ報告があつた、こういう事実でございます。それまでは存じておりませんでした。

○橋本教君　そうですか。こういう新聞記事があ

ります。十一月十日の夕刊です。あなたが朝私邸を出て官邸に向かわれるときに、新聞記者がこの問題を聞きましたね。そのときにこの問題について、青木元秘書から報告は前に受けていなかったんですかという質問が飛び出して、いや聞いておつた、こう一言言つて車に乗り込んだという記事がある。これは私は非常に重大な記事だと思ふ。どうですか、こう言われたんですか。

○国務大臣(竹下登君) 一つ一つ覚えておられます。

○橋本教君 覚えていらっしゃることもありますが、この記述は重大なことです。私はきのう、この株の名義人である福田勝之氏本人に電話で聞きました。そうすると福田氏は、全く私は関係ありません、知りませんでした、新聞に出るまで全然知らなかったんです、こう言いました。ところが、あなたは、これが公になつてから会社をお休みになつていたので不審に思われる節があるんですが、どうですかと聞きますと、それは予定どおり休暇をとつて、その休暇をもらつて予定どおり四日間か五日間の休暇が終わつて、またもとへ勤務してきますから、特にくらましてとか何とかいうことではないんです、こう言いました。本当に知らないということがわかりました。

それでは、この株は一体だれが買ったかということになるんですが、その前に小沢官房副長官、お越しいただいておりますので、官房副長官にも聞きたいのでありますが、官房副長官はこの青木氏の義理のお兄さんに当たられる。この事実は聞いて知つておられたのですか。

○政府委員(小沢一郎君) 青木氏とはそういう関係にありません。

○橋本教君 失礼しました。福田勝之氏です。

○政府委員(小沢一郎君) 福田勝之は私の恩妻の弟であります。

○橋本教君 ですから、この事実は以前から知つていらつしやいましたかという質問です。

○政府委員(小沢一郎君) 十一月九日の夕方に、

社会党がビッグウェイ関連のということでリストが発表になりました。その晩に私そのリストを見まして福田勝之という名前がありましたものですから、私は全くそれまで関知しないことだったので、おつたわけでありまして。そこへちょうど青木伊平氏が相談したいということで来まして、そこで初めて、先生も御存じのように、青木さんから説明を聞きました。そういう時点で初めて知つたということでありまして。

○橋本教君 官房副長官の今の答弁が疑わしいんです。

手元に十日、まさにその日の新潟日報の夕刊がございまして。この夕刊で福田組の社長の福田正氏は、十日の朝慌たしく記者会見をされてこう言つています。「同社長は「私は経済人。政治にはノータッチ」としながらも、株譲渡のことはこれが昨日、つまり九月「午後二時ごろ、小沢さん(官房副長官)からの電話で知つた」と、こうはつきり言つておられるという記事があるんです。社会党が発表したのは九日の夕方でしょう。福田社長の午後二時ごろあなたから電話を受けたという事実が間違いないならば、あなたは社会党の発表以前に知つておられる、こうなります。こういう疑問があるから聞いておられるんです。福田社長の発言は、事実に対してそれを言われる必要はないでしょう。

○政府委員(小沢一郎君) 多分、それは夜中の二時の話だと思ひます。

○橋本教君 えらい大きく変わってきました。

そういうので、竹下総理の私邸に急遽駆けつけたのが十日の午前零時過ぎ、真夜中であつた。そこでいろいろ話をして、そしてその後午前二時ごろ福田氏に相談の結果電話を入れたと、こういう趣旨でおつしやるのですか。はつきりここには「午後二時」と書いてあるのです。

○政府委員(小沢一郎君) 先ほどの話、もう少し総理のところへ行くまでのことをちよつとつけ加

えて申し上げます。

○橋本教君 短く。

○政府委員(小沢一郎君) はい。

青木伊平氏からこうこういうことだという話がありまして。現在リクルートの問題については世間でも国会でもいろいろ議論になっておる、そして青木伊平氏ということになりますと、竹下総理との関連で議論されがちである、そういう立場からしてもこれは総理に事実を報告しておくべきである、そういうふうに私、青木さんに申し上げました。そして、一緒に来てくれということであつたので、その晩に行つたということでありまして。

それから、その福田社長の、多分午前二時だと思ひますけれども、それはまず第一義的には勝之に連絡をとつたつもりでしたし、そしてまた、福田社長に對しましてもその前にも連絡を何度かとおつております。そういう中で本人は、そのごろの時間ということで申したのであらうと思ひます。先生御指摘のような経過であつたわけではございません。

○橋本教君 あなた方はすべて否定をされるということなんですが、疑問は消え去りません。

そこで、総理、この福田勝之氏というのは、わがやうやく言ひますと、総理の弟さんで秘書でいらつしやる竹下直さんの奥さんの御兄弟、間違いないことなんですが、そして、実際に勝之氏は知らないということですが、この株を青木氏からの話で譲り受けたというのはお父さんの福田正氏だということに福田氏は言うんですが、本当にそのとおりですか。

○国務大臣(竹下登君) 青木君の報告で、これは幹事長に取り次ぐような話ではないというので、信頼関係のある福田さんの方へお取り次ぎしたというふうに承つております。

○橋本教君 それでは、もう一つ疑問があるんですが、

青木氏が、竹下幹事長に來た株なんだが、幹事長に取り次ぐ話じゃないというので親しい福田社

長に取り次いだ、こう言うんですけれども、なぜ息子さんの名義にしなきゃならないのか、本人の名義で譲り受けたらいいじゃないですか、株の取引や売買するのには、住所が新潟であれ東京であれ関係ありませんからね。なぜ福田正氏の名前にしなかつたのか、お聞きになっていただけますか。

○国務大臣(竹下登君) これは御家族内の問題でございまして、私からお答えする筋合いのものではなからうと思ひます。ただ、私自身が今でも感じておりますのは、若い青年でございまして。その名前がこうして議論されることになつたということとは、やはり申しわけないことをしたなという気持ちでいっぱいでございます。

○橋本教君 総理は十二月一日の答弁で、「福田さんを御紹介申し上げたという事実を私自身も承知いたしておるわけでございます。ただ、その福田さんの御子息の名前になつておつたというふうなところまでは率直に言つて私の調査が及んでいなかった」、こう述べていますね。だから、息子さんの名前だということがわかるまでに、福田さんのところへ紹介したということは知つておつたという意味じゃないんですか。今言つたように言つていただきます。

○国務大臣(竹下登君) 青木秘書が参りまして、これは社会党の資料発表を見てからのことでございますが、この福田勝之さんは福田さんの御子息であるということとをそのときに知りました。

○橋本教君 そうすると、また答弁の趣旨が変わつてくることになるんですね。

それでは具体的に聞きますけれども、約定書はどこで、だれとだれとの間にこの一万株については交わしていますか。そしてまた、金の払い込みがいつで、どこから振り込んだのか。そして、福田社長の言明によりますと、店頭公開直後に売つて約二千二百万円の利益があつたということも言つておられますが、それはどこに入金されたのか、調べられておりますか。

○国務大臣(竹下登君) 他人様のことを調べる考

○橋本教君 他人様の問題ではないから私は聞いていないんです。もととあなたのところへ来た一万株でしょうが。だから青木元秘書は、本当ならあなたに取り次ぐべきだけれども、取り次ぐ話ではないと、こう思ったので、親しい福田さんに回した、こう言うんです。あなたの御親戚でしよう。しかもあなたの弟さんの巨さんは、この福田組の監査役までしておられる。親戚である。要するに、あなたの身近なところですよ。そこへリクルートの疑惑の株が一万株行つて、総理であるあなた自身が解明の責任を負っているときに、他人様のことだから調べるつもりはないなどという態度をとることは、私は絶対に許されぬと思う。はっきり調べて、私が指摘した事実をはっきりと報告すべきです。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) そのことは、しかし橋本委員、考えてみましょう。私にも私なりの考え方がございます。私なりに調査すべきものの等の限界も、みずからの果たすべき役割も知っております。しかし、きょうここで、あたかもあなたの御質問に対して、一々その証拠の裏づけをするような御質問に対して私が答えをする場としてここを考えると、これは、お互い国民の代表として考えるべきことではなからうかという私なりの印象を持ったわけでござります。(発言する者多し)

○橋本教君 納得できません。
○委員長(橋本又三君) 静粛にしてください。
○橋本教君 納得できません。
○橋本教君 納得できません。

総理自身が十二月一日、当委員会でおっしゃっています。矢田部委員の質問に対して、「何月何日というふうにしたか」ということについてはここで答えすべき問題であるかどうかかわかりませんが」と言つた上で、結論としてこうおっしゃっています。「私なりに、話を聞けない間柄じゃございませぬから、聞いてみるべきなのかなと、こういう今感じを持ってお話を承つておつたところでございます。それとおりです。」
あなたの親しい御親戚で、そしてあなたが聞けば聞けない人ではないんですから、まさに国会を挙

げてこの解明をやるうとしておるときに、聞いて、そしてきつと国会に報告する、当然じゃありませんか。もう一遍答えてください。あなた自身の答弁と矛盾するんですよ。

○国務大臣(竹下登君) いや、決して矛盾しているとは思いません。

○橋本教君 どうしてですか。

○国務大臣(竹下登君) また今、矢田部さんにもいつもちゃんとしたお答えをしておりますし、また上田さんに対しても、あなたはこの人からもらったではないですかという質問を受けたときも、私はそれに対して、そんなところで人様の名前を出すものではないなどとは申しませんでした。その人々の言論の自由は十分保障したいと思ひます。しかし、おのずから節度があると思ひますので、私は私の考える節度の中で誠心誠意物事は明らかにしていきたいと、このように思つておるといふことをいつも申し上げておるところでございます。

○橋本教君 答弁をすりかえては困ります。

私は、この約定書について、あるいはいつどこでという契約と代金の払い込みがどうされたかについて改めて第三者の名前を出しては言つていませぬ。福田社長みずから記者会見をして、自分が買ったと言つておられる。ただ、問題の約定書とか正式の証書書類が一切出されてないから、本当に事実はどうかという疑問があるもので、まさに総理の身辺の重大な疑惑にかかわる問題です。それから、あなたは話を聞けない間柄じゃありませんとまで国会で言つていますから、これについて調べるのは当たり前ではないですか、こう言つておられるんです。絶対にこれはあなたは調べられるし、調べるべきです。調べて国会に報告してください。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) これは私は、私にも関係ないし、そして福田さんにも何ら刑法に触れるようなことはございませぬというのならいつでも申し上げませぬ。しかし、今のようなら国会でお尋ねになつて、それに対して答えるのが良識

か、あるいはたしなめるのが良識かと私は思ふんです。いつでも。不規則発言がございまして、私もいつでもそれに対して抗議しないように言つております。しかし……

○橋本教君 もういいです。

○国務大臣(竹下登君) いや、もういいなんて言うものじゃありません。あなただけが自分の時間を独占するといふ考え方は持たないで……

○橋本教君 時間は限られてるし……

○国務大臣(竹下登君) それはよくわかつておりますが、こういう問題につきましては静かに話せば、私なりにお話しできることは幾らでもございませぬし、その点についてここでとか議論をしようというふうには思つておりませんが、お互いの節度というものは大事にしたいものだといふ私なりの御要望を申し上げたと、このように理解していただければ結構でございます。

○橋本教君 冗談じゃありません。節度がないのはあなたの方です。つまり、徹底解明するといふ政治家の責任と節度がないのはあなたの方です。あなたはこの問題が出たときに新聞記者に対してどう言つたか。これは十一月十日の朝日新聞の記事ですが、「善意から取り次いだことであつても、最終的には自分の責任に帰する。不徳のいたすところだ」とはつきり言つたでしょう。——うなずいていらつしやる。だから、これを明らかにするのは、あなたの国会と国民に対する責務じゃないですか。絶対に納得できません、明らかにしてください。

○国務大臣(竹下登君) 人様に迷惑をかけてはいけません。私自身がどのような批判を受けても、これはいつでも結構だと思つております。したがつて、結果として善意の行為であつたとしても、それが人様に迷惑をかけたといふことは私の不徳である。だから私に關することは、やはり私の考え方の範囲の中であつてもはつきりしていこうといふのが私の考え方でございます。

○橋本教君 絶対に納得できません。
青木氏は、あなたのところへ来た株、あなたは

幹事長をしているから取り次ぐべきでない、こう言つておられるんですよ。いいですか。そしてまた最高裁の決定によれば、特別の者しか譲り受けることのできない値上がり確実の非公開株というのは、それ自体は職務権限いかによつてはいろいろ性を持つ、こう言つておられるでしょう。まさに九月三十日というのは、江副氏みずからが十月に入つて早々、店頭公開直前にこの株を最低価格、つまり公開価格四千六百元とみずからが決める直前なんです。値上がり確実なんです。それがあなたの身辺に行つた、こういうことですよ。

だから、この疑惑をあなたが徹底解明するのは総理としても政治家としても当然のことじゃありませんか。それをやらないといふのは、まさに先ほど国民の世論には真剣にこたえるとおつしやつた言葉が、言葉だけで真実ではないといふことを天下に明らかにすることになります。約定書その他出してくださいます。宮澤大蔵大臣が辞任せざるを得なかつたのは、売買約定書だとかあるいは株式の売買計算書だとか、具体的な自分の主張を証明する資料が出せなかつたからでしょう。あなたがこれを出さない、出す意思もないというなら、宮澤大蔵大臣と同じ過ちを犯すことになりませんか、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 人様のことを申し上げようとは私は思ひませぬ。宮澤さんは宮澤さん、私は私でございます。

したがつて、私は、いつも申し上げておりますのは、国会の国政調査権の中で議論していただいて、良識を持つて議論していただいて、こういうものは公のところへ出すべきものだとか、あるいは上田さんや矢田部さんに時々申したことがありますが、あなたと私の個人関係なら出せるものもあるよとかというふうなことを、これは多少冗談も含めて申し上げたことがございまして、売買約定書から節度のあるものでございまして、売買約定書でございましてかそうしたもの青木君はたまに保管をしておりまして、率直に申しまして、法人側の保管はあり得ますが、個人側の保管とい

うのはままないことが多くございますが、きょうめんでございましてそれらを保管しております、それから通帳の出と入りとかそんなことは全部わかっておりますもの、それらに対する調査権に對する対応の仕方というのは、どうか良識の中で相談してやってください、こう申しておるわけでございます。私自身は決して逃げようと思っておりません。

それからもう一つ、幹事長の私のところへ持つてきたという意味ではございません。だれか適当な人はいないかということで、これは別に私に相談することではないから、したがって信頼関係のある方にお取り次ぎをしたということでございますので、私なりに少し時間をとったようでございますが、それでも気を使いながら時間をとらないようにお答えしたところでございます。

○橋本敦君 随分と回り道で時間をとられましたよ、大変にとられた。いいですか、青木元秘書は幹事長に取り次ぐ話ではない、こう言っている意味は重大ですよ、そんな弁解聞かせん。

そして、青木氏の約定書を見たと言ったから、青木氏の約定書も出して下さい。福田氏の売買契約約定書も出す、計算書も出す、当然です。

委員長、出させてください。国会の議決によってじゃなくて、みずから進んで出すのが当然だ、どうですか委員長、出すように指示してください。

○委員長(橋本又三君) 先ほど近藤君のときに申し上げました。理事会で協議すると申し上げました。

○橋本敦君 じゃ、理事会で協議するということが承っております。

私どもは議院証言法によって国会の議決で提出するということを明白に主張しておりますが、それと同時に委員長もお聞きのように、青木氏が言っていることと首相の答弁とは食い違ひが出てきておる、真相はまだまだ解明されない。そしてまたこれを福田さんの方に紹介したその趣旨について、実際売買約定書、どこでやったのか、福

田社長は、竹下事務所を訪れたときに青木氏からこの話があつて、竹下事務所直ちに承諾をしたと、こう言つておる。この事実も明らかにしなさい、いけません。竹下首相が答弁されたように、あなたと無縁なことじゃないんだ、あなたの事務所できた話だと福田さんは言つておるんです。こういう関係で青木氏を証人喚問するのは私は絶対に当然であり必要だと思ひます。委員長、お取り計らいよろしく願ひます。

○委員長(橋本又三君) 前々からこの要求は出ております。理事会で協議中でございます。

○橋本敦君 いつも協議中ということで委員会の場では済まされるんですが、本当に解明するためには呼びなかりやしません。

最後に、私は総理に、国民の世論を真剣に受けとめると、こうおっしゃつたわけですが、こういうようなリクルート解明の姿勢がないことが天下に明らかですから、あなたの内閣の支持率はどんどん下がつて、不支持率がどんどん上がつて今や逆転した。こういうことになったのは新聞で皆さんのとおりです。

具体的に言いますならば、不支持がふえて四七、支持は二九、こうなつてゐるのは当然です。私どもはリクルート疑惑徹底解明をやるうとしない竹下内閣は総辞職すべきだと、こう言つておられますが、まさにそれは国民の声になつてきておる。近々、新聞報道によりますとあなたは内閣改造をされる、そしてリクルート関係議員は排除するなとこう新聞に書いてありますが、私どもは改造などもろろん賛成しませんが、リクルート議員を排除するというなら私はあなたみずから排除するのが当たり前だ、こういう話になるのじゃないかと思ひます。私は、この責任をきつぱりとりつてリクルート疑惑の徹底解明、それを本当にやらないような内閣は総辞職すべきだということを重ねて主張して、関連ですからこの辺で終わりたいと思ひます。

以上です。

○国務大臣(竹下登君) 発言を求めるべきかどうか

からよつとちゅうちよいたしましたが、はつきり申し上げておかないかぬことがございます。直ちに総辞職をする考えはございません。

○近藤忠孝君 今の橋本議員とのやりとりで、総理がリクルート解明に極めて消極的だということが浮き彫りになつたと思ひます。

そこで、リクルート関係最後の質問ですが、今の青木秘書関係、福田氏関係ですね、それ以外に竹下総理関係身辺ではかにリクルート関連の株を譲り受けていないと断言できますか。あなたの身内関係でこの二人以外にリクルート関係株を譲り受けている人がいないと断言できるかどうか。もしこれ出てきましたら宮澤さんじゃないけれども総理をやめる、そういうぐらいの責任を持つてそれを答弁できますか。

○国務大臣(竹下登君) いつもわかつたことはわかつたようにちゃんと報告しておるわけでございます。

○近藤忠孝君 もし出たらばやめるかということに對してはお答えにならなかつたけれども、私はやめるべきだと思ひます。

それで、税制問題に入ります。この税制関係法案、もうこれは、これを提案した政府として自民党の中核がリクルート疑惑の中心におつたということ。それだけじゃなくて、政府税調の方もいわれる暴れ馬ということで当時の中曾根総理大臣が政府税調に送り込んだその者がリクルートに汚染されているわけでありまして、これが次々と明らかになつてゐます。

まず江副氏は、税の痛みを感じてゐる側の代表として積極的に発言していく、こう言ひました。その後リクルート株を譲り受けたことがはつきりしました飯島清氏、評論家でありましたが、暴れ馬とは国民の不幸、不満を敏感に感じてゐるということだと、大変厚かましい発言をして政府税調特別委員に就任したわけでありまして。

江副氏は、これエコノミスト誌上で、一億総高所得者、こう言つてゐるんですね、一億総高所得者。そして、こういうリクルート関連株がぬ

れ手でアワで、不労所得で入つても株の売買だといふことで税金を払わない。私はこういう意味ではこの税調も汚染されている。こういう人々の合作、政府もそうでし税調もそうですから、もうこの法案も汚染されているんです。内容が大変ひどいものです。

昨年の売上税のときには国民の反発を恐れました。ですから、家計の消費支出に對する課税割合は四割程度でありましたが、今度の消費税はこれは大変ひどく、原則非課税なし、要するにオール課税です。これは我が党の工藤議員の衆議院における追及で政府が認めた点ですが、家計の消費支出に對する課税割合は九割、ですから売上税のときの二倍なんですね。

まず質問です。人間の命を維持する上で欠くことのできない水、食料、こういうものに對してこれは非課税にするとか、あるいはせめて軽減税率にするのが世界の常識であります。イギリスはゼロ税率、フランス、西ドイツは軽減税率、韓国でも水や未加工の農林水産物は非課税であります。ところが、この消費税は生きるための水、食料にも一律課税であります。大蔵大臣、今度大蔵大臣です。世界で大型間接税を導入してゐるのは六十数カ国ありますけれども、食料、水にも一律課税なんというこんな国はほかにあります。

○政府委員(水野勝君) この種の税を世界におきまして一番最近に導入いたしました中の一つの国としてニュージーランド、これは標準税率一〇%でございますが、このニュージーランドの立法例におきましては、こうした御指摘のようなものも含めましてすべて一〇%といたしておると聞いておるところでございます。それから、フランス、ドイツは軽減税率ではございますが、フランスでございまして水、食料品五・五%、西ドイツ七%となつてございます。

○近藤忠孝君 軽減税率は何も聞いていませんよ。一律課税と言つたんだから。一律課税が、六十数カ国ある中でニュージーランド、余り経済力

も大くないその国たつた一つです。スウェーデンでは水、これは非課税ですね。大体どこにも一律課税なんて国はないんです。

人間が生活することに金がかかるだけじゃないんです。今、婦人が怒っておるのは、赤ちゃんを産むお産の費用に税金がかかるんですね。ヨーロッパでは命の出発点であるお産は社会保険医療の対象でありまして、当然これは非課税であります。ところが日本は、お産は医療にあらずということで社会保険医療から外されているだけじゃなくて、消費税がかかることになりました。お産のところが消費なのか。お産に課税している国はありますか。どうですか大蔵大臣、お産に課税している国。

○政府委員(水野勝君) ヨーロッパ諸国ではおむね医療は非課税といたしているようでございます。それから出産につきましても、これは家計の消費支出の一費目でございまして、その他の消費項目と同等に扱わしていただきまして、三割というところで御提案しているところでございいます。

○近藤忠孝君 私の実問は、こんな国はほかにあるかと聞いたんだけど、ないから今のような答弁なんです。だから婦人が本当に怒っている。

それから次に、精神の米とも言ふべき新聞、雑誌、書籍、ここに一律課税している国がありますか。新聞などはイギリスはゼロ税率、フランス、西ドイツは軽減税率、韓国では非課税。答弁、一律課税の国があるか。軽減はいいですよ。

○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げましたニュージーランドでございます。

○近藤忠孝君 今ニュージーランドだけなんです、六十幾つある中で。

要するに、生計費九割課税です。世界に例を見ないこれはもう最悪の大型間接税だと私は言うべきだと思います。生まれる、命を維持するための食事、要するに人間が人間として成り立つすべての税金をかけて、さらに葬式費用も課税ですから、あの世に行っても税金をかけてくる、こういうものであります。

幾つか比較してみますと、何カラットものダイヤモンドなどは今まで一五%の物品税、これが一律に三%で済みますね。五分の一なんです。逆に、子供のおもちゃにも同じ三%の税金ですね。これが公平なのか。それからベントツ、キャデラック、リンカーン、これも三年後は乳母車と同じ三%。こんなことが本当に公平なんです。これは大蔵大臣、ひとつお答えいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 税の議論をいたしますときにはできるだけ情緒的感情的議論はしないというのが私は税の静かな議論のあり方だというふうな思いも思っております。したがって、声が大きくなりますと、先ほど聞いておりましたもお産に税金がかかる、お産にはかかりません、お産の費用にかかる、こういうことだと思っておりますので、お互いやっぱりその辺は静かな対応が好ましいんじゃないかな、こんな感じで聞いておりました。

やっぱり三%というのは大変な低い税率でございます。それを広く薄くお互いが生存をするための社会共通の経費をその段階で負担しよう、こういう論理でございまして、それはそれとしての公平性がある。いわゆる消費の多寡によって比例的な公平のある税制、これがいわゆる一律の消費税率の定め方でございますから、そこから議論をしていくべきではないかな、こんな感じで聞いておりました。

○近藤忠孝君 全然情緒的じゃなくて、私は具体的な事実をここで指摘をしております。お産費用の問題、時間がなくて費用をちよっと抜かしたところが若干ありましたけれども、比較をしますと、何百万円もする高級毛皮と赤ちゃんのおむつも同じです。これが本当に公平かという、これに對して全然答弁がないというところは、答弁なかったじゃないですか、情緒的な云々で、全然答弁ありません。じゃ、これ答えてください。今度高級毛皮と赤ちゃんのおむつです。

○国務大臣(竹下登君) 二百万する物にも三%、二万円する物にも三%、二千元する物にも三%、これが比例的な公平ということでございまして、一つ一つの問題についての問題は比例的公平ということで先ほども御説明を申し上げましたわけでございます。

○近藤忠孝君 おむつにまで税金かけるというので、これは今全国の婦人が本当に怒っているというところは指摘をしておきます。

これまで税金を払いたくても払えない課税最低限以下の低所得者世帯、それから生活保護世帯、年金世帯、母子世帯、多少重複するところがありますけれども、しかしこういう層には減税の恩恵はほとんど、特に課税最低限以下は絶対及ばないですね。しかし、この階層に新たに消費税が課税されるわけでありまして、生活必需品には選択の余地はなく、これは消費税は最大の不公平税制だと指摘もしてまいりました。減税の恩恵を全く受けることなく、最低生活費そのものに新しく課税される者が大変ふえるんですが、およそどのくらいの数になると総理お考えでしょう。これは主税局長じゃなくて、総理の大体の感じでいいです。

○国務大臣(竹下登君) 正確なことを申し上げたいから向こうの方から。

○近藤忠孝君 局長だったらよろしいわ、私の方で言っちゃいます。

正確に言いますと、給与所得者、これは課税最低限以下、六百五十一万人です。事業所得者三百九十八万人。これだけで一千万人超えるんです。これに對して年金受給者、税金払う場合もありま

すけれども、しかし二千二百四十六万人、さらに生活保護世帯七十九万九千世帯、母子世帯五十二万世帯。ですから、はつきりしているものが約一千万を超えて、さらに足しますと千数百万の人、みんななぎりの生活です。この人々は、ともかく今回の減税の効果全くなし、そして消費税がかかる、要するに新しく税金がかかる、こんなに多くの層に、こんなしかも生活がきりぎりすところへかける、こんなの本当に公平なのか、公正なのか、

お答えいただきたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登君) 基本的に、いわゆる社会共通の経費を広く薄く負担するということを否定した前提のもとに立つて私は議論をいたしたことは思っております。社会共通の経費を広く薄くちょうだいしようということからして、今度の消費税導入の意義の一つがそこにあるわけでござい

ます。しかし、それに伴って今、近藤委員からお話をありましたようなことも懸念の一つの表明でございまして、これについては歳出で中和できるもの、あるいは他の税制との組み合わせの中で中和できるもの等々、きょうもいろいろ議論がござい

ましたが、いわゆる生活保護、そして課税最低限、その中間対策をいかにするかというところまで今きめ細かく議論をいたしておるわけでござい

ますから、その辺への議論をいただくことをお願い申し上げたいところでございまして。

○近藤忠孝君 歳出で措置をするとか答弁がありましたが、これはほとんどないごまかしです。というの、所得はあるけれども課税最低限以下の低所得者、これは歳出で措置しようがないじゃないですか。どういう措置をするんですか。わかりません。所得はあるけれども課税最低限以下、さ

つき私が挙げた約一千万の人々ですね、これは所得があるんですから生活保護対象じゃないですよ。歳出でどういう措置をなさいますか。措置しようがないじゃないですか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる各種手当等で中和できるところがございまして、課税最低限と生活保護の中間の層に對しても、歳出で手当てのできる分もあるというところで検討をいたしておるところでございます。

化社会のためとかいうのはまさしくごまかしです。政府は、福祉ビジョンで年金支給年齢を六十五歳に改悪しようとしております。現在の厚生年金の新規平均支給額はモデルで年二百二十二万。支給年齢を六十五歳に引き上げますと、五年間で一人当たり一千万以上も早く言えばお年寄りから取り上げることになりますね。これが私は、歳出歳出と言いますけれども、まさしく政府の高齢化社会対策の実態だと思います。

高齡化社会への対応のために消費税が必要だといふんですが、官澤前大蔵大臣はその根拠をこう述べていました。これは総理もそばでお聞きになつておたけけれども、今度いよいよ大蔵大臣ですからこの議論をしてみたいと思ふんですが、現在六十五歳以上の老人と生産年齢人口、十五歳から六十四歳までの比率は一对六、それが二〇〇〇年には二対四になり、二〇一〇年には一对三ということになりますと、それだけの費用を若い人が直に接税の形で負担できるものなんだらうか。所得税という形で今六・六人がしよっているものを三人にしようせることが可能なのか、みんなで薄く広げようという消費税が必要になると思ひますと、こういうことで私も議論してきましたけれども、これは竹下大蔵大臣も同じ考えでしようか。

○国務大臣(竹下登君) これは福祉対策と限定をした場合に、目的税議論等を誘発してもなりませんから、社会共通の経費とでも申しませうか、それを広く薄くというのは一つの基本的な考え方でございます。

○近藤忠孝君 今言った一対六が一対三になる。要するに、倍ないし三倍も働き手の負担がふえるから消費税が必要だということの理屈、理由ですね、これについては同じ考えかと聞いておるのです。

○国務大臣(竹下登君) 将来の歳出を現行の福祉政策を前提にそのまま置いた場合に、今のようにな教値が出てくるということは一つの歳出例としてとった場合はそれで結構だと思います。

○近藤忠孝君 この点は宮澤さん、むきになって

主張していましたね。若干遠慮したいしい自信なげに言われましてけれども、六人で一人を支えるののが将来三人あるいは二人で一人となると、いかにも大変のように聞こえますが、この計算は私と宮澤さんで何度も議論して、これはもう決着済みです。宮澤さんの負けなんです。もうこの予算委員会でもやりましたよ。働く人、つまり生産年齢人口は、これは全人口を支えているわけですから、問題は生産年齢人口と全人口の関係が問題だと思えます。

そこで厚生省、生産年齢人口は今も二〇二五年も七千三百万人台だと思います。総人口は二〇二五年には今より約一％ふえるぐらいになるんだと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員 末次彬君 ただいまお尋ねのごい
ました二〇二五年でございますが、二〇二五年と
申しますと年金、医療等の社会的経費を要します
六十五歳以上人口が今と比較いたしまして一千九
百万人増加いたしまして現在の二・五倍、三千百
四十七万人になるわけでございまして、まさに本
格的な高齢化社会の中にあるわけでございます
か……

○近藤忠孝君 そんなことを聞いてない。総人
口。

○政府委員（末次彬君）　その際の我が国の総人口は、現在に比へまして千三百五十九万人増加いたしました。一億三千四百六十四万人、約一一・二％の伸びになるということです。

○近藤忠孝君 最後の部分だけ言ってもらえればよかったです。要するに、将来重荷が二倍から三倍になるかのように言うんですが、わずかに一%ふえるにすぎないんです、人口としては。そしてそれだけじゃなくて、全人口を実際に支えているのは生産年齢人口ではなくて実際に仕事につ

いている就業者人口です。就業者数は現在五千
 百七万人、これは働か手は自分も含めてやるわけ
 ですから、一人で養うわけですから、一人当たり
 二・〇八人を支えることになるんです。
 労働省、二〇一〇年にはこの就業者人口はどぞ

ほどになりますか。結論だけで結構です。

○政府委員(甘粕啓介君) 二〇一〇年の就業者数は六千四百八十万人程度というふうに推定しております。

○近藤忠孝君　これで計算しますと、就業者、實際仕事をする人は一人当たり二・一人、現在とほとんど変わらないんですね、それを支えることになります。それで二〇二五年も就業者の数が同じになります。

だとしますと、就業者、實際働く人一人当たり二・〇八人、大体二・一という線で、一人で二人を支えるという点では現在も将来も変わりがないわけであります。それで婦人の社会進出、それから労働時間の短縮による失業者の吸収によつて就業者はもつとふえると思ひますね。六人で一人を支えるのが二人で一人になり負担が三倍になるという、これは誤つた宣伝ですよ。こういう宣伝は総理、やめるべきじゃありませんか。こういうのを情緒の宣伝と言ふんですよ。

○国務大臣（竹下登君） 今の質問にお答えいたします。

します場合、宮澤さんのおっしゃってあるあの理屈というのは成り立ち得る理屈だ、ごまかしでは屈というのとは何回か聞いたことがあります、持論とでも申しませうか、勝ち負けの問題じゃない。一つの議論のアプローチの仕方だと思ってそれは評価しております。

○近藤麻孝君 官澤さんも私の考え、そういう考え方もあると認めざるを得なくなつたんですね。お年寄りがふえますと、おっしゃるとおり金が余分にかかるのは当然です。しかし三倍になるかのようなこういう誇大宣伝、これはやっぱりはつきりしましたよね。しかも、これが日本の経済力からすればわずかの経済成長で十分賄える費用ですよ。高齢化社会のためということで国民をだまして、そして消費税を通して、今度、通した途端にさつき言つたように年金の大改革、どうもこれが竹下手法だと見ざるを得ません。こういう数字や実態をごまかしてまでなぜ高齢化社会、高齢化社会と言ふのか。本当の内容は私は二つあると思うんです。

第一は、消費税導入の本当の目的は、これは大軍拡と大企業奉仕の財源である、その目的を隠すこと。現に、皆さん笑っておるけれど、ともなもない。ブッシュ・アメリカ次期政権は、軍事費と強い援助助合わせてGNP3%にせよと公然と要求をしておりまうね。

第二は、近い将来税率を引き上げていくか、と
思うんです。消費税の税率の勘定はどこに上
るのかという質問は何度もありました。これに
して総理は、国会が決めること、竹下内閣の間
引き上げない、こういう答弁でありました。そ
しますと、竹下内閣が一体いつまで続くのか、
それがどうも引き上げの時期と関係しますね。そ
で、先ほど橋本委員の方から世論調査の結果が
りましたね。もう不支持の方がずっと支持の倍
上になっている。となりますと、竹下内閣は国
から完全に見放されているんじゃないか。です

ら、竹下内閣の間は税率は引き上げないというのは、次の内閣では引き上げるかもしれない。こういうことになりませんか。

○国務大臣(竹下登君) まず、竹下内閣のときは引き上げない、こう申しました。私が提案する資格がないとでも申しましょうか、あるいはほしきということも含めて申し上げておるわけでありませんが、私、いつも思うのでございますけれども、やはりだんだん近藤さんや私もよりもつとつと知能指数の高い国民が日本にたくさんふえてくると思うんです、率直に、将来。その際にいろいろなことをお考えになる、その考え方を未来永劫に縛ってしまうというのは、一こまに生きる我々としてやっぱり考えなさいかね、いつもそういうことを思っておるのです。だから竹下内閣のときは上げないというのは、未来永劫に縛ってはならないという私のむしろ良心からして申し上げておるのでございます、率直なところが。考え方の基礎が一つそこにあるのじゃないかと思ひます。

それから、軍拡云々という御意見もございましたが、私にも幾ばくかここで話をする時間をお与えただくとすれば、今まで確かに昭和五十四年暮れの決議のときなどは、いろいろプロ同士で話ししたときには福祉目的税的な考えがあったかもしれない。あるいは財政再建的な考え方もあったと思います。あるいはまた海外協力税というような考え方の議論もしてまいりましたが、防衛費目的税という議論は私どもはしたことがございません。したがって、私の考えのはるかに外にあるということでございます。あるいは近藤さんの頭の中にはあるかもしれませんが、私どもの考えの全く外に存在しておる考え方でございます。

○近藤忠孝君 私も総理もそんな知能指数の低い話ではないと私は思っています。

総理は、もう一つの理由として国会が決めることだと言ふんですね。しかしこれは本当に当てにならないですね。大体今まで自民党政府がやってきた具体的事実がはつきり証明しています。まさしく

圧倒的多数の声を無視して強行採決で衆議院を通過させてしまった。当委員会でも公聴会強行、多数なら何をしてもいい、こういうことでは、国会が決めるという従来の答弁もこれは何ら歯ごたえにもならないということをお願いしておきたいと思ひます。

大体、総理自身、約束を守つたためしなんでしょう。これは一九八六年の衆参ダブル選挙で大型間接税は導入しないと自民党は公約した。これを公然と踏み違ひした。さらに一般消費税導入せずとした国会決議、時の大蔵大臣でありながらこれも踏み違ひした。しゃにむに消費税を導入しようとしてゐるわけであります。私はこういうことではなく、やはり公約違反の消費税は断念すべきだということをお願いして次に進みたいと思ひます。物価への影響です。ちよつと資料を配付してくだされ。

○委員長(橋本又三君) 近藤君の資料の配付を許します。

【資料配付】

○近藤忠孝君 公約や国会決議を無残に踏み違ひする点から出発しておりますから、この消費税の本身も問題だらけであります。

まず、物価への影響です。EC諸国で大型間接税である付加価値税を導入したときに物価が上昇いたしました。デンマーク、ノルウェー、オランダでは導入の前後一年間で六から一〇%物価上昇がありました。これらの国は新たな導入ではなくて、既にあった取引高税などの合理化としての大型間接税であつて、物価上昇はあり得ないという前提だつたけれど、実際は上昇したわけですね。私、ここに資料を持っておりますけれども、特にオランダは一九六九年にEC型付加価値税を導入したときに、オランダ政府の方はこれによる物価上昇率を一・四%と見込んでおつたところが、実際は七・五%も上昇してその後ずっと上がったという事実を国民に正直に知らせるべきだと思う。しかしそれを知らずに進もうとしてゐるわけですが、こういう世界で起きている状況は、総理、国

民に知らせるべきじゃありませんか。

○国務大臣(竹下登君) 議会制民主主義というものは、一つの見方からすると知る権利というものゝ知らず義務というものがあつてございまして、いろいろなことを啓蒙するといふことは大いに必要なことだと思つております。ただ、消費税導入の際の消費者物価の議論というのはこれからあつてございまして、今までお答えいたしてありますように、一度だけ上がるというのとはこれは転嫁すべき税でございますからそうなることは当然であります。これが便乗値上げを誘発するといふようなことのないように、これからいろいろな角度から注意をいたさなければならぬといふうな考え方に立つておるわけでございまして。

○近藤忠孝君 今も言われたとおり、間接税は価格の一部として負担するので、その分、物価が上昇します。これは政府の書物にもあります。問題は消費税導入によつてどの程度の率で物価が上がるのか、これについては先ほど一・一%という答弁がありました。一・一%、そんな低いのかというのがこれは国民の実際の感覚です。何しろ原則非課税なし、ほとんどのものに税金がかかる、しかも三%ですから、こんな低いことは考えられないんですよ。

そこで、これは総務庁統計局作成の昭和六十年基準指数用目情報一覧をもとに詳細な計算をいたしました。お手元に資料が行つておりますけれども、要するに全体の品目のウェートを一万とします。そして課税品目、非課税品目、調整品目というものは物品税などの関係で下がるというそういう関係の部分なんです。そして、この三つに分類してそれぞれがどの程度上がるかを検討してみました。

各品目、今言つた一万点ですが、まず大部分の品目はこれは課税品目六千五百六十二点です。ほとんどですね。これが大半です。それに三%上乗せになることは当然です。それは六千七百五十九、これですね。この分、物価が上がりま

そして今度は非課税品目ですが、非課税だから全然上がらぬかという、そうじゃないんです。非課税も上がることはこれは大蔵省も認めております。非課税のウェートは千五百七ですが、例えば診療料にしても薬や医療機器が上がりま

す。それから学校の授業料にしても、物件費が上がりましてこれに伴つて引き上げざるを得ない。お手元に行つてこの資料で計算してみました。この資料は全部これは大蔵省からきつたとつたもので、何度も突き合わせたものですから間違いないです。そうしますと、これが千五百七、現在ウェートが。そういうもので上がりますので千五百三十九、若干物価が上がりま

す。それじゃ調整品目はどうなのか。これにつきましては、物品税や電気税が消費税に吸収されて値段が下がるというわけですが、しかしこれは大蔵省が発表しておりますように大して下がるわけはありませぬ。特に今まで免税点があつたガスタ、それから家具類の物品税にしましても、大体庶民の買つる物は今までほとんど課税されてゐなかつたわけですから、逆にこれは三%九々上がるといふ、こういうことにもなりません。そして全部計算をしてみますと、この調整品目は千九百三十一であつたものが千九百一十一、若干下がるということになります。

そこで、以上三つの分類ごとの計算を合計しますと、トータル一万点のウェートが消費税導入によつて一万二百九、要するに物価は二・〇九%上がるということになります。仮に免税業者が九々三%値上げしないなどの要素を最大限これは政府の言うとおり考慮しましても、物価は一・八八%は上

と、横に書いてあります。

【委員長退席、理事斎藤十朗君着席】

そこで大蔵省に聞きます。単純に課税対象になる品目については、消費税導入によつて基本的に三%物価が上昇すると思ふ。今言つたとおりですね。免税業者などの中小企業特例の影響を入れても三%近く上がるんじゃないやありませんか。間違ひないか答弁いただきたい。

○政府委員(勝村坦郎君) たいまいおしいたたきました資料と我々の計算との比較につきましてちよつと申し上げたいと思います。

まず、私たちの計算の原則でございますが、これは何度か御説明をいたしておりますように、消費税については完全に転嫁をされるということを原則にいたしまして、それでこれは共産党の御計算と同じであります。物品税並びに非課税品目につきましてはコストの上昇分の上昇はないと、こういう前提が一つございます。

それからもう一つ、税負担額がふえる以外の転嫁というのではないという原則で計算をいたしております。これは言葉をかえて申しますと、免税事業者等は自己の事業の付加価値、マージンにかかります税率を価格には転嫁をしないという前提で計算をしております。この前提につきましては、午前中にもいろいろ御議論もございましたところでありまして、この共産党の御計算に関する限りは免税事業者等は転嫁をしないというふうに御考慮なさっているようにございまして、そこは原則は共通しているかと思ひます。

もう一つ、私たちの計算方法といたしましては、例えばこういう物品税の引き下げあるいは免税事業者の存在ということ、間接的な効果というものも考慮いたしまして、産業連関表という手法を用いましてそれがそれだけ三多よりも低い価格で先に販売される、それがさらにほかの産業に波及をしていくという計算をいたしているわけでございます。

それで、実は、この資料をいただきまして検討させていただきましたのでございすけれども、個々の品目につきましてそれぞれが何%、我々の計算は何%で共産党の計算は何%という比較を一つずつと目についたと申しますか、一般的な、恐らく違うのではないかと申すことを申し上げることにとどまらざるを得ないわけでございすけれども、一つは、さっき第三の前提として申しました間接効果というのをこれは御計算になつていな

いのかというふうに感じましたが、そこはあるいは私が誤っているかも知れませんが、ただ、間接効果を入れますと我々の計算はもっと低くなる、結論は初年度一・二%、平年度は一・一%という計算になつております。間接効果がどうかという点が一点ございす。

それからもう一つ、一番最初の単純課税対象で家賃・間代その他にお分けになつておりまして、その他の内訳がどういうことになつてくるのか、これは前回衆議院で議論いたしましたとき、三%が二・九二%に下がっておりますが、この内容がちよつといま一つまづらかならないわけでありまして、明らかになつておりますのは家賃・間代の一・九一%の上昇であります。それから、それをそのまま移した非課税品目の第一の持ち家の家賃の一・九一という数字でございすのでありますが、ちよつと時間の関係もございすので余り細かいことを申し上げるのは避けまされども、家賃というのは実はごく一部の新築家賃の負担分が消費税によつて影響を受けるわけでございまして、私たちの計算ではともて家賃が一・九一%上がることはならないと思ひます。また、上の家賃はこれは公営家賃を含んでおりまして、それがそのまま民間家賃の上昇率に移行するというものではないのではありませんかというふうに思ひます。

それから、もう一点だけ申し上げておきますと、免税事業者が転嫁をしないという前提で計算をしておりますが、消費者物価ということでは、例えば小売でありますとか、サービスでありますとか、それから農業もそうでありまして、たゞいま申しました家賃もそうでありまして、非常に産業全般よりも免税事業者の比率がかなり高うございす。そのために免税事業者は自己が負担をしない税額分を転嫁しないという前提にいたしますと、消費者物価にはかなりの抑制効果が出てくるというところでございまして、それ以上ちよつと現段階で申し上げる材料はございせん。申しわけございせんけれども、そういうふうに考えま

す。

○近藤忠孝君 大分長く説明されましたけれども、指摘した点以外は全部同じだということですね。

それで、家賃・間代にしましても、ウェイトは一万分の二百七十三ですからそんなに大きなものではないんです。ただ一つ違うと思うのは、間接効果について言われました。間接効果、これは例えば電気税が下がったとしますね、電気税が下がったからといってその分、企業が製品価格を下げますか。そんなことないんです。それを除けば全部一緒。これは今まで経企庁あるいは大蔵省とも議論をしてきましたけれども、向こうの説明はともかくこの産業連関表、それをコンピュータに入れてカタカタと出てきた結果だということだけで、それを信用しろというんです。結果は全然、一・一%と二・一%、倍です。こういう結論が出てくるけれども、これに対しては具体的に何をも指摘できない。仮に幾つか指摘したものを入れたとしても、もうほんのわずかの何%程度の動きでありまして、だから大体どんなに低く見積もっても、もうこれは一・八ないし九から二・一と、一%上がる。これはやっぱり三%ほどと課税というんですから、私はこれは実態に合つたものだと思うんです。

そしてそれだけじゃないと思うんです。物価はこの試算以上にもっと上がります。便乗値上げを取り締まる対策は何もない。独禁法改悪で逆にどんどん上げる対策ですね。鉄道運賃、これは百円を百十円に上げましたら三%どころか一〇%の値上げになります。物品税が廃止になると言いますから、その分自動車メーカーが値下げしないという便乗値上げもあると思うんです。メーカーがいろいろ口実を設けて物品税分を値下げしない場合にこれをとめる方法はない。上げる方法はありませんが、値下げさせる方法はずないんです。

こう考えますと、消費税導入による物価への影響は二%以上になること間違いない。どうです、私、長々と議論したけれども、結局認めざるを得

ないんですからね。総理、こんなに倍も物価上昇への影響が違つてきちゃったら、これはもう消費税導入の基本的論拠がなくなるじゃないやしませんか。だから一緒に撤回すべきですよ。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 何でもかんでも一つの事象を出して、だから撤回すべきであると、こういう短絡的な議論に私も巻き込まれるほど感か者ではないと思つております。

近藤さん、私もこの議論を聞いておりまして、いわゆる衆議院において試算を出されたものの一部補正と書いてありますが、かなり政府サイドの資料をもとに勉強しておられるということは私も認めますが、やっぱり基本的には私自身間接効果の点について強制力がないから予測できないという点の違いが大きいんじゃないかなという印象を持つていつも聞いておるところでございす。

したがって、やっぱりこの税がいわば新税はすべて悪税なりではなくして、新税も理解が深まることによってまた良税になる、こういうカナルの鉄則、こういうものがございまして、その方向で進んでいくことを私は期待しておりますから撤回する考えはございせん。

○近藤忠孝君 先ほど経企庁は産業連関表というのを使いましたけれども、これはこういう計算には使えないということでは宮沢健一さん、これは経企庁のOBですよ、その人がこう言つています。産業連関表では需給関係による変動はとらえられないというのを言つておつて、これはだめなんです、政府の計算は、やっぱり私のような計算をしなきゃ、これは正確な物価上昇は出てこないんですから、よくお聞きいただきたいと思ひます。それで次は、またこれは政府の大変な過大な宣伝として、ほとんどの世帯が減税になり家計が楽になるオール家計減税論なんですね。この計算の根拠は、今議論してきた消費税の家計への負担を消費支出の一・一%で計算をして、要するに今言った物価への影響をそのまま使つて、しかし実際は倍なんですから、二・一。だからこゝでま

ず消費税の支出が倍違つてきちゃうんですよ。となりますと、例えば政府計算では片働き年収四百万の世帯の消費税負担は三万円となつていますが、これは倍以上に改めるべきじゃないんですか、どうです。

○政府委員(水野勝君) 私どもが御提出申し上げております試算、これは物価が一・一%上昇するということも念頭に置いておるわけでございまして、その計算方式といたしましては、消費支出に占める課税支出の割合、これは先ほど委員の御指摘にもございました大体〇・九%程度、それから現在の間接税がございまして三兆四千億円の廃止になり、あるいは減税になる、一方、五兆四千億円の消費税が導入される、その割合をもちまして、これを消費支出〇・九%という課税支出割合とその他の課税の改正によりますところの比率、これを掛け合わせますと三%が一・一%となる、こういう計算でございまして、その点は私どもも物価の点ももちろん念頭に置いてございまして、この税制改正による増減収試算の關係から一・一と、これが私どもの計算根拠でございまして、物価の上昇はこれは政府として私ども一・一と考えておるわけでございまして、それとともに、そうした計算方式でございまして、御指摘のような物価上昇率云々ということは私どももちゃんと用いて計算することはできないわけでございまして。

ただ、減税がとにかく全体として二兆四千億、先般の衆議院の改正を入れますと二兆六千億のネット減税という減税の幅でございまして、一・一%が御指摘のような一・九とか二%になりまして、大半の家計におきましてはこれは減税になるというその姿はそれほど大きくは変わらないというふうな計算もいたしておられますけれども、根本的には私どもも家計の消費支出に一・一を掛けることによつて負担の増減の変動を示し得るというふうに考えてございまして、またその結果はおおむねこの増減収試算、階層別の結果のございまして、ように全体として減税になるという結果を御提案していることとございまして。

○近藤忠孝君 いろいろ言いましたけれども、私が指摘した一番基本的なやつですね、要するに消費税導入による増税の効果が政府計算は半分しかないじゃないかと。それに対してはいろいろ言つたけれども、まともな答弁にならない。やっぱこの点が大事な点なんです。政府の計算は増税部分は小さく見積もり、そして今度は減税の効果を大きく見ますから、どうしたつてオール世帯減税になつちやいますよ、差し引き。

それでは、所得税、住民税の減税の方、これは大きく見せている点ですが、大蔵省の家計モデルでは、四人世帯で奥さんが無職、要するに専業主婦ですね、子供二人のうち一人は高校生か大学生となつてゐる。こういうモデルにしたのは、これは奥さんに三十五万の配偶者控除、さらに三十五万の配偶者特別控除九万受けられるというごく限られたそんなにくさん多くない場合が一つ。それから子供一人については三十五万プラス十萬円の教育加算控除をつけられる。要するに、減税が最大となる世帯を選び出してそれで計算しますから、みんなオール減税になつてしまふわけです。そこで大蔵省、配偶者控除、配偶者特別控除、教育加算控除を丸々受けられる世帯は全世帯の何%になりますか。

○政府委員(水野勝君) 配偶者特別控除につきましては六十二年から適用を申し上げてございまして、この実績ベースで見ますと千五百五十万人が配偶者特別控除を適用いたしております。これは配偶者控除そのものの適用人員、これは千二百二十万人となつておりますので、ほとんどの配偶者の方が配偶者特別控除も適用を受けておるといふこととございまして。

それから、扶養割増しはこれから御提案を申し上げてゐるところでございまして実績はございませんが、この適用対象者としては八百五十万人程度かと見込まれておるところでございまして。

○近藤忠孝君 問題は、それ全部込みにして、今言ったその三つの控除が丸々受けられる世帯、これは正確な試算をしてみますと勤労世帯の四%に

しか満たない。こんな少ない例であつたか全部がこれは差し引き減税になる、こういう過大計算です。ですから、随所に過大計算がもうたくさんあるんです。過大計算をせずに、消費税の家計負担は二%以上で計算して、片働き四人世帯、中学生以下の子供二人で計算しますと、年収五百五十万以下の世帯は全部差し引き増税になります。

そこで大蔵省、年収五百五十万を上回るサラリーマンは全体の何%ぐらいありますか。——時間がないからこちらで言いますと、これは一五%です。年収五百五十万を上回るのは全体の一五%。だから要するに八割以上がそれ以下。サラリーマンの八割以上の世帯は差し引き増税になるという、これが大事な点ですね。三人世帯や共働き世帯などになりますと差し引きほとんどが増税になります。今回の税制改革によつて、国民は増税になるのか減税になるのか、これが最重要問題です、判断の場合の。そういう一番根本的な点にこういうごまかしがある、これは大変な大事なことだと思ひます。答弁を求めると時間が無いんで、あと次の大事な問題に移りたいと思ひます。

〔理事斎藤十朗君退席、委員長着席〕

まず、転嫁の問題。零細業者は、これは過大な納税事務の負担が新しく押しつけられる。多くの中小業者が労働者とともに反対運動に立ち上がったのは当然だと思ひます。ところが、政府の宣伝によりますと、売り上げ三千万円以下の業者は免税業者で消費税は関係ないかのように宣伝しています。しかし、仕入れが八割だとすればそれにも三%消費税はかかりますからね。そうすると、免税業者であっても二・四%値上げしなければいけない。どうですか、大蔵大臣。

○政府委員(水野勝君) 仕入れ割合が八割だといふと、御指摘のような二・四%は上がるといふ計算になります。

○近藤忠孝君 ところが、これは自民党のリーフレットに、「消費税その計算方法」にはこう書いてあるんですね。年間売り上げ三千万円以下の小

規模な御商売の方は消費税は忘れてくださつて結構です。忘れるというんだから関係ないということですね。要するに、三千万円以下は免税業者だから関係ないと思わせようとしてゐるけれども、とんでもないことです。三千万円以下でも仕入れにはがっちり消費税がかかります。零細業者にとつて最大の問題は転嫁、売り値に上乗せが困難だということはどうも当然のことですね。ですから、仕入れに含まれてゐる税金分を自分で負担しなければならぬ、こういうことになります。設備投資にかつた消費税もこれも控除できない。

総理、自民党のリーフレットにあるように、これは三千万円以下の人は消費税を忘れちゃつていいんでしょ、どうですか。

○政府委員(水野勝君) 三千万円以下の方々はそういう計算になるわけでございまして、三千万円以下の方々は全体の付加価値のウェイトからいいますと三・四%でございまして。したがつて、圧倒的な取引の多数は課税取引でございまして、隣のお店の方は皆さん三%上げられる。したがつて、その全体の中の三・四%のウェイトの方は、それは大勢に従つて三%むしろ上げやすいのではないかとおもうわけでございまして、やはりそれは転嫁につきましては御苦労はいただくわけでございまして、圧倒的な多数の取引の中でのそうした方々は全体に従つて取引をされて上げられる環境はむしろできるのではないかと。ただ、それはよく御指摘がございまして消費者との關係ではどうかということもございまして、全体の経済の大勢からいけばそういうことが、むしろ上げやすいということが言えるのではないかとおもうわけでございまして。

○近藤忠孝君 上げやすいということとは上げなさいということじゃないですか。ということは、忘れるどころか、上げるんだから要するに税金分を払わなきゃいかぬ。とてもこれは忘れるわけにいきませんね。次に、簡易課税制度であります。

これは売り上げの〇・六％納めればよいというんですが、根拠は粗利益、すなわち付加価値率を二〇％、卸は一〇％とみなして、これに三％の税率を掛けるとちょうど〇・六％になるので、〇・六％売り上げに掛けるとよろしいということですが、要するにこれは付加価値率の高い業種は有利、低い業種は不利、低い業種はこの簡易課税制度を選択すれば損をするということになる、そういうことです。

○政府委員（水野勝君） おっしゃるとおりでございます。

○近藤忠孝君 いつもそういうぐあいに素直に答弁してくれたいですね。

卸売業の付加価値率は六・六％、建設業は一八・八％、小売業は一七・八％、これらの業者は簡易課税制度を選択したら損することになりませんか。素直に答えてください、素直に。

○政府委員（水野勝君） この簡易課税制度は、御承知のように損得と申しますか、そういう観点もございまして、とにかく零細小規模事業者の方にございましては税額控除を簡便にさせていただくという点で、そういった点から割り切ったところでございまして。

したがって、業種によりましてマージン率が二〇％なり一〇％を上するところの業種の間では若干そこにアンバランスがございまして、また同じ業種でもその規模によりまして、むしろ小さい方が付加価値率が高いということが一般的でございまして、同じ業種の中でもそういった問題があることは承知いたしておりますが、何分にもこうした税制になじみの薄い我が国でございまして、こうした納付方法の簡便化ということでも御提案を申し上げているところでございまして。

○近藤忠孝君 問題は、卸、建設、小売、この中の課税対象企業のうち簡易課税制度を選択できる五億円以下の企業の比率はどれだけかということとあります。わかりますか。

○政府委員（水野勝君） 五億円以下の事業者の割合でございまして、卸売業でございまして約八割強でございまして、それから小売はおおむね一〇〇％、それから建設でございまして、建設は九割五分程度となっております。

○近藤忠孝君 要するに、この業種にとつては、これを適用される業者は圧倒的な比率でありまして、この三つの業種の三千万円から五億円未満の業者の数は、これは納税者全体の五四％、要するに過半数を超えるんです。そして、これが先ほど来答弁のうちに、簡易課税制度を選択すると損をするんですから、日本の多くの業者にとっては決して有利な制度ではない。

例えば小売業者の場合、本来ならば一七・八％掛ける三〇・五三％払えばいい。一七・八％というのはその利益率ですね、それで済むところを簡易課税制度を選択すると〇・六％納税。要するに、その分、身銭を切らなければならぬ、これがこの簡易課税制度の実態じゃないのでしょうか、圧倒的多数の人が。

○政府委員（水野勝君） これはあくまで御選択でございまして、その企業の御計算によりまして得な方、損な方、御判断いただいで御適用をいただければと思うわけでございまして。

○近藤忠孝君 だから、損をする人が過半数以上あるということですね。選択しない方がいいんです。いいというのが過半数あるということが明らかにあります。

そうしますと、しかし政府広報ではこう言うんです。「いっしょに考えませんか。これからの日本とこれからの税」というあのパンフありますね。そこで消費税って何でしょうと出しています、こう書いています。「事業者の便宜に配慮し、できるだけ簡素なものとなるよう工夫されています」。例えば「中小事業者には、売上げだけから税額を計算できる簡易課税方式などが幅広く採用されています」と書かれているんですが、今のやりとりでははっきりしたとおり、簡易だけれども、簡単だけれども、これを選択すると損をしますよ、それが過半数もある。

これが実態だから、政府はやっぱ正直でなければいけませんから、この広報にもちゃんと損をする場合があるんだとくさんあるということを書き加えないでしようか。適用対象者の五四％もの業者が損をする、これには一言も触れずに、総理、あたかも業者に有利になる、こういう宣伝をしているのは、これは不親切を取り越して欺瞞的宣伝。もうさっきから過大宣伝とか欺瞞的宣伝はたくさんありますけれども、こういう状況であります。

そうなりますと、政府の宣伝を信用してこれを選択して損をした、こういう業者に対して政府はどんな責任をとるのか。どうですか。

○政府委員（水野勝君） その点は十分PRをして御適用願うわけでございまして、それによつて御損、御得という、そもそもは本来の計算方式でございまして御適用いただくのが本来の姿でございまして、御損ということとはなからうと思うわけでございまして。

○近藤忠孝君 これはもう半分以上損することははっきりしているんですから、帳簿は次のことを書き加えたい。『課税仕入れの相手方の氏名又は名称』、『課税仕入れを行った年月日』、『課税仕入れに係る資産又は役務の内容』、『第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額』。町の魚屋さんが中央市場に行つて、十数軒も駆け回つて毎日毎日どこから何をどう、今言つたことを記憶しなければならぬ。こんな大変な負担がかかるんです、決してこれは簡単じゃないですよ、どうですか。

○政府委員（水野勝君） 売上税の場合でございまして、課税、非課税が非常に分かれておつた。それからまた、仕入れ税額控除につきましても税額票を必要としたということでもございまして、今回は個別の税額票のやりとりでもって控除することではございまして、全く帳簿上の仕入れでもって控除をするわけでございまして。そのための記帳の中身というのは、現在法人税なり所得税でお願いしているものとほとんど共通でございまして、またその範囲にとどめるのが適当ではないかと思ひますので、記帳の問題におきまして新たなお手数をお煩わせするということはほとんどないのではないかと、またそのように仕組む必要があるのではないかと考えているところでございまして。

○近藤忠孝君 主税局長は現場の末端のことばかりからぬからそういう安心して平気なことを言うんだけれども、実際は大変です。

時間も参りましたので終わりますが、今私が指摘したとおり、消費税導入の理由がみんなこれは過大宣伝であつたりうそだつたり、これはもう崩れ去つています。衆議院でも所得の平準化もろそである、また逆進性の中和度もろそである。私が指摘したように減税超過もろそ、消費税の増減規模、これもろそ、物価上昇一・一％もろそ、家計オール減税もろそ。事実は、真実は何もありません。私はこういうものはやるべきだということを申し上げ、最後に答弁をいただいで質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣（竹下登君） きょうの御質疑のうちの最初の情緒的感情的な問題は別といたしまして、議会制民主主義というものは多数横暴ということがございまして、勝つた方が四年間勝手なことをやればよいなどという考えは全くないからこうしてきょうも一生懸命御議論を申し上げておるわけでございまして。その中を通じまして、近藤さんの資料と我が方の資料の若干の差異はございまして、が、しかしながら低所得者問題、それから中堅の控除等を入れた場合における姿でございまして、とか、あるいはインフレ、いわゆる物価上昇率の問題、それから税率の歯ごたえの問題、そうして帳簿あるいは簡易課税方式の問題、転嫁の問題、これが私が言った七つの懸念というものが全部議論されて、それに対して正確な答弁があつて理解は一層深まるであろうということを感じた次第でございまして。

帳の中身というのは、現在法人税なり所得税でお願いしているものとほとんど共通でございまして、またその範囲にとどめるのが適当ではないかと思ひますので、記帳の問題におきまして新たなお手数をお煩わせするということはほとんどないのではないかと、またそのように仕組む必要があるのではないかと考えているところでございまして。

○近藤忠孝君 主税局長は現場の末端のことばかりからぬからそういう安心して平気なことを言うんだけれども、実際は大変です。

時間も参りましたので終わりますが、今私が指摘したとおり、消費税導入の理由がみんなこれは過大宣伝であつたりうそだつたり、これはもう崩れ去つています。衆議院でも所得の平準化もろそである、また逆進性の中和度もろそである。私が指摘したように減税超過もろそ、消費税の増減規模、これもろそ、物価上昇一・一％もろそ、家計オール減税もろそ。事実は、真実は何もありません。私はこういうものはやるべきだということを申し上げ、最後に答弁をいただいで質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣（竹下登君） きょうの御質疑のうちの最初の情緒的感情的な問題は別といたしまして、議会制民主主義というものは多数横暴ということがございまして、勝つた方が四年間勝手なことをやればよいなどという考えは全くないからこうしてきょうも一生懸命御議論を申し上げておるわけでございまして。その中を通じまして、近藤さんの資料と我が方の資料の若干の差異はございまして、が、しかしながら低所得者問題、それから中堅の控除等を入れた場合における姿でございまして、とか、あるいはインフレ、いわゆる物価上昇率の問題、それから税率の歯ごたえの問題、そうして帳簿あるいは簡易課税方式の問題、転嫁の問題、これが私が言った七つの懸念というものが全部議論されて、それに対して正確な答弁があつて理解は一層深まるであろうということを感じた次第でございまして。

帳の中身というのは、現在法人税なり所得税でお願いしているものとほとんど共通でございまして、またその範囲にとどめるのが適当ではないかと思ひますので、記帳の問題におきまして新たなお手数をお煩わせするということはほとんどないのではないかと、またそのように仕組む必要があるのではないかと考えているところでございまして。

○近藤忠孝君 主税局長は現場の末端のことばかりからぬからそういう安心して平気なことを言うんだけれども、実際は大変です。

時間も参りましたので終わりますが、今私が指摘したとおり、消費税導入の理由がみんなこれは過大宣伝であつたりうそだつたり、これはもう崩れ去つています。衆議院でも所得の平準化もろそである、また逆進性の中和度もろそである。私が指摘したように減税超過もろそ、消費税の増減規模、これもろそ、物価上昇一・一％もろそ、家計オール減税もろそ。事実は、真実は何もありません。私はこういうものはやるべきだということを申し上げ、最後に答弁をいただいで質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣（竹下登君） きょうの御質疑のうちの最初の情緒的感情的な問題は別といたしまして、議会制民主主義というものは多数横暴ということがございまして、勝つた方が四年間勝手なことをやればよいなどという考えは全くないからこうしてきょうも一生懸命御議論を申し上げておるわけでございまして。その中を通じまして、近藤さんの資料と我が方の資料の若干の差異はございまして、が、しかしながら低所得者問題、それから中堅の控除等を入れた場合における姿でございまして、とか、あるいはインフレ、いわゆる物価上昇率の問題、それから税率の歯ごたえの問題、そうして帳簿あるいは簡易課税方式の問題、転嫁の問題、これが私が言った七つの懸念というものが全部議論されて、それに対して正確な答弁があつて理解は一層深まるであろうということを感じた次第でございまして。

○委員長(堀本又三君) 次に、栗林卓司君の質疑を行います。栗林君。

○栗林卓司君 私、民社党・国民連合を代表して、以下、政府御提案の税制改革の問題を中心としてお尋ねをいたします。

税制改革の基本理念について税制改革法の第四条には、「国民が公平感をもつて納税し得る税体系の構築を目指して行われるものとする」と書いてございます。

ところで、今回のいわゆる税制改革の核心をなすものは言うまでもなく消費税でありまして、この消費税は法案の中身を拝見しますと、国民が公平感をもつて納税し得るような税金では全くないと思えてならないのであります。

以下、例を挙げてお尋ねをいたします。

申すまでもないことではあります、間接税というものは税金を負担する者と納める者が違っている税金のことです。例えば消費税の場合、税金を負担するのは消費者でありまして、税金を納めるのは商品を売ったサービスを提供する事業者であります。したがって、この意味でも消費税は間接税だということになるわけでありまして、ところでこの間接税がきちんと働いた場合には、消費者が負担をした税金が事業者によって税務署にきちんと納められるという信頼感がなければならぬはずであります。もしこの信頼感が失われたら、すなわち消費者にとつては負担をした税金が一体どこへ行ってしまふのかかわらないということになります。大体もともとこの税金は税制としては成り立たないわけでありまして、

ところで、課税売上高三千万円以下の事業者の場合を例に挙げて申し上げますが、御提案の法律によりまして課税売上高三千万円以下の事業者は免税であり、したがって消費税の納税義務はありません。しかし、この事業者も商品の販売やサービスの提供に消費税の転嫁を求められておりますし、転嫁しようとするまいと、それは御自分の御自由ということになれば、マーケットはめちゃ

めちゃになりますから、三つの税率を上乗せして、例えば千円の商品であれば三百分三十四でありますから、千三百四十円としてお客様に販売をすることが当然求められるわけでありまして、ところで、この三十円の消費税見合い分でありまして、実はこの事業者は納税の義務がないわけでありまして、すなわち、一体どこへ行ってしまふのかというところ、それは事の当然の結果として、この免税事業者の懐に入るといふことになるわけでありまして、懐に入るといふ言葉は表現として余りよろしくありませんので、どこかへ消えてしまふという表現をこの際は使った方がいいと思ひますので、とにかくこの三十円はどこかへ消えてしまふわけでありまして、

では、課税売上高三千万円以上はどうかといふますと、六千万円以下であれば、限界控除制度という納税方法が認められておりまして、消費者からお預かりをした税金のうち、丸々納税義務がないということにはなりませんけれども、相当部分やはり納税義務がない。したがって、これも途中で消えてしまふことになります。

では、もう少し大きくなった場合はどうかといひますと、課税売上高五億以下の場合、今度は簡易課税方式という納税方法が認められておりまして、細かい計算はこの際省きますけれども、要するに結論から言いますと、これはもうお客様からいただいた税金分を丸々とは言いませんけれども、その一部がやはり消えてしまふんであります。

したがって、今回の消費税体系というのは、お客様からお預かりをした税金分が途中で消えてしまふ税体系だと言わざるを得ません。このような税体系は一体消費者から見ると公平に感じられるとお考えなのであるまいか。まず、この点に關して総理の御所見を伺います。

○國務大臣(竹下登君) 今の問題がまさに税制理論から言へば、私もが一番問題にする点でございます。御指摘の免税点、それから限界控除、簡易課税

制度、これは制度の精緻さを損なう面もある。今どこかに消えてしまふという御表現でございますが、私もから申し上げますならば、国庫に入らないと、こういうことがあるいは一つの表現ではなからうかというふうに思ふわけでございます。したがって、これについて随分議論を積み重ねてきたことは事実であります。これは本院においてもかつて行われた議論でございます。

しかし、この種の税になじみの薄い我が国におきましては、中小零細事業者の納税事務負担に配慮することが重要でございますので、まさに政策的な観点から設定したものでありまして、その意味においては、今も消費者という問題がございまして、それと納税義務者、すなわち事業者、負担者と納税者とのこととの調和の点がここに存在するのだなという感じを持っておるところでございます。

したがって、御議論になりました点は私もよくわかりますし、そこで衆議院本会議におきまして議院修正が追加された。すなわち公平の確保の必要性等を踏まえ、消費税の仕組みの定着状況等を勘案しつつ、その見直しを行うものとする旨の規定が加えられたというのむべなるかなという感じが承っておりますのでございまして。

○栗林卓司君 この私の質問は全国の国民の皆さんが聞いておられますので、あえて消えてしまふという平たい表現で注意して申し上げていましてありますが、かたい表現を使うことをお許しいただければ、実は中間搾取をされているという言葉の方がびつたりくるんですね。さあこれに対して消費者が、消費者というのは年金生活者の方もおいでになります。失業保険で暮らしておいでの方もおいでになります。母子家庭もありまして、高齢者の乏しい家計のやりくりで消費税を御負担になるであろう方々もおいでになります。その税金の中間搾取があるというのを聞いたときに、一体消費者はどう思うとお考えになりますかという意味であります。

私は総理がつじ立ちを全国各地でなさっている

と伺つておるんですが、そのつじ立ちの場所、皆さん、これは皆さんからいただいた税金を中間搾取して業者のところに運ぶんだよ、この税制に我が国はなれていないからしょうがないんだよというのを率直におっしゃったんであります。そのときに、いやそれはわかった、それはそれなら結構だと言ひましようか。三千万円といふと中小企業といふことは、例のいろいろ物議を醸しております。法人課税の対象になる事業者であります。税制の面で恩典を受けていながら、さらにまたその恩典をなぜ与えなければいけないんだらうか。しかも、税金というのはいくらでも払う者はおりません。それは皆さん国のためなんだから自分で負担しろといつたつて、それは皆さん首つりの繩は自分で買つて準備しろよといふのと同じでありまして、こんな冷酷な政治姿勢は私にはないと思ひます。率直に言つて、どういふ御所見でございますか。

○國務大臣(竹下登君) つじ立ちと申しましようか、私の説明会でも申しましようか、それに各地で参加していただく方の中からも必ずと言っていいほどの問題は出てまいる問題でございます。全段階控除方式あるいはインボイス方式ということについても、私なりにわかりやすい言葉で説明をいたしておりますが、それについてはまさになじみの低い税制であるので、結果として国庫に入らないという面があり得るが、しかしまた、免税点以下の方々は仕入れの場合、大量仕入れの場合と少量仕入れの場合、おのずから違ってくることもございまいし、それらのことを種々勘案したら現状においては、税負担者の皆様方と納税をなさる事業者の皆様方との調和点がこの辺にあるというふうな御理解をいただきたいというふうな形で私もお答えを申し上げてきておるところでございます。しかし、確かにどこかの会場でもこの問題が必ず質問に出ておることは事実でございます。

○栗林卓司君 これは全国の消費者の皆さんの心

とかかわりがある問題でございまして、したがって、ある大所高所に立つてこれはこうであるべきであるなどというところで決めつけられる問題ではございませんで、消費者の皆さんがこの問題についてどうお感じになっているのか、どう決めていけば正しいのか、これをどういう手続で我々は確認をしながら前進をしていったらいいんだろうか、これが一つ大きな問題になるわけでございしますね。

大平内閣の一般消費税以來、実に長い時間をかけて間接税の議論をしてきたことは、これは総理のおっしゃるとおりです。そうは言つても、今私達が申し上げたこの部分が実はもう一番基礎になる部分でございまして、そのために何年必要なのかわ、そのために我々は労をいとはいかぬと思うんですよ。国会であれば、もう何十カ所公聴会を開いてもいい。そこで、その方々が、ならわか、ならわか、であれば徴税費用だつて社会の共通経費の一部ではないか、そうおっしゃっていただけるところまでいかなかったら、到底これは納得いきませんわね。なぜかといいますと、わしが負担をした税金はどこへともなく消えていくんだ、山のあんなの空遠くとなりましたら、そのときにその消費者に向かつて、さあ三%の税金が課されているんだから転嫁するよ、負担をしてくれよと言つたときに、わかつたと言つてくれるでしょうか。そのときに消費者は、当然民主国家ですから、自由市場なんですから嫌と言うに決まつているじゃないですか。そのときに転嫁できない。この消費税についてなぜ転嫁という問題が常に問題になるかというと、ここで問題なんです。

もう一つは、消費者と事業者の間の信頼関係、これがなければ間接税というのはもうワークしないわけですから、この信頼関係というのは、言い直すと社会の連帯感でございますよね。社会の連帯感を大きく切り崩すような役割をこの消費税とというのは今や果たしているんではあるまいか。となりますと、これは軽々に我々は考えて取り組むわけにはいかぬ気がするんですね。

そこでカレンダーを見れば年の暮れも迫っておるわけでありますし、とはいえ今抱えている問題を見ますと、これは時間を急いで我々が結論を見出すべき問題では絶対にならないと思うんですが、この点に関する御所見をまず伺います。

○國務大臣(竹下登君) 税というものが信頼関係の上に立つということは私も同感でございます。その信頼関係の基本をなすものは公平感であると思っております。

一方、所得税の中でも、率直に申しまして、この利子課税、配当課税から始まった十種類の所得税の中、なかなか給与所得と事業所得の中に今度は相互に関する不公平感というものが存在してやうおると思います。それらを直さなければならぬという考え方、それがここに消費税の導入といふものの中にあらわれておるわけですが、その消費税そのものについて、今おっしゃいましたたの免税点問題と簡易課税問題等につきまして別な意味においてどちらが大きいかというと、事業所得とあるいは給与所得における水平的不公平感の方

が大きいと私は思いますが、この税制の中でぎりぎり詰めた場合におけるインボイス方式等々を整へた状態と今日の問題とにおいては、それなりの不公平感というものが、なじみの少ない税であるからという意味において御理解をいただかなければ、それ以上の説明はなかなか難しいというふうに私自身も感じております。

○栗林卓司君 先日、同僚の志古議員が申されたけれども、私も大型間接税を導入して税の公平の実現を図るという、その総理のおっしゃり方は素直には受け取れませんので、実は我々にとつて非常になじみが深い直接税の改革がもはやできないものという絶望感に立ったお話としてしか受け取れないんですね。それは直接税を直す、じゃ間接税とはいえば、これはいろんな方法があるのでして、楽な道を選べば問題が出るに決まっていますので、だったら諸外国の例も比べながらいかなる間接税がよろしいかということを、これはこれでみんな知恵を絞って議論をしていけばいいんで

私がいから申し上げたいと思っておりますことは、先ほどもおっしゃいましたが、実は帳簿方式がいいのかインボイス方式がいいのか、どっちがいいのかということであつて、私の主張を先に申し上げておきますと、どんなに手間暇がかつても結局はインボイス方式が弊害が少ないのではありませんまいか、そう思ふてならぬものですから、そういうった前提に立つて先ほどの私の主張を込めた

實問になつてゐるわけであります。関連してあと一、二伺いたいわけですが、転嫁の問題についてひとつ主張をしておかなければいけないわけであります。今は転嫁ができない状況がありますけれども、疑いを入れませんし、しかも今政府が御提案になつてゐるこの税体系は疑いに満ちた摩訶不思議な伏魔殿でありますから、したがって転嫁ができるということとはとても期待ができないと思います。転嫁ができない場合、そのときになおかつ税の徴収をなさいますか。

伺っている意味をもう少し申し上げますと、なおかつ税の徴収をするということになりますと、これは間接税じゃないんですね。付加価値に対する直接税なんです、それは。しかし、御提案になっているものは、広く消費に税負担を求めたものとなっております。この御提案の税体系の中から付加価値に対する直接税というのは出てこないものであります、したがって転嫁ができません。つまりそれは税の徴収はできない。さらに言えば、もしかしら還付もしなきゃいかぬかもしれない、そんな筋立ての理屈になるのではあるまいかと。思いますので、御所見を伺います。

○國務大臣(竹下登君) 今度は、いわゆる納稅義務者たる事業者の方の一番の懸念というのは、私もおっしゃるとおり転嫁そのものであらうと思つております。

私どもがこの税制をお願いするに当たつて、要林委員百も御承知のとおりでございますが、転嫁を前提にした税であるということは申すまでもな

いこととでございます。ただ、私自身、私的なことを申し上げてはなりません、長い間ヨーロッパの大蔵大臣等とたびたび議論をいたしておりますときに、実は軋嫁の議論をする私に対してあの人たちは、この税は軋嫁を前提にしたものだからその議論があり得ようはずがない、こういう攻め方を、攻められたと申しましようか、そういう議論をしてきたことは事実でございます。しかし、私なりに探りました、その当時のいわゆる一事務官

てある人、そういう人が苦勞された話を聞いてまいりました。

しりがつて、それこそなじみが浅いということになるわけでございますが、それだけの深い経験をしておるヨーロッパの皆さん方の意見も聞きながら、私はそれこそまさに広報、相談、指導、こういうことがこの税が機能していくためには大前提となることであろう。これに對しましては、内閣一体となつてこの広報・宣伝、相談、指導等に取り組んで、転嫁そのものが実現できるという前提に立つて物事を進めてまいりたい、このように

考えておるところであります。

心の一隅の中に、私もいわば転嫁ができなかつた場合であるとか、あるいは棚卸しの場合にどうしたらいいだろうとか、あるいは還付の問題はどうかだろうかということをお勉強、頭の運動程度でございしますが勉強したこともございます。しかし、まずは転嫁すべき税であるという広報・宣伝、相談、指導ということに内閣一体を挙げてやっていかなければならない課題だと、このように思つておるところでございます。

○葉林卓司君 衆議院で本案が通過の際、彈力的運営の修正が付されました。その内容は、消費税額というのは確かに新しい税でありますから、経過措置としてのいろんな配慮をしろということが抽象的に書いてあるわけでありますけれども、これについて実質的に半年間延長に等しい効果が出るものとして運営するという趣旨の安倍自民党幹事長の御言明もございましたりして、よく内容がわからないのでありますが、今の総理のお話を伺い

す。

あともう一つ申し上げますと、やや特定業種の語で恐縮でありますけれども、取引に消費税が附加されてまいりますと、それまで店を通して軒々流通をしていた品物が今度は店を通さないで消費者の間で直接取引で事が済む、こうなってくることは容易に想像できるわけでございますね。ヨーロッパではどうだったかといえますと、結果として中古車販売店は激減いたしました。今、中古車

販売店の諸君はいわば将来への不安感でまさに胸を痛めているわけでありまして、何もこれは中古車販売店のことだけを言っているんじゃないくて、そういったケース・バイ・ケースによつてこれは非課税という場合がまさに必要だと思ふんですね。

また、品物にしましても、非課税品目を今度みたいに頭から受け付けないというのはまことに異常であります、生活必需品に対しては非課税品

目をさらに広げながらして消費税を社会にソフトランディングさせる努力をしていかなければいけませんと思うんですが、もし仮にそうするとすると、今の簡易課税方式ではとても絶望的でありますし、帳簿方式でも難しい。やっぱりこれはインボイス方式でいかないといかぬし、いわんや複数税率になりますとこれはインボイスじゃないと処理できません。それこれ考えますと、衆議院の修正で中小零細業者の納税負担を考えながらして譲じ

た諸措置については後で見直すとなっておりますけれども、それだけではなくて、見ておりましていろいろな不自然な税体系になっているものでありますから、したがってなるべく早く、でき得れば早いたった今でも換骨奪胎して直した方がいいんじゃないか、私はそう思うんです。

ひとつ外務大臣に伺いますけれども、輸出品には仕向け地国主義というのがございまして、輸出品に対して国内で課した税は輸出するときには還

付するという戻し税方式があつて、向こうの国では輸入品に税をかける、これをお互いに行つてゐるものだからうまく回るわけですが、これがガツ

トの取り決めになっておりましてね。ところが、輸出品は国内である税額を負担した、したがって輸出の場合には還付する、戻し税をするという場合に、戻す額が正確に負担した税額に見合っているまいと結果として輸出補助金になる、そう理解される場合が多いと見なければいけないんですね。これはフランスとドイツの大げんかの種でありまして、これをきっかけにしているECではEC型付加価値税を導入するに至ったという歴史の経緯もあつたんだそうです。

それを考えますと、これから先、貿易摩擦はふえることとそれ減ることはありせんし、我々は細心の注意を持って諸制度を整備しなければいかぬ。それこれ考えますと、衆議院でせっかくおつけになった修正ではございますけれども、あの部分だけではなくてこの消費税税体系全部について徹底的な見直しをすべきではないかと思うんであります。この点について小西委員が関連質問いたします。

○委員長(橋本又三君) 関連質問を許します。小西君。

○小西博行君 私は、衆議院段階で具体的な見直しについて条項として上がっておりますので、その点について二、三点お尋ねを申し上げたいと思います。

まず私は、どう考えましても、この見直しをしなければいけないという一つの条項を非常に重く考えているわけでありまして、これはもう既に皆さん御存じだと思ひますけれども、具体的に十七条の中でうたつております。

それは、「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した」云々とあるわけです。果たして中小事業者だけが問題なのかどうか、実は私はもう少しこれは拡大を考へていかなきゃならないんじゃないか、そのように心配をされているわけでありまして、その点に対して総理のお考え方をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(水野勝君) 衆議院でいただきました十七条三項は、「中小事業者の事務負担等に配慮

した諸措置」となっているところでございます。端的に中小事業者の事務負担に配慮をした措置としては、今御議論のございます簡易課税制度、免税点の問題、それから境界控除、こういう措置がたまたま御指摘のございましたような点でございまして、「事務負担等に配慮した諸措置」というふうな条文をいたしておりますので、中小事業者で専ら配慮したと言へるものは今申し上げた三点でございまして、一負担等に配慮した諸措置」という、この文字どおりに読まさせていただきますと、中小事業者を中心に事務負担に配慮した措置としては、例えば帳簿方式を採用していただく場合でも税額控除がございまして、こういう措置も、中小事業者だけではございまして全体としての事務負担に配慮した措置と考えるかと思ひますので、その事務負担の軽減を考えました主たる対象は中小事業者でございまして、全体としての事務負担に配慮申し上げているということからいたしますと、この案文からいたしますと、先ほど申し上げた端的な三措置、それにつけ加えましたような帳簿方式等々につきましても、これはこの条文の精神からいたしますと、見直しの対象となるのではないかと、このように読まされていただいているところでございます。

○国務大臣(竹下登君) 私からも一言つけ加えます。先ほどの栗林委員のいわゆる国境税との調整の問題、これは大切なことでございます。国際化した今日、これは絶えず念頭に置いておかなきゃならぬと思ひます。

栗林さんのお話を聞いておりますと、私自身も税額累制度ということについて若干固執しておつた時代があったもので、それからという方向に参るわけでございますが、私が端的に申し上げます一つとして、やはり私は売上税の際の反省というものも率直にございまして、六月十五日の税制調査会の答申におきまして、今後の消費税の定着と

もに、将来は税額別記の書類により累積課税を排除する方法としていくことが望ましいとされていという事は答申ももちろんだいしておりますので、そういうことを思つておるところへ今回の修正というところで今専門的な御議論があるようでございますが、私自身の素直な感じだけを答弁の形でとりあえずお話しさせていただきます次第でございます。

○小西博行君 今の答弁で私理解をさしていただいたわけですが、中小業者だけではないと、これからの消費税導入に対していろいろな問題が出てまいりますと必ず見直しを行うと、そういうことを確認させていただいたというふうに理解させていただきます。

それからもう一点は、具体的にその中身なんですけれども、先ほど栗林先生の方からお話がありましたように転嫁というお話がありました。果たして転嫁がうまくいっているのかいっていないのか、これは売り上げを全体見てどうだという非常に単純な比較もあると思うんですが、もっと具体的な数字であるいは業界ごとになんとした数字を出して、そして一つの一定の基準によつてうまく転嫁がいつているあるいはいつていないとか、半ばだと、こういうような一つの基準が私には要るのではないかと、こういうふうに思ひますが、そういう点について既に検討されておりますか。

○政府委員(水野勝君) 転嫁は消費税のいわば中心的な課題でございます。ただ、少なくとも財貨・サービスの中の財貨につきましてはこれはもう非課税品目がないということでございます。現在の経済取引の中で成立したというところでございまして、これは一律三割をお願いするということではございまして、これは個別の財貨だけの話ではございまして、これは個別の業者だけの話ではございまして、これは何と

ろいろ施策を講じるように準備をいたしておるところでございますので、ゆめゆめ転嫁が不十分である、あるいは行き過ぎるという現象のないようにいたしたいと考へておるところでございます。その点の転嫁の方法、転嫁の表示方法等につきましては、独禁法の適用除外をいただくようにお願いをいたしておりますので、それぞれの業種業態につきましても関係省庁にお願いして、転嫁はどのくらい程度あるいはこういうような方法でというふうにお願ひを具体的に申し上げるよう、現在政府内部で検討を進めているところでございます。

○小西博行君 そういう意味で、私はこういう法案を提案するときには万全を期して詳細なことにしてちゃんと準備するのが本当じゃないか、何もこの消費税だけの問題じゃありませんが、割合そういう点が抜けていることが多いわけですね。もう既に、繊維業界あたりではかなり詳しいという中身の検討もされておりますが、私どもそれを勉強させていただいておりますが、そういう業界もあるわけでありまして、政府は一九七〇年という準備ぐらいのことは十分私対応できているというように本当は認識していただけて、今からそういう準備をされるということでありまして、ぜひともそういう問題をむしろ中身から出していたら、そして国民全体が安心できるような雰囲気とにいかつてもらわな

いと、という気がしてならないわけでありまして、そして私、最後にちよつとお聞きしたいんですが、具体的にどのような産業、業種、いろいろな意味があると思うんですが、転嫁しにくい業種なんだらうか。逆に非常に転嫁しやすい業種というのはどういふものなのか。政府ではどのように把握しておられるのか。その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(水野勝君) ただいま申し上げましたように、財貨につきましても、これは例外なくお願いをするということではございまして、現在の経済関係におきまして成立しておりますものにつ

ろうかと外の社会の人たちは思っておられる方もおいでだと思うんですね。そこで、消費税が創設をされると、相当政府の懐も豊かになるだろう。そうなれば、今まで我々は巨額の税金を納めてきたけれども、この機会に少しはまけてくれるんだらうな、そうしてくれなきやおかしいわね、こう

いますけれども、大蔵省の主税、主計、そうして時に大蔵の官房長にも仲介の勞をとつてもらつて、通産省、特にエネルギー庁との間で非常に激しい詰めをいたしております。私も、もちろん物事には条理というものはございますから、また現実もございますから、だれが見てもやほというこ

ないかと思っています。これだけの税制改正をやるわけです。あつちにもこっちにも目的財源が転がっておるわけです。あれをあのままにしておくわけにはいかぬと思うんです。

例えば自動車取得税、あれもそうです。あれもできたいきさつは随分前でして、さあこれだけの

の税金をしょっている。あるいはそういうことを考えますと、逆にこういう消費税をつくることだからこそ直すべきだといいますと、これは当然もろう三多などという税率でやるはずがございませう。現行のままでこの税体系をどう組み立てるかというところでやっているわけでございますので、

この分にはまだ立ち入って税制改正の問題で入りま
す。目的がまた複雑になってしまっています。現在地
方の道路はまだ不完全でございまして、それが
目的税で行われるか一般税で行われるかは別と
して、道路の改良の需要というのは大変強いわけ
であります。ただ、これは油だけに目的税を求め
るのはいいかどうなのか。またには車にも応
分に持つてもらえと、こういう議論すらあるわけ
でございまして、御了解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 今、目的税議論に入りま
したので、私の方からお答えをいたします。

特定財源——揮発油税、自動車重量税、石油
税、あるいは航空燃料税もそうでございしまし
たが、ございまして。それから、今次の議論をいた
しますときに、いわゆる消費税を福祉目的にした
らどうかという議論もございましたが、そもそも
も論として見ますときに、おっしゃいますよう
に、税というのは可能な限り色のつかないものが
入ってき、政策の優先選択によって配分されて
いくというののも税理論としては私も十分理解して
おるところでございまして。

道路整備を安定的に進めようという、高度経済
成長期の際にいわゆる揮発油税等を道路整備の
財源にしました。それを十分活用したから、ある
意味においてこれまで来たのかもしれない。し
かし、これを議論しますときに、中には、自動車
が走るための揮発油税である、因果関係がはつき
りしておる、しかし結果としては地下鉄なんかか
うんとついたら上がすいていくんだから、結
果としては自動車が行くために便利になるか
ら、むしろ全体の交通体系の目的財源に膨らまし
たらいいじゃないかと、こういう議論もございま
した。

それから、自動車重量税の問題もございまして。
これは法律で目的税としては書かれておりません
が、たしか福田大蔵大臣答弁か何かで目的税的な
性格を持つて今日に至るまでございまして。こ
こまでガラガラポンにしてやるかというこ

とになりますと、これは今度の税制の中で消化す
るだけの、私自身にそこまでの勇気はございませ
んでした。が、N T T株売却益の活用とかその他
一般財源とか今投入しておりますが、そのとこ
ろまで踏み込むというだけの自信はなかったとい
うことを素直にお答えさせていただきます。

○栗林卓司君 では次に、消費税の歯どめ問題
について御所見を承りたいと思ひます。

歯どめというのは、国会そのものが歯どめであ
るとよくおっしゃいます。それに對してそんなこ
とができるわけがないと言ひますと、これは国会
議員としての自己否定でありまして、とてもそん
なことは言ひたい義理はないだろうという総理の
くそ笑みが裏にあるというふうな気がするんです
が、ただ、過去を振り返って考えてみますと、例
えば赤字公債の借換債を発行しない、定率繰り入
れは毎年いたします、この二つとも政府が国民に
對してあるいは国会に對して行った重大な誓約で
ございまして。これはもう総理、当時大蔵大臣と
してよく御存じのことでありまして。

では、この二つの誓約が守られたかという、
物の見事に破られたわけでありまして。なぜ破られ
たかといひますと、理由は私は二つあったと思ひ
ます。一つはオイルショックという環境の変化で
ありました。もう一つは歳出の削減が思うに任せ
なかつたという、いわば行政府みずからの努力不
足によるものであります。

さあ、これから周りの環境の変化と行政自身の
努力不足と加わつてくれば、それは過去がそうで
あったように、消費税は青天井で上り続けるに違
いない。ここまではだれもが想像できることです
ね。それで困るのではありませんか、そこで、そう
はさせないという歯どめをどうするか、これが工
夫のしどころだと思ひます。

それをどうしたらいいのか、これはぜひとも総
理にもお考え願ひたいし、もちろんこれは我々も
考えなきゃいかぬ問題でありますし、そこで単に
将来の世代に余計な怪癖を与えるわけにいかぬと
言つてただけでは済まない気がするんですが、

この点御所見を改めて伺ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、昭和四十年に二
千億円でございましたが、公債を発行いたしました
で、それから十年の間が九兆七千億で、昭和五十
年にならぬ赤字公債の発行という補正予算で
ございました。それから、そのときにやつぱり約
束、歯どめとは何ぞやと言ひましたときににお答
えしておりますのは、定率繰り入れは断じていた
します。それから赤字公債については少なくとも
借りかへはいたしません。しかし、これも私の
時代に二つとも率直なところを申しまして御容赦
をいただいたわけでございます。それはいい意味
においての御質問、御激励の意味においての御質
問でございまして、それはオイルショックがあ
つたから仕方がないとは本当は言ひたいくない
わけでございますが、オイルショックというもの
に追つかけておるときでございまして。

一方、しかし歳出削減はそれなりに精いっぱい
やつてきたつもりでございまして。国会議員とい
うのは、むしろ歳出削減圧力よりも歳出増加圧力
を受けがちな立場にございまして。一方で歳出削減
は、これはいけなないじゃないかと言ひながら、こ
の分では出すべきだという、お互いがそういう体
質を持つております。

そういう意味において今後とも努力していか
なやならぬと思ひますが、さて、そこで歯どめと
いうことになりまして、これ以上の議論をどうい
うふうにしてやつた方がいいのかと。やつぱり
私は、一つは国民負担率の問題あるいは租税負担
率の問題というのがすぐプロ同士の議論になりま
す。それから、もう一つは国民負担率、これもま
率とは何ぞやと、こう言われたときに、これもま
た後世の納税者が結果としては判断する問題だ
なというところになりますと、そこまでは出るの
はおこがましいという感じもいたします。

したがって、竹下流の答弁になりました、なる
ほど言つておられることは、その都度はわかつたが結
論がなかつたというふうなこともなり得るのか
なと思ひながら、やはり問答を重ねながら、国民

負担率とか租税負担率とか目的税としてこれをと
らないという立場に立てば、そういうところから
歯どめ問題をこれからもう引き続き議論をしてい
くべき問題であらうというふうな客観的には私も思
つておるところでございまして。

長くなりまして申しわけありません。

○栗林卓司君 竹下さんの長い御答弁を伺つても
う何年にもなるのであります、大分こちらにも忍
耐強くはなつておるのであります、そうはい
でも、その時間をかけてばかりもいられない問題
が幾つかあるものですから、一つ二つお尋ねをい
たします。

これは事務当局の方でも結構であります、実
は消費税問題をおくとして、何兆という規模に上
る自然増収が現にあるわけでありまして。自然増収
というのは税金の取り過ぎでありますから、そ
うすると所得税の減税に思ひ切つて回していいし、
また回すだけの客観条件は十二分にある。ことし
だけじゃないですから、去年からですから。

そこで、まず伺ひたい第一は物価調整減税であ
りますけれども、それを軌道に乗せて定期的にや
るといふ道を開くことは十分やつていいことでは
ないか、この点についてまず政府の御見解を伺
います。

○政府委員(水野勝君) 物価調整減税、いわゆる
インデクセーション制度でございまして、これは
やはりこういつたものを制度として仕組むとい
うことはいろいろな問題点が少なくないわけでご
ざいまして、税制調査会の答申におきましては
やはりこれを制度化するということにつきましては
慎重であるべきであるというふうな考え方をま
めておられるところでございまして。

しかしながら、やはり所得税につきましましては、
そこは経済社会情勢の推移に即応しまして適宜見
直しを行うというのが適当であるというところで、
所得税の負担を随時見直すという必要性は税制調
査会も明言をいたしておるところでございまして
けれども、御指摘のような、制度として物価調整減
税といふことはいかに慎重を期すべき問題であ

るというのが答申の言い方でございます。

○栗林卓司君 みんな竹下総理と答え方がそっくりになっている。さっぱり結論なしのイントロダクションだけで時間を使つて、おしまい。

が、しかし御指摘の通勤手当の非課税限度の問題については、これは人事院勧告にことしなかったということではございまして、明年度の税制改正の機会にこれは見直すべき問題ではないかと考えてございまして。

この消費税が——もちろん通ればの話ですよ、加えて国税職員もこれはどのような会計制度でやるかはきょう何った限りではまだはつきりしていない面があるようでありまして、そうすると、第一線の徴税業務を担当している国税職員の苦勞も大変なものがあるかと思ひます。それぞれ一人一人が全部日本の国をしょつていぢやないやうに連中であるわけでありまして、物心両面の御支援を心からお願ひ申し上げて、この点についての御所見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

えておるところでございまして。
○委員長(橋本又三君) 次に、野末陳平君の質疑を行います。野末君。

状況の変化の中には、新幹線で通勤するサラリーマンがふえてきたというのは、これは昔は想像できませんでした。最近新幹線で、土地の事情もありますけれども、通勤なさる方がふえてきた。となると、交通費の負担もこれはもちろんばかにならないわけでありまして、したがつて交通費の減税についてこれは急いで処置をとるべきでありますし、これは何も新幹線だけじゃなくて、中古車を転がしながら通つていらっしゃるお客さん、あるいは車の減価償却費、それもやはり控除をしなければいけません。こういう改正を至急やつていただきたいと思ひますが、当局の御所見を求めます。

生命保険料控除、関連して損害保険料控除、これはいづれも十数年間はたつたかもしないでいるんですね。物価もその間たしか倍に近かつたのではなかつたかと記憶しておりますが、したがつてこの控除額を見直す御予定はございせんか。

○野末陳平君 消費税を中心に、きょうは特に基本の部分を質問していきたいと思ひますが、消費税は、大ざっぱに言つて、三つの立場があるやうですね。つまりお客様、消費者ですね、消費者は値上げを恐れる。それから業者は転嫁に不安を抱いてる。それから専門家はアバウトな仕組みに關して批判をしてる。それぞれの立場で反対とか疑問を出しますので、非常にこれはよくそうしているんですね、錯綜しているといひますか。そこでまず、この消費税の基本というものをきつとしておきたいと思ひます。

先ほどから議論が出ておりますが、消費税になりますと、物価上昇ですべてのものが三%値上げされる。恐れている人が少なくありませんし、理屈はそのとおりになりますから。ところで、実際はどのくらいの物価上昇になるか。経企庁は、政府は大蔵省も一・一という数字を挙げましたが、三%なら一・一でおさまるといふその辺の根拠をまずちよつと説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように、通勤手当の非課税限度につきましては現在最高二万六千円となつてございまして。これは毎年人事院勧告によりまして、公務員への支給金額の勧告がございましてそれに合わせて見直しをしておりますところでございますが、ことしの勧告にはその点の記載がございまして、今回は見送つておるわけでございまして。しかし、委員御指摘のような最近の経済社会情勢の変化はございまして。ただ、通勤手当の非課税限度という問題を離れまして、通勤費を所得税の必要経費としての関連においてどう考えるかということになりますと、これはやはり税制のいわばある意味では基本にさかのぼる収入と経費の問題ということになるわけでございまして。

生命保険料控除、関連して損害保険料控除、これはいづれも十数年間はたつたかもしないでいるんですね。物価もその間たしか倍に近かつたのではなかつたかと記憶しておりますが、したがつてこの控除額を見直す御予定はございせんか。

○野末陳平君 消費税を中心に、きょうは特に基本の部分を質問していきたいと思ひますが、消費税は、大ざっぱに言つて、三つの立場があるやうですね。つまりお客様、消費者ですね、消費者は値上げを恐れる。それから業者は転嫁に不安を抱いてる。それから専門家はアバウトな仕組みに關して批判をしてる。それぞれの立場で反対とか疑問を出しますので、非常にこれはよくそうしているんですね、錯綜しているといひますか。そこでまず、この消費税の基本というものをきつとしておきたいと思ひます。

先ほどから議論が出ておりますが、消費税になりますと、物価上昇ですべてのものが三%値上げされる。恐れている人が少なくありませんし、理屈はそのとおりになりますから。ところで、実際はどのくらいの物価上昇になるか。経企庁は、政府は大蔵省も一・一という数字を挙げましたが、三%なら一・一でおさまるといふその辺の根拠をまずちよつと説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように、通勤手当の非課税限度につきましては現在最高二万六千円となつてございまして。これは毎年人事院勧告によりまして、公務員への支給金額の勧告がございましてそれに合わせて見直しをしておりますところでございますが、ことしの勧告にはその点の記載がございまして、今回は見送つておるわけでございまして。しかし、委員御指摘のような最近の経済社会情勢の変化はございまして。ただ、通勤手当の非課税限度という問題を離れまして、通勤費を所得税の必要経費としての関連においてどう考えるかということになりますと、これはやはり税制のいわばある意味では基本にさかのぼる収入と経費の問題ということになるわけでございまして。

生命保険料控除、関連して損害保険料控除、これはいづれも十数年間はたつたかもしないでいるんですね。物価もその間たしか倍に近かつたのではなかつたかと記憶しておりますが、したがつてこの控除額を見直す御予定はございせんか。

○野末陳平君 消費税を中心に、きょうは特に基本の部分を質問していきたいと思ひますが、消費税は、大ざっぱに言つて、三つの立場があるやうですね。つまりお客様、消費者ですね、消費者は値上げを恐れる。それから業者は転嫁に不安を抱いてる。それから専門家はアバウトな仕組みに關して批判をしてる。それぞれの立場で反対とか疑問を出しますので、非常にこれはよくそうしているんですね、錯綜しているといひますか。そこでまず、この消費税の基本というものをきつとしておきたいと思ひます。

先ほどから議論が出ておりますが、消費税になりますと、物価上昇ですべてのものが三%値上げされる。恐れている人が少なくありませんし、理屈はそのとおりになりますから。ところで、実際はどのくらいの物価上昇になるか。経企庁は、政府は大蔵省も一・一という数字を挙げましたが、三%なら一・一でおさまるといふその辺の根拠をまずちよつと説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように、通勤手当の非課税限度につきましては現在最高二万六千円となつてございまして。これは毎年人事院勧告によりまして、公務員への支給金額の勧告がございましてそれに合わせて見直しをしておりますところでございますが、ことしの勧告にはその点の記載がございまして、今回は見送つておるわけでございまして。しかし、委員御指摘のような最近の経済社会情勢の変化はございまして。ただ、通勤手当の非課税限度という問題を離れまして、通勤費を所得税の必要経費としての関連においてどう考えるかということになりますと、これはやはり税制のいわばある意味では基本にさかのぼる収入と経費の問題ということになるわけでございまして。

生命保険料控除、関連して損害保険料控除、これはいづれも十数年間はたつたかもしないでいるんですね。物価もその間たしか倍に近かつたのではなかつたかと記憶しておりますが、したがつてこの控除額を見直す御予定はございせんか。

○野末陳平君 消費税を中心に、きょうは特に基本の部分を質問していきたいと思ひますが、消費税は、大ざっぱに言つて、三つの立場があるやうですね。つまりお客様、消費者ですね、消費者は値上げを恐れる。それから業者は転嫁に不安を抱いてる。それから専門家はアバウトな仕組みに關して批判をしてる。それぞれの立場で反対とか疑問を出しますので、非常にこれはよくそうしているんですね、錯綜しているといひますか。そこでまず、この消費税の基本というものをきつとしておきたいと思ひます。

先ほどから議論が出ておりますが、消費税になりますと、物価上昇ですべてのものが三%値上げされる。恐れている人が少なくありませんし、理屈はそのとおりになりますから。ところで、実際はどのくらいの物価上昇になるか。経企庁は、政府は大蔵省も一・一という数字を挙げましたが、三%なら一・一でおさまるといふその辺の根拠をまずちよつと説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように、通勤手当の非課税限度につきましては現在最高二万六千円となつてございまして。これは毎年人事院勧告によりまして、公務員への支給金額の勧告がございましてそれに合わせて見直しをしておりますところでございますが、ことしの勧告にはその点の記載がございまして、今回は見送つておるわけでございまして。しかし、委員御指摘のような最近の経済社会情勢の変化はございまして。ただ、通勤手当の非課税限度という問題を離れまして、通勤費を所得税の必要経費としての関連においてどう考えるかということになりますと、これはやはり税制のいわばある意味では基本にさかのぼる収入と経費の問題ということになるわけでございまして。

生命保険料控除、関連して損害保険料控除、これはいづれも十数年間はたつたかもしないでいるんですね。物価もその間たしか倍に近かつたのではなかつたかと記憶しておりますが、したがつてこの控除額を見直す御予定はございせんか。

○野末陳平君 消費税を中心に、きょうは特に基本の部分を質問していきたいと思ひますが、消費税は、大ざっぱに言つて、三つの立場があるやうですね。つまりお客様、消費者ですね、消費者は値上げを恐れる。それから業者は転嫁に不安を抱いてる。それから専門家はアバウトな仕組みに關して批判をしてる。それぞれの立場で反対とか疑問を出しますので、非常にこれはよくそうしているんですね、錯綜しているといひますか。そこでまず、この消費税の基本というものをきつとしておきたいと思ひます。

先ほどから議論が出ておりますが、消費税になりますと、物価上昇ですべてのものが三%値上げされる。恐れている人が少なくありませんし、理屈はそのとおりになりますから。ところで、実際はどのくらいの物価上昇になるか。経企庁は、政府は大蔵省も一・一という数字を挙げましたが、三%なら一・一でおさまるといふその辺の根拠をまずちよつと説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように、通勤手当の非課税限度につきましては現在最高二万六千円となつてございまして。これは毎年人事院勧告によりまして、公務員への支給金額の勧告がございましてそれに合わせて見直しをしておりますところでございますが、ことしの勧告にはその点の記載がございまして、今回は見送つておるわけでございまして。しかし、委員御指摘のような最近の経済社会情勢の変化はございまして。ただ、通勤手当の非課税限度という問題を離れまして、通勤費を所得税の必要経費としての関連においてどう考えるかということになりますと、これはやはり税制のいわばある意味では基本にさかのぼる収入と経費の問題ということになるわけでございまして。

生命保険料控除、関連して損害保険料控除、これはいづれも十数年間はたつたかもしないでいるんですね。物価もその間たしか倍に近かつたのではなかつたかと記憶しておりますが、したがつてこの控除額を見直す御予定はございせんか。

○野末陳平君 消費税を中心に、きょうは特に基本の部分を質問していきたいと思ひますが、消費税は、大ざっぱに言つて、三つの立場があるやうですね。つまりお客様、消費者ですね、消費者は値上げを恐れる。それから業者は転嫁に不安を抱いてる。それから専門家はアバウトな仕組みに關して批判をしてる。それぞれの立場で反対とか疑問を出しますので、非常にこれはよくそうしているんですね、錯綜しているといひますか。そこでまず、この消費税の基本というものをきつとしておきたいと思ひます。

先ほどから議論が出ておりますが、消費税になりますと、物価上昇ですべてのものが三%値上げされる。恐れている人が少なくありませんし、理屈はそのとおりになりますから。ところで、実際はどのくらいの物価上昇になるか。経企庁は、政府は大蔵省も一・一という数字を挙げましたが、三%なら一・一でおさまるといふその辺の根拠をまずちよつと説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御承知のように、通勤手当の非課税限度につきましては現在最高二万六千円となつてございまして。これは毎年人事院勧告によりまして、公務員への支給金額の勧告がございましてそれに合わせて見直しをしておりますところでございますが、ことしの勧告にはその点の記載がございまして、今回は見送つておるわけでございまして。しかし、委員御指摘のような最近の経済社会情勢の変化はございまして。ただ、通勤手当の非課税限度という問題を離れまして、通勤費を所得税の必要経費としての関連においてどう考えるかということになりますと、これはやはり税制のいわばある意味では基本にさかのぼる収入と経費の問題ということになるわけでございまして。

生命保険料控除、関連して損害保険料控除、これはいづれも十数年間はたつたかもしないでいるんですね。物価もその間たしか倍に近かつたのではなかつたかと記憶しておりますが、したがつてこの控除額を見直す御予定はございせんか。

○野末陳平君 消費税を中心に、きょうは特に基本の部分を質問していきたいと思ひますが、消費税は、大ざっぱに言つて、三つの立場があるやうですね。つまりお客様、消費者ですね、消費者は値上げを恐れる。それから業者は転嫁に不安を抱いてる。それから専門家はアバウトな仕組みに關して批判をしてる。それぞれの立場で反対とか疑問を出しますので、非常にこれはよくそうしているんですね、錯綜しているといひますか。そこでまず、この消費税の基本というものをきつとしておきたいと思ひます。

先ほどから議論が出ておりますが、消費税になりますと、物価上昇ですべてのものが三%値上げされる。恐れている人が少なくありませんし、理屈はそのとおりになりますから。ところで、実際はどのくらいの物価上昇になるか。経企庁は、政府は大蔵省も一・一という数字を挙げましたが、三%なら一・一でおさまるといふその辺の根拠をまずちよつと説明してください。

事業者のマージンにかかります消費税のコストは、我々の計算では価格には転嫁をしないという前提で計算をいたしているわけでございます。この前提がどこまで現実的かというところは毎度申し上げていますが、いろいろ議論はあろうかと思いますが、計算の前提はそういうことでござい

ます。それからもう一つは、やはりそれらの引き下げ効果の間接効果というものがどれぐらいあるか。これを産業連関表で計算いたしました。その結果といたしまして、三%よりかなり低い、初年度一・二%、平年度一・一%という数字になっているわけでございます。

○野末陳平君 これは、消費税は導入されてみないとわからない部分がたくさんありますから、一・一でおさめるかどうか、それ以上かもしれないし以下かもしれないし、ただ一つ、幾つかの根拠の不確定部分をちよと除いて、物品税の引き下げによる値下げを織り込んだ数字だということお答えしたけれども、これは大蔵省に聞いてもいいんですけれども、車とか大型の冷蔵庫や大型テレビ、そういうものの物品税が低くなります。その結果、値下げはどのくらいの額になるのか、その辺を、大きな例を幾つか額でちよと示してくれ

ますか。
○政府委員(水野勝君) この引き下げと申ししますか、減額部分の計算方法いろいろあるわけでございますが、一応一つの仮定計算を立てまして、現在の小売価格に含まれる物品税を推計し、それを外したところの価格に三%を乗ずるという計算方式でございまして、例えば大きなものでございまして、乗用車百五十万程度のものは十萬円程度値下げになる。カラーテレビ十萬円程度のものは五萬円程度引き下げになる。カメラ八萬円程度のものは五萬円程度引き下げになる。ピアノ五十萬円程度のものは三萬円程度の引き下げが行われる。湯沸かし器八萬円程度のものは四萬円程度下がる。炭酸飲料、これはいわゆるコーラ、サイダー等でございまして、百円程度のものは二十銭

程度下がる。このような例がござい

ます。
○野末陳平君 今の二十銭はちよとね、まるで引き下げのうちに入らないけれども、ただ、車とか家電製品とかそういうものを買いたいという人たちにとっては、今の部分はうれしいことだと思います。ただし、消費税が導入されたその日から、今のいろいろ例示されたものが確実に値下がりして買いやすくなるかどうかという保証は一体どこにありますか。

○政府委員(水野勝君) これは、従来間接税を引き下げたとき、例えばそれは物品税でございまして、か入場税でございまして、その際はその都度その分の価格引き下げが行われるよう関係業界とお話しし、御指導を申し上げてきたところでござい

ます。
ただ、最近の間接税はむしろ増税の方向だけでございまして、その分の転嫁をむしろしていただくように上げていただく、しかし過剰転嫁とならないような御指導を申し上げてきているということでございますが、いずれにいたしまして、こうした引き下げが可能になる部分につきましては、関係業界とお話ししたしまして引き下げをいただくようにお願いをする、指導をいたします。それは、私もそれから経済企画庁、公正取引委員会等関係者とも十分お話をいたしまして、その方向で指導を申し上げたいと思っております。

○野末陳平君 まあ今のお答えをきくと総理兼大蔵大臣に担保していただかないと、やはりこれははかけ声だけで、最終的にはそんなに値下がりしないものも出ちゃったというのでは意味がありませんから、そもそも政府のはじき出した一・一という数字にだって狂いが出てくるということになりますでしよう。そこで、お願いします。

○国務大臣(竹下登君) 今、最初三つのことをおっしゃいました。三番目の、いわばや専門家筋から言えば簡易課税とかいうものは非論理的ではないかという論理は別といたしまして、一と二について、なんかすく一の問題について今おっしゃ

っているわけですが、どういう体制がいいかというところを折々相談しておることは事実でござい

ます、転嫁の問題とそれから今度は値下げの指導の問題とをどうしていくかということについて。これは今水野局長からお答えいたしました。したが

り、今これに対しては対応して、どういう体制がいいのかというのを、私の考え方に全くないわけじゃございませんけれども、いましばらく検討をさせていただきたい。為替の差益が還元されるま

でいろいろな意味で一年何月かかかったという

ようなことになってはならぬというふうに私も身

にしてみ思っております。

○野末陳平君 これはもう速やかに当日に引き下げてもらうというぐらいいいことがないと、取る方については当日からやろうと言っているんです

から。
そこで、今言ったような車とか大型テレビ、大型冷蔵庫とか、そういうものが欲しい人にとつては、今の値下げは、これはうれしい。しかし、そういうものを買わなくて済む人あるいは買えない人、買えないといえ、これは年金で暮らすお年寄りとか生活保護世帯とかいろいろあるでしょうが、そういう人たちにとっては決してプラスとは言えませんから。

そうなりますと、僕が感じるところ、この消費税による負担増は、一・一%という数字はやっぱり忘れなかならない、人によって違いますから。そうすると、いわゆる社会的弱者と言われる人は、どうしても二%、三%ぐらいの負担増になるような気がするんですね。だから、十萬円の消費税だったら、やはり二千元から三千元の負担増になるであろう、なるかもしれない。そこで、社会的弱者の立場をやはり考えておくべきで、全部ひっくり返して一・一で済むというのは、僕は乱暴だと思ふんですね。

そこで、年金生活者の例をとりますが、年金で暮らすお年寄りについては年金スライド制があるからある程度の救済ができると、こういうような意見もあったり、答弁もあったりするんだけれど

も、この国民年金、厚生年金それぞれ年金スライドによって、今の消費税導入による物価上昇一・一、一体幾らスライド部分で額がふえるのか、ちよとそれを答えてください。

○政府委員(土井豊君) 昭和六十二年度末現在における国民年金の平均支給額でございまして、月額約二万九千二百円、それから厚生年金の場合は約十三万一千六百円ということに相なっております。それで、物価スライドがどうなるかという点は、非常に受給者の出入り等も激しゅうございまして、なかなか推計が困難であるというふうに考えておりますけれども、今お話しのごく単純な形で仮定計算をいたしますと、昭和六十三年度〇・一%既に物価スライドを実施しておりますので、それにさらに一・一%を単純に掛けた場合の額は、今申しましたのが二万九千六百円、厚年の場合は十三万三千二百円という結果に相なります。

○野末陳平君 幾らふえた、幾ら。

○政府委員(土井豊君) 前者の場合が四百円、それから後者の場合が千六百円という形に相なっております。

○野末陳平君 年金スライドによる増額は、今言ったように、これも平均ですから全部をひく

るめて論じられませんが、やっぱり少ないんですね。ですから、やはり消費に二、三%の負担増はあり得ると、そういうふうに見ておいた方が僕はいいと思うんですね。そうでないと、そういうお

年寄りなどは非常に不安感が増しますからね。

〔委員長退席、理事斎藤十朗君着席〕
そこで、今の数字でも、年金スライドだけではちよと救済にならない、やはりそれ以上の何か要るであろうと、そういうふうにご考慮を得ないのでとりあえず、先ほどの回答では、真に福祉の手を差し伸べるべき弱者というところにはいろいろな歳出面の配慮をするというお答えで、具体的なことはありませんでしたが、今の年金生活者、なかんずく平均以上にもらっている人はいんですけれども、そうでない以下の人という人、今回の減税でも余りプラスのない人と

いうような年金生活者には、どんなような具体的な救済の案が考えられますか。今当然お考えだと思ふんだよね、いろんなことを。

○国務大臣(藤本孝雄君) 先生言われましたように、年金受給者の中で分岐点があるわけでございまして、減税効果のある方々もいらっしゃる、それからその減税効果がなくて消費税の導入の影響を受ける方々もいらっしゃるわけでございまして、御質問は、その消費税導入の影響を受ける年金受給者の対策ということになるわけでございしますが、これは確かに今の制度上からいいますと、スライド制というものが一つございします。しかし、御指摘の点も十分念頭に置きながら、今後年末の予算編成の中で対応していくべき問題であると、そういうふうにご考えておるわけでございします。

○野末陳平君 少し遅いような気がするのね、いわゆる救済する部分だ。だって、予算編成の中で考えるといつたってもう差し迫っているし、しかもそちらが考えている導入の四月一日だってもう幾ばくもない。そのときに救済の方の、どんな手当をどのぐらい上げられるとか、金額はいいけれども、あるいはこういう案もあるとか、予算編成の中でいろいろ検討しているということ具体的に言っていたらいいと、低所得者対策と口で言うけれども、あるいは歳出の面でカバーすると言うけれども、なかなかそれが目に見えてこない。その辺は弱点だと思ふんですよ。早くこれを、この委員会が続いている今週中でもいいですから、もうちょっと具体的な答えができるように督促してもらえませんか。

○国務大臣(竹下登君) 課税最低限の引き上げによりましてそこところは一つ答えが出ています、それから、生活保護基準の引き上げによってそこところはまた答えが出ています、その真ん中ということにいろいろ複雑な問題があると思ふんですよ。

それで、例えば私の島根県は大変老人世帯が多うございしますけれども、包まれた老人世帯なんです。

すね、私の県は。比較的いわゆる所得者がおとこの老人の数が多。したがって、そこは老人控除とかそういうものにおいて救われる。ただ、孤立した老人世帯の多い地域、これもあるわけですよ。それらをきめ細かな対応をしようじゃないかということ、今一生懸命議論しておりますので、可及的速やかに、これはかくかく、これはかくかくとはなかなか言えませんが、予算のシーリング等複雑な問題もございしますが、何かこの御議論に供するようものを私なりに御提供申し上げるようには督促をしようという感じを受けました。

○野末陳平君 税制改革全体の中から見ると、いわゆる社会的弱者に対してだっている点でカバーができるというふうな、今のお答えにもありましたけれども、それはわかるんですけど、やはり個人で皆さん消費税に不安と恐怖を抱いている。そうすると、やっぱり個人に対して何をするかということまでした方が僕らはわかりがいいと思ふんですよ。そうしないと、消費税の理解を求めるといってもなかなか難しい。もちろんそれはお金だけじゃありませんよ。お金だけじゃなくて、もう一つ言っておきたかったんですよ、気持ちの上でもやっぱり不安に感じている人達をほっとさせてあげなきゃだめですね。

年金ですね、厚生省、大臣でもいいんですが、今、年金受給の方に対してどういうようなお知らせをしているか、どんな形で年に何回ぐらいとか、その辺の事情をちょっと答えてください。

○政府委員(土井豊君) 年金の支払い関係でございしますけれども、年金の種類によって年四回または年六回の支払いを行っておりますが、支払いの都度、受給者に対して振り込み先、それから支払い金額、これをお知らせしておるところでございします。

○野末陳平君 これが実は問題でして、その金額をむき出しでもってがきで来るんだよね、はがきで。そうすると、僕らにとってはそれはどの問題じゃないようなんですけれども、年金をもらうお年寄り、特におばあちゃんというか女性はどう

ね、この金額がむき出しではがきで年に何回か来る、家族の誰かに見られちゃう、そういうことをすごく嫌がっているんですね。それで、一種のプライバシーだから、なぜはがきで出すのか、封書でもいいじゃないかと、こういう意見もあるわけなんだけれども、これについて、はがきで出さなきゃならない理由を言ってください。

○政府委員(土井豊君) 一回の件数が、将来年六回払いになりますと、約二十万件ぐらいの件数になります。それを約十日足らずで実務処理をするということになりますと、どうしても時間的な制約等がございします。今後ともはがきによる通知ということによらざるを得ないというふうに考えておる次第でございします。

○野末陳平君 そこで、はがきの方がいろんな点で事務当局は当然なんですけれども、もう一方から見ると、やはり知られたくない、年金額がむき出しで届くということはずいぶんですね。まづいというの、気持ちとして非常に嫌なんですよ。ね。そういうところに何か金額を隠して知らせる、あるいはそういうようなきめ細い配慮なんというの、消費税と直接関係ないようだけれども必要なんですね。そういうところが欠けているんだね。これだつて結局金額で、何というの、けりがつくと思ふんだけれどもね。

東京都でも都税事務所だけだけれどもこういうのをやっているわけね、こういうのを、これ。これはシークレットラベルと言って、要するに金額がはがきに印刷されているけれども、それをラベルでもって隠している。これはもう御存じだと思いますよ。それで、これをびいっと引つ張ってみると金額が出るので、人は絶対にあけられないんです。つまり、これも東京都が全部にやっています。わけじゃないですよ。振りかえ済みだけですから、それはまだコスト的にもそれほどのものじゃないけれども、あるんだよね、こういうものが、あるということ、お金さえ出せばできるということにもなる。

金を惜しんで年寄りの気持ちを何となく冷たく扱うよりも、ここは張り込んでこういうことやってもいいんじゃないか、検討しなきゃおかしい、検討した結果やらなきゃおかしい、僕はこういうふうにおもうんですよ。厚生大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) この問題はここの参議院の予算委員会では議論になりました、それで私は、個人のプライバシーの問題と正確、迅速というこの三つが非常に大事である。今の東京都の例を出されたわけですが、これは一日に二万件、我が方は一日に二百万件でございまして、この量の問題で、果たしてシールを張るそういう機械のシステムが今開発されているかどうか、その点が実は問題でございまして、お金の問題ではないわけではございません。

だんだんとこの技術的な開発が進んでまいっておりますので、恐らく来年度の後半には実現できる、そのように今考えておる次第でございします。

○野末陳平君 だから、やればできる、早くやる、そうすればお金は払したことない結果的にはなるんですが、何しろ、そういう部分についてこうしますから、お年寄りの皆さんは安心しなさいというふうなことをしないと、やっぱり置き去りにされたというふうな感じが強く持たれるようなんです。そこで、私、この消費税の理解を、いわゆる弱者いじめと言われているぐらいですから、お年寄りの方非常に不安に思っている、いろんな角度から、何というか、理解を求めているかなきゃならない。まだまだアプローチの仕方が足りないと思ふんですよ。

これはこの次またやります。まだこういうのたくさんあるんですよ。こればかりやっちゃうと消費税の中身に入れませんから、きめの細かい配慮を社会的弱者と言われる人たちにもっともつとすることがあるからしてほしいということだけ強調して、そこでこの消費税の基本認識ですけども、これがまた驚くことに税率三%ということだけが頭にあって、業者の中には、売り上げの三%をそのまま納めて、利益がないのに持ち出しだよ、そ

う思い込んでる業者が多い。こういう基本的なことすら徹底していない。ですから、売り上げ一億円の業者が、おい、三％だ、三百万円納めなきゃならないのかと、こういうふうな思い込みという、まだこのレベル。これはまだ理解を求め以前に、基本知識が知られていないということになります。今の一億円の売り上げで納めるべき消費税は幾らですか。小売業者にしよう、小売業者。

○政府委員（水野勝君） 一億円でございまして、その方の小売業者、マージン率と申しますか、仮に付加価値率二〇％といたしますと、売価としては三％で三百万円になりますけれども、納付税額としては〇・六％で六十万円ということになるわけでございます。

○野末陳平君 まず、これは業者の立場ですが、こういうようにこれが簡易課税方式のまた欠点でもあるから、先ほど栗林委員からも議論がありましたから、この仕組みについては次回に譲りますけれども、まず誤解を解いていかないと消費税はともて理解してもらえないんです。

さてそこで、一億円売る業者が、六十万円は納税だから自分がその額をきちと把握して納めればいいんですが、これをお客に転嫁するわけですね、この六十万円分を。そういう場合に、消費税というのはそういうものですから、どうなんですか、導入の日から一斉に全商品が三％値上げされる、理屈ではそうなんですけれども、実際の予想としてはこういうわけにはなかなかいかないですよ。

そこで、具体的に聞きながら一般の業者に参考にしてもらいたいと思うんですが、まずスーパーはどういうような対応をするようになりそうですか。

○政府委員（水野勝君） 現在各業種に、それぞれの業種につきましてその転嫁の方法をどのようにいたすかということが相談はなされているようでございます。法案成立を待って、恐らくそうした方向をそれぞれの業種によって決めてこれると

思います。

スーパー等につきましては、私もまだ最終的なものをお聞きしてございせんけれども、いろいろたくさんのお買い物を一つの店でされて、最後にレジで全体を合計されたところで三％を外税として上乗せされるという方式をおとりになるのではないかと、このことをお聞きしてございまして、まだどのような方向で決定したかということにつきまして確定的なものはお聞きはいたしておりません。

○野末陳平君 今のスーパーの場合だったら、要するに合計金額をレジのところを出して、それプラス三％、税金が外に見えるからお買い物をする人にとっては税負担ということとはわかりません、外税表示だからこれはいいんですね。

お菓子屋さんだったらどうなりますか。お菓子屋さんというのは、扱っている一個一個のケーキとか大福とか袋詰めのカンディとかあるとしますね。そうすると合計に三％掛けるの、それとも一個一個の品物に、二百円だったら三％で六円という表示をするようになるの、これはどんなふうに考えますか。

○政府委員（水野勝君） それは、それぞれの業種あるいは一つの地域での商店街ということで転嫁の方法、表示の方法を御相談されるのではないかと申すわけでございます。例えば御指摘のようなケーキ、そういうところでございまして全部三％ずつされるということでもございまして、それはその店の品物それぞれにつきまして全部三％ずつ機械的にという方法もございましてと思ひますし、それぞれを合理的な範囲で四捨五入あるいは端数切り捨て、切り上げといった方法で一つ一つの値決めをされる。あるいはその中におきまして、全体を合計したところでお店で三％を上乗せ、合計でされる。それはその店の御方針だろうと思ひます。

具体的にケーキ業界と申しますか、食品業界と申しますか、お菓子業界がどのような方式で御相談をされるか、これはまだ具体的にお聞きはして

いないところがございますが、この法案の成立を待って、それぞれの業界におきまして適切な、便利な、簡便なものをおまとめになれるのではないかと申すわけでございます。

○野末陳平君 主税局長の答弁も何かよくわからないということなんだよね。

〔理事斎藤十朗君退席、委員長着席〕

つまりそのお店の人が、経営者の人がどういうふうにするかわからないんだ。事実、合計額に三％乗せるという方式でやりたいと思えばそれもいい。それから品物一個一個値上げ、三％分の値上げするもよし。あるいはその中に込みの値段を設定する、あるいは量目調整、何をやるもよし。業者が最終的にはいろいろな方法と工夫をもって新しい税金に対応するんですが、業者サイドから見るといいんですよ、今の答えもあつたけれども、事業全体の中で負担すべき、一億円の業者だったら六十万円をどこかに転嫁すれば、お客の立場から見るとそれは困っちゃうのだね。買い上げ金額の合計に三％乗せてもらえば、ああ、これが税金だ、私が負担したんだ、払ったんだ、こうわかる。ところが、税金が、消費税が品物の中に潜っちゃったり、あるいは幾らかの負担だかさばりわからない、何か前と全く同じで値段も同じだと、こういうものもある。

そういうふうな、お客から見るとすこしばつきがあつて、結果的に税を負担しているかどうかの実際の見えない、何かつかみどころのないものになるお店とはつきりしたお店と二つ出てくるんだけれども、そういう点をきちと調整しないと問題が出てきませんか。

○政府委員（水野勝君） 端的には財貨につきましては原則として例外なく三％お願いをいたしておるところでございますので、お客さんがお払いになる金額、その三％、軽減税率とかいうような複税率もございせんし、非課税品目もございせんので、お客さんのお払いになった金額の三％が税金であるというふうに基本的にはお考えをいただけるのではないかと申すわけでございます。

それぞれにつきましての表示の方法につきましては、ただいまも申し上げてまいりましたようないろいろな方法がある。税込みで幾らでございませう、うち消費税は何円でございませうという表示、税抜きは幾らで、それに消費税額を別途幾ら幾ら何円お払いをいただきますという表示、当店は税込み価格で〇〇円という表示、これはその三％を税金としてお考えただけでいいわけでございます。それから、当店は税抜き価格で〇〇円という表示をされる、これは税抜きでございまして、お客様としてはその三％を上乗せしてお払いをいただくという表示になるかと思ひます。さらに親切には、税抜き価格は幾らでございまして、税込みで幾らになりますといういろいろな表示の方法がございまして思ひます。こうした中からそれぞれの業種、その地域での商店街、あるいは個々の事業者の御判断、あるいは御相談、ということになるかと思ひます。

○野末陳平君 いや、しかしそれはなれるまで時間がかかるというか、わかりにくいね。あのね、こうですよ。皆さんね、買った金額に合計して三％乗せるというふうに全部統一されれば、それはそれでいいんですが、品物によってはいろいろなものが出てくるというところ、今の価格表示の仕方業者者に任せているんなのがあるんですよ。それはすつきりしていいかもしれないけれども、わかりにくい。

ましてや大事なことは、もう既に僕自身が心配しているんですが、メーカーの方がやっぱり税込みの新しい商品つくってきますよ、恐らく。値上げするの、あるいは量目をふやすのか、いろいろなこと。そうすると、今度スーパーで扱っている品物にもメーカーの時点から既に税込みのものも送り込まれてくることは当然あり得る。それがなるとは言えないわけですよ。となると、すごく困っちゃうのが、スーパーは全部レジで三％乗せるんだといったって、一々の品物にはひよっとして税込みの新しい商品があるかもしれない、税抜きのものもあるかもしれない、そういう混乱も出てく

るんです。それは総理、想像はできるでしょう。

○政府委員(水野勝重) 確かにすべての業種、業態につきまして別額表示ということが望ましいという御意見はあるわけですが、しかし、業種、業態によりましては別額表示を一律的にお願いをする、強制をするということが適当でない場合、あるいはそれが非常なお手間をかける場合もあるわけでございます。したがって、税制改革法案におきましては、必要と考えるときはそれを分けてくださいということまでとどめておるところでございます。考え方としては別額表示で統一されることが望ましいということは考えられますが、そのような事情もござります。

また、例えば委員御指摘のように、再販価格製品でございますと、もうメーカーからそれが、価格が指定されてくるわけでございます。スーパー等におきまして、先ほど申し上げましたように、レジで一括という場合におきましても、そうした再販価格製品につきましては、これはやはり別計算をお願いをせざるを得ない、そういう問題はあります。御指摘のとおりでございますが、できるだけ消費者の御理解を得られるような、しかし手間のからないような方法、表示の方法を御相談をお願いしたいと思います。

○野末陳平君 いろいろと業者もわからないんですけれども、消費者も自分が税負担したかどうかということがはっきりわかる形というのは難しいかなと、今の提案されている消費税の中身ではそう思います。もちろん次回にその消費税の仕組みの欠陥について幾つか指摘したいんですけれども、ただ、今のようやり方では業者に任せる、事業全体の中で消費税をこなしてお客に転嫁する、これはこれで実務的だと思うもの、お客から見るとただの値上げにしか映らない場合もあるんだね。つまり、税負担の実感が無い、単なる値上げと映る場合もある。

例えば、どうかな、はがきは四十一円、封書は六十二円と。これは一円、二円はそれほど痛いものではないけれども、やっぱりこれははがきと封

書両方の中で三割を見たとき、こういう考え方なんだね、郵政省は。そうすると、今度JRとか私鉄とかそういう電車なんかになってくるとどうなるっちゃうんだらう。それから電話料金なんかどうなるんだらう。公衆電話十円、これどうなるんだらう。初乗りは百二十円、一体これ百二十円に三割乗せるのかどうか、いろいろ考えるでしょう。

じゃ、例えば公共性のある料金についてちょっと今聞いてみましょう。税金がはつきり見えるかどうかと、見えなげえなで割り切った納付で済めばいいんですけれども、JRね、運輸大臣だ、JR、あるいは私鉄などの運賃の消費税導入後の運賃の表示、どういうことになりそうですか。

○国務大臣(石原慎太郎君) 昨日ですか、郵政大臣が切手、はがきのことでお答えになりましたが、ああいうふうにはなかなか鉄道料金はいきませんで、端数をいただきますと自動販売機を大改造しなくちゃいけませんので、結局初乗りで、何というんですか、端数の出る料金は抑えまして、企業全体にそれで欠損が出ないように他の回数券であるとか定期の方でバランスをとっていくというのが今のところの考えでございます。

○野末陳平君 いや、そこなんだね、また。つまり、初乗りが百二十円だとすると、三つ、つまり三つ乗れたところが、端数のいたずらによつて二つしか乗れなくなるわけだ。三つ目の駅は値上げになるわけだ。あるいは、それができなければ今度は定期は三割乗せると、こういうことになるかもしれないね。いづれにしても、それはもう当局が——当局とは言わないね、事業者側がいろんな工夫をするんでしょうけれども、お客さんにとつては一律三割の負担にはならなくて、しかも税負担が見えなくてという、そういう非常にいろんな問題があるんですね。

時間がなくなっちゃったから、僕はこの税込み、税抜きというこの表示が一体どういうふうに徹底していくか知りませんが、やはり消費者に見

えない税金というのが問題かなと。それから、栗林委員が指摘したように、払ったつもりでも業者が果たしてそれを国庫へ入れてくれたかどうかという、今度は不信感というものもあると思うし、もういろんな問題が消費者の側から言える。ですから、この仕組みにそれは欠陥があるんですけれども、きょうは時間がなくて十分できませんでし

たけれども、そう簡単に、総理、あと数カ月で大丈夫だと、学習しながらすぐ定着するだろうというのには無理があるような気がします。ですから、再三のお答えで、絶対に四月からとおっしゃるが、導入しながら、今も言った、ちょっと聞いただけでもすごくあいまいな、わかりにくいところがあるんだけれども、それすら乗り越えてやれると、すぐに定着してわかってもらえらると思いで

すか。最後これ聞いて……。○国務大臣(竹下登君) 私のところへも個々の問題でいろいろなお話を承ることが多々ござります。しかし、それらを今のような議論をしながら整理整頓したいまして、今度はどういう仕組みでやるか今考え中でございますけれども、各業種別にこの十分な指導をしなければ、私はこれは間に合うものであるというふうな考え方の上に立っております。

○委員(堀木又三君) 次に、下村泰君の質疑を行います。下村君。○下村泰君 この税制改革というのは大変な問題だろうと思ひます。私は、やはり不公平税制という感覚が国民の間に根強くあって、それをまず解決しないことには国民の側も余り納得しないんじゃないか、快く税金を納めるといふ気持ちになれないんじゃないかなというふうな気がするんですけれども、今度の税制改革ですが、まず確認をしておきたいんですが、この税制改革を促した大きな理由というのはやはり高齢化社会に備えるということがあったと思ひますが、これは間違いないことでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは私は、高齢化社会に備えるというのワン・オブ・ゼム、その一つ

だと思ひわけでございます。すべてではない。やはり公平の原則から来る給与所得者に対する重税感というふうなものはいま一つ前提にあったのではないかと、こう思っております。

○下村泰君 多分そういうお答えになると思っております。今も総理がおっしゃったように、不公平感をなくさなきゃいかぬ。その不公平感をなくさなきゃいかぬということの不公平がまだ残っているから税制改革が進んでいる、こういうふうには私は国民の側は思っていると思ひます。そのことについてはむしろ総理の方がよく御存じだろ

うと思ひます。不公平税制というものはどんなものか、そしてそれをなくすことがなかなかやりにくいということも総理自身がよく御存じのことだと思ひます。さて、高齢社会に備えなければならぬ、これも一つの理由だと思ひましたけれども、その具体的に意味するものですけれども、まず年金受給者の増大による給付の増加、これはもう当然のことだと思ひます。それから、お年を覚えていきます、つまり加齢に伴う身体機能の低下などによる医療費の増加、三つ目がその他社会保障、社会福祉面での支出の増加、こういう認識でよろしいのでしょうか。厚生大臣にお伺ひします。

○国務大臣(藤本孝雄君) そのとおりでございます。本格的な高齢化社会を迎えまして、社会保障制度を維持していくためには安定的な財源の確保というものが一番大きな問題だと思っております。○下村泰君 これは総理に伺いたいんですけれども、今回は減税が先行するということなんですけれども、高齢化が進むにつれて当然また増税が必要になる、すべてが足りなくなるといふようなことになれば、当然また増税ということが考えられますけれども、国民が一番心配するのはそこじゃないかと思ひますが、どうなんでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 高齢化が進むので今安定した財源が必要であるというお話があったところ

た国民でございますから、したがってどの辺が妥当かというのは最終的には国民が決めることだと思ふのでございます。したがって、長期のビジョンというのがいろいろ考えられながら具体的に立ちにいくというのは、その時点の国民の選択肢で縛つちやいぬという気持ちがあるからでございます。しかし片方、給付を多くすればそれに対する負担が上がついていくという原則はそのとおりでございます。

○下村泰君 大変わかりやすいお話なんですけれども、ゾーッとしますね、内容は、つまり受ける側が国民であつて、そして納税をするのもやはり国民だと。ですから、国民が納税すれば増税もしかりだと、こういう御意見でしょう。聞いていますとゾーッとしますね。

それで、九月の十五日に時事通信が行いました老後の生活という世論調査があるんですけれども、これによりますと、国や地方自治体に求める施策のトップが年金増額なんです。九項目の中から三つまで選んでもらつたとしてありますけれども、厚生年金や国民年金などの年金増額が五・九％で、これが一番多いんですね。つまり、言いかえますと、年金増額をしてくださいと、所得保障を何とかしろと、こういうことになるんだと思ひます。

それで、経済企画庁「物価レポート88」というんですか、これによりますと、物価上昇率が一％、利回りが三％の場合は約五百四十一万円の貯蓄で済む。これは老後ですね、退職後の。これがもし物価の上昇率が五％に高まると八百四十三万円の貯蓄が必要になる。これは夫婦二人の計算でやっています。

こつちが労働省の研究会の発表なんです。これによりますと、「勤労者の老後所得の中心である厚生年金（老齢年金）の現在の平均受給額は月額約十四万円であるから、必要所得月額二十五万円として」これは大分余計に読んでいます、「二十五万円として十一万円不足となる。この額を六十五歳受給開始の終身年金（十年保証）として受

給するためには、六十五歳時に現価額約千五百万円」この貯金がないとあかんと、こういうふうにしていくんです。

そうすると、経済企画庁の方と労働省の方とはこれだけの差が出てきているわけですね。先日年金審議会の福祉ビジョンでは、男子一九八八年昭和七十三年、女子が二〇〇三年昭和七十八年にそれぞれ六十一歳支給として、その後三年ごとに一歳ずつ引き上げる。ですから、六十二、六十三、六十四、六十五といくわけですね。これは人間なんというものはもう本当に早くこういうものはもらいたい、これは人情ですね、だけれども。しかし、財政的に本当に無理ならば、その根拠を示してほしいんです。

それで、年金のあり方を議論するために使う資料が必要になります。予算編成まで不確定なことが多くというので出せないのわかりますが、結論を出す前に国会で十分に議論できる時間と資料が必要だと思ひます。厚生省が試算として使つた数字、例えば物価上昇率、国民所得の伸び、GNP、利回りなどを出して当然議論すべきことだと私は思ひます。無論そうした数字も不確定なものが多いわけですが、現時点でみんなが納得できるように努力すべきだ。六十五歳まで支給開始年齢の段階的引き上げだということしか見えないのは、これはちよつと困るんですね。ですから、もっとオープンに議論しないと国民は皆さん納得もいかないし、わからないと思ひます。が、厚生大臣いかがでしょうか。

○政府委員（水田秀喜） お答え申し上げます。

国民年金、厚生年金ともに五年に一回ずつ再計算をいたしているわけでございます。両方とも来年が再計算期に当たっておりますが、これらの面制度は再計算に先立ちまして、給付水準のあり方、支給要件のあり方等についてできるだけ事前に関係者のコンセンサスを得て政府が作業に取りかかるということで、おおむね一年から一年半、関係審議会ですらに御勉強いただきまして御提言をいただく、こういう慣例になっております。

今回も年金審議会で、昨年の九月から一年三ヶ月にわたつて慎重かつ精力的に御審議をいただきまして、先ほど御提言をいただいたところでございまして、私もこれを踏まえまして明年度の予算編成の際に政府の案を固め、法律改正という形で国会に法案を出すわけでございますが、その際には当然、今、先生が御指摘になりましたように、関係の資料というものを十分先生方の前にお出しをし、審議を尽くしていただく、こういうことに相なろうかと思ひます。

○下村泰君 とにかく一般の国民の方というのは、こういったことをなかなか納得できないんですね。例えば税務署の申告に参りましてあの書類を見ているだけで頭が痛くなりますから、我々の詰まつたハスなんていうものはハスじゃありませんからね。やっぱり穴があいて向こうが見えなやいけなんですから、見えるようにひとつしていただきたいと思ひます。

この年金審議会での議論ですけれども、大蔵省の方は承知しているんでしょうか。あるいはまた、年金審議会のこれは妥当だと思ひになりますか、大蔵省。

○政府委員（篠沢恭助君） 年金制度につきましては、今年金局長からお話ございましたような形で五年に一度の財政再計算、その段階でいろいろと制度改革が進められるわけでございます。これに際しましては政府の部内に公的年金制度に關します関係懇談会もございまして、大蔵大臣がそのメンバーになっております。また、財政当局といたしましては常々厚生省からいろいろな御連絡も受けておるところでございますので、当然年金審議会におきます御審議につきましては私も十分御連絡を受けて、中身といひますより、その手続等につきましては十分承知をしておるところでございます。

また、今回の御報告の中身につきましてはこれを拝聴しておりますのでございますけれども、これから予算編成の時期でもございしますので、その中におきましてその一つ一つの項目につきまして厚生省側と十分詰めて行つて結論を得たい、政府案としての結論を得たい、そういうふうに考えております。

○下村泰君 国民の今知りたいと思つていふことは、将来に向けて自分たちは何をすればいいのかということ、つまり私的年金や企業年金、それから貯蓄は幾らあればいいのか、みんな必死に考えていると思ひますよ。そして、公的年金が核になつていふのは事実です。

ところが、私の知り合ひの若い連中の中には、国民年金を掛けたがらない者がおります。何かそんなことをまた勧誘している会社があるそうですよ。国民年金を掛けない。どうするか、自分で貯金をする。そして、それは自分の老後を保護するための貯金であつて、別に国民年金を掛けなければいけないわけじゃない。どうも国民年金を掛けなければならぬという罰せられるわけじゃありませんね。ですから、国民年金は掛ける必要ない。そういう若い者が今ふえていますね。ですから、その辺を十分にお考えいただかないと、この年金制度というものはあつてなきがごとし、魂が抜けていると、こういうことになりかねませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、来年度の年金額のスライド分に消費税分が入らないという報道がなされておりますけれども、これは事実なんですか、厚生省。

○国務大臣（藤本孝雄君） たびたびお答えをいたしておるわけでございますが、年金受給者で消費税が導入されましては片方で減税がございしますので、所得税、住民税の減税によつて消費税の導入の影響を十分カバーできる層もある。しかし、そうでない方もいらっしゃるわけでございます。制度といたしましてはスライドによりまして年金の実質価値を維持していくということでございますが、同時に消費税の導入による影響についてもこれは念頭に置きながら、年末までの予算編成の中で検討すべき課題であるというふうに承知をいたしております。

○下村泰君 次に、雇用について伺ひます。

労働省に伺いますが、六十歳定年の現状はどうなっておりますか。

○政府委員(竹村教君) 定年制の現状を労働省の雇用管理調査、これはここの一月一日現在でございまして、これで見ますと、一律定年制を定める企業のうち五八・八%が六十歳以上の定年を定めております。これに改定を決定しているものを含めますと六二・二%、さらに改定を予定しているものまで含めますと七六・七%と着実に増加しつつございます。

労働省では、このような法律に基づきまして六十歳定年が企業の努力義務と規定されておりますので、一連の行政措置を講じておりますけれども、今後とも引き続き六十歳定年の定着を図ってきたいというふうに思っております。

○下村泰君 将来の就業構造についてどういふ見通しを持っておりますか。と伺いますけれども、これは単に高齢者のみならず、障害者の雇用のあり方、それから女性労働者、外国人労働者、またワークシェアリングとか在宅勤務など、いろいろな角度から考えなければならぬ問題だと思えます。その上で六十五歳定年制の導入をいかに果たすか。私は、今具体的な方策を示せと申し上げませんけれども、労働白書を初めいろいろと六十五歳までの継続雇用の必要性がさまざまに言われております。どういふ手順でいつをめどに具体案をまとめるのかをまず示すべきだと思います。

ここに、総務庁行政監察局の出している「高齢者対策の現状と課題」という中に、労働省が高齢者労働能力活用事業、それから厚生省が高齢者能力開発情報センター運営助成事業、それから労働省が高齢者職業相談室、それから同じく労働省が人材銀行、同じく労働省がパートバンクだ、こういうのがあるんです。

厚生省がこういうことをおやりになるんです。ならば、これをいっそのこと労働省と一括してまとめた方がかえっていいんじゃないかというふうな気がするんじゃないか、どうですか。

○政府委員(竹村教君) ただいま先生いろいろ高齢者関係の組織についてお話がございましたけれども、確かにいろいろ厚生省サイド、労働省サイド両方にわたってございまして、今お話がございました中ではいろいろと重なり合ひのあるところのものも事実でございます。ただ、労働省サイドといたしましてはあくまでも、例えばシルバー人材センターを取り上げてみても、臨時、短期的な就業でございまして就労の機会を増大するということが目的でございます。そして、六十歳を中心に行っております。一方、厚生省の例えは話しのごさいますと、高齢者能力開発情報センターということになりまして、おおむね六十五歳以上の高齢者に対して老人の社会参加に関する情報というものを中心に行っておりますことでございます。

いづれにいたしましても、多方面からいろいろと対策を講じておる次第でございますけれども、いろいろ厚生省とまた労働省といたしましてもお互いに連携しながら高齢者のいろいろな施策に努めてまいりたいというふうに思っております。

○下村泰君 お話を聞いていますと、ともかく聞かせるんですけれども、内容はまるっきり同じなんです。ただ片方が六十で片方が六十五というだけの違いなんです、やっておりますことは同じなんです、これ。

総理、こういうのを各省庁にわたってやることは同じなんです。だったら、高齢者の雇用問題といたしたら労働省に一元化させた方がいいんじゃないですか。どうですか総理は、総理のお答えをちょっと聞かしてください。

○国務大臣(竹下登君) いわゆるこういう行政組織法というものがございまして、縦割り行政組織であるからこれを改革すべきだ、こういう庶民的なニーズというのは私もよくわかります。しかし、従来ともいろいろ検討しながら今日来ておりますので、したがって今後ともそれをさらに総合調整するところも必要でございますだけに、複雑になりますけれども可能な限り、この行政組織法

そのものに能率を上げるとちゃんと書いてありますから、そういう方向に行くようにこれからも努力させていただきます。

○下村泰君 隣の斎藤十朗先生が総務庁長官にも聞いた方がいいよと言っていますから、総務庁長官。

○国務大臣(高島修君) 突然のお尋ねでございますが、かつ手元にその資料も持ち合わせておりませんので大変恐縮に存じます。

役所の仕事の中には、随分何と申ししましうか、各省庁でそれぞれ似たような仕事をたくさんやっておりますがございまして、それらについて私ども行政監察の立場から今後ともしっかりと目を光らせてできるだけ整理するものは整理するというところで進めてまいりたいと存じますので、そういうお気づきの点がございましたらどしどし御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

○下村泰君 突然鉄砲の筒先をそっちに向けてまことに申しわけないと思えます。先ほどもエレベーターの中で大臣の方がお一人どなたかおっしゃいました。いつ流れ弾がこっちに飛んでくるかわからないので、とおっしゃっていましたけれども、大変失礼しました。

次は、医療費の問題を伺いますけれども、きのうの新聞なんですけれども、老人医療に定額制を導入する方針を決めたというふうに書かれておりますけれども、これは本気でしようか、厚生省。

○政府委員(多田宏君) 老人保健は六十五年度に制度を見直すというスケジュールになっておりまして、現在、老人保健審議会でいろいろな角度から勉強を始めていただいているという状況でございます。方向がどうなるというようなことは特にまだ出ておりません。それは全く観測記事といえますか何といえますか、そういったたいぐいのものだと考えております。

○下村泰君 観測記事には違いないかもしれませんが、「早ければ、六十五年度施行を目指して」と、こう書いてあるんです。これはやっぱりその感覚ですか、「六十五年度施行」となっている。

○国務大臣(藤本孝雄君) まだ決めておりません。

○下村泰君 それならそれで結構でございますけれども、いわゆる水増しです。これ出来高の支払いというんですか。これは私もいつかここでやったことがありますけれども、もう大分前になります。本当にお医者さんの中にはひどい方がおられます。たしか予算委員会でも扱ったと思いますが、水虫の治療に行ったら脳波をとったというんですね。それで厚生省の方に伺った、いや、それはその医者の判断ですから、白癬菌が血管の中に入っているって脳に上がらないと限らないと、だからそういうふうな医者が判断すれば水虫でも脳波はとる、けれどもそれは常識的に考えてどうだと言ったら、常識的にはそんなことはしないのが当たり前で。だれが考えたって当たり前だと思ふんです。そういうことをして診療費を増ししている。こういう医者が大阪の方にあったんです。大体私は老人を病院から追い出したり負担増しを強いるというのはいけません。四つの視点から私は伺いたいと思います。

まず、診療報酬及び医療機関のあり方ですね。今申し上げましたように、過剰診療だとか、それから不正請求なんというものが始終あります。だから、そういうことをまずなくさなくちゃいけないですね。それから、在宅ケアを進めたいのならそれに合う体系をつくるべきだ、こういうふうには私は考えております。診療報酬という観点で見直されましたけれども、もっと本格的に、本当に根本的にこういうことを見直さなければならぬと思えますけれども、厚生大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(藤本孝雄君) その前に、この間のお礼を申し上げるのがございます。全国で二千数カ所、福祉工場、小規模作業所、これは身体障害者や精薄の方々が物をづくり販売をいたしております。社会参加をいたしておるわけでございますが、最近の特別事情によりまして仕事が少ない。私ども心配いたしましたし

て、随分各方面にお願いをいたしまして仕事をあ
つせんしておたつたわけですが、下村先生
のおかげで仕事のごあつせんをいただきました。
九カ所の作業所が仕事をいただきました。全国の
福祉作業所を代表いたしまして厚くお礼を申し上
げたいと思います。

それから、今の医療費の問題でございますが、
確かに人口の高齢化、医療の高度化その他の理由
によりまして医療費がふえておることは事実であ
りますけれども、これはだれかが負担をしなけれ
ばならぬわけでございますので、必要な医療の給
付は確保しなければならぬ。同時に過重な
負担は防いでいかなければならぬ。こういう意味
から、御指摘のように医療費の合理化を進めてお
るわけでございます。それからもう一つ、考え方
方に立ちまして、医療費の適正化、合理化とい
うことについては十分に力を入れていかなければ
ならぬというふうに思います。特に、高齢化社会が
これから本格化するわけでございますから、そう
いう高齢化社会にふさわしい効率的医療を提供す
るよう、この点につきましても、高齢者にふさ
わしい医療はどうあるべきかということにつきま
しても十分これから考えてまいらなければならぬ
というふうに考えております。

○下村委員 私の質問時間はあと十二分ございま
すけれども、何でも放送の関係がありまして、
六時過ぎたらこれはもう夜は放送しないのだそう
で、残った八分は打ち切られるそうですから、私
は今テレビが中継している間のみでやめさせてい
ただきます。何となく小会派がいびられているよ
うですが……。

それで、たくさん質問をしたいことがあるので
ございますけれども、時間の都合で中抜きでまい
ります。

高齢者になりまして生きがいという面から私ち
よっと伺いたいと思うのですが、現在、国
がやっている高齢者に対する施策がいろいろとご
ざいます。これに対して文句を言う筋合いは私は
持っておりません。もつとどんどんやってほしい

と思っております。それで、ここに各民間企業が
まとめたアンケートがあるんです。

これは大阪の方にある、あるガス会社ですが、余
生はのんびり旅行や趣味を楽しみながら、これが
一番多いですね。理想の老後の生活をより具体
的に聞いてみると、旅行をしたり趣味にのめり
込む生活、この願望が五六%、友人知人と行き来す
る交際の多い生活希望者が二五・七%、それから
子供や孫に囲まれた生活、この願望が二〇%、
それから、まだ仕事を続けたい、これは男の方が
多いですね。

それから、これはある銀行だと思いましたが。こ
れが男女とも趣味の充実、旅行をし見聞を広める
が一位、二位です。男性の三位が仕事を続け
る、これもやっぱりそうですね。それから、有効
な蓄財に力を注ぐ、これは老後への認識。

それからもう一つ、こちらにあります。これは
ある生命保険会社です。老後のライフプランに
関する調査、これもやはり旅行が六二・八%、友
人との交際が五一%、趣味に専念が四一%、これ
がベストスリー、こういうことになっておりま
す。

こういうふうに老後の生活というものをいかに
楽しく生活したいか、これはもう当然だと思いま
すね。ところが現在の、先ほども申し上げました
年金制度その他ではなかなかこういう楽しみがで
きないというところに難点があるわけですから、
こういう方々の希望に対するこれからのビジョン
といひましようか、それを総理に伺って終わりに
したいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 結局、究極の福祉とい
うのは、お年寄りもあるいは身体障害者等、恵ま
れない方々もその地域社会の中にいらつしやるとい
うのが普通の状態である、これが私、最近おつし
やっておるノーマライゼーションというもののじや
ないかなというふうに思っております。そういう
社会をつくるために、こういう有益な問答をしな
がら一生懸命お互いが研さんすることが大事な
ことじやなからうかなと、極めて素朴な考え方を

申し上げたわけでございます。
○委員長(堀木又三君) 本日の質疑はこの程度に
とどめ、明日は午前十時に委員会を開会すること
とし、これにて散会いたします。
午後六時散会